島根原子力発電所第2号機 審査資料		
資料番号	NS2-補-027-10-51 改 04	
提出年月日	2023 年 2 月 22 日	

支持装置の評価手法の精緻化について

2023年2月

中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

目次

1.	はじめに	1
2.	適用範囲	2
3.	支持装置の構造及び作動原理	3
3.	.1 支持装置に要求される基本機能	3
3.	.2 メカニカルスナッバ	4
3.	.3 オイルスナッバ	8
3.	.4 ロッドレストレイント	<mark>13</mark>
4.	支持装置の耐震設計	<mark>14</mark>
4.	.1 既工認における評価	<mark>14</mark>
4.	.2 支持装置の定格荷重	<mark>15</mark>
4.	.3 今回工認における評価	17
	4.3.1 評価手順	17
	4.3.2 支持装置の耐震設計に係る技術基準及び適用規格	<mark>19</mark>
	4.3.3 既工認と今回工認の差異	<mark>22</mark>
	4.3.4 電力共同研究の知見の今回工認への適用の妥当性	<mark>24</mark>
5.	今回工認の二次評価において適用する新規基準値の設定	<mark>31</mark>
5.	.1 評価部位及び評価項目の抽出	<mark>32</mark>
5.	.2 JEAG4601に規定の許容限界に対する定格荷重の裕度の算出	<mark>72</mark>
5.	.3 耐力試験において確認された限界耐力値に対する定格荷重の裕度の算出	<mark>76</mark>
	5.3.1 耐力試験において確認された限界耐力値の概要	<mark>76</mark>
	5.3.2 限界耐力値に対する定格荷重の裕度の算出	<mark>78</mark>
5.	.4 新規基準値の設定	81
6.	結論	<mark>88</mark>

- 別紙1 スナッバ確性試験の概要
- 別紙2 支持装置の耐震設計に係る技術基準及び適用規格の内容
- 別紙3 支持装置の強度評価方法(構造部材に対する強度評価)
- 別紙4 スナッバの電力共同研究の概要
- 別紙5 スナッバの JNES研究の概要
- 別紙6 スナッバの限界耐力設定にあたってのばらつきの考え方
- 別紙7 ロッドレストレイント耐力試験の概要
- 別紙8 ロッドストレイントの新規耐力係数にあたってのばらつきの考え方

用語の定義

本資料中に用いる以下の用語の定義は以下のとおり。

No.	用語	定義	初出箇所
1	構造部材	支持装置を構成する部品のうち,荷重伝達経路上に あり,配管から伝達される荷重(配管反力)に対し て支持機能を発揮するための強度部材	P.4 3.2 メカニカル スナッバ
2	機能部品	 ・支持装置を構成する部品のうち、荷重伝達経路上 にあり、支持装置の動作機能に必要な部品 ・試験結果に基づき限界耐力値を設定する部品 	P.4 3.2 メカニカル スナッバ
3	定格荷重	各製品の設計強度に基づき支持装置メーカが定めた 型式別の許容荷重	P.1 1. はじめに
4	(今回工認の) 一次評価	支持装置の地震時荷重に対して,あらかじめ設定し た設計上の基準値を評価基準値として行う評価(既 工認の評価と同様)	P.14 4.3 今回工認に おける評価
5	(今回工認の) 二次評価	設計用地震力の増大により、支持装置に負荷される 地震時荷重があらかじめ設定した設計上の基準値を 超過した箇所に対して実施する評価	P.14 4.3 今回工認に おける評価
6	新規耐力係数	構造部材の許容限界に対する定格荷重の裕度及び機 能部品の耐力を考慮して設定した係数であって,定 格荷重に乗じる係数	P.14 4.3 今回工認に おける評価
7	新規基準値	・定格荷重に新規耐力係数を乗じて設定した今回工 認の二次評価において適用する評価基準値	P.1 1. はじめに
8	スナッバの機能	支持機能と動作機能の2つがあり,支持機能とは支 持構造物として要求される構造強度及び動剛性,動 作機能とは配管や機器の熱移動を拘束することなく 追従する機能	P.12 4.2 支持装置の 定格荷重
9	耐力試験	今回工認の二次評価において適用する新規基準値を 設定するにあたり参照した既往研究等の耐力試験 【電力共同研究】 平成 12 年度 耐震設計に関する新知見に対する機 器耐震評価法の研究 (Phase2) 【JNES研究】 平成 21~22 年度 耐震機能限界試験 (スナバ) に 係る報告書 【自社研究】 平成 21~22 年度 ロッドレストレイント耐力試験 に係る報告書	P.1 1. はじめに
10	確性試験	支持装置メーカにおいて支持装置の基本性能を確認 及び担保する目的で実施している試験	P.12 4.2 支持装置の 定格荷重

No.	用語	定義	初出箇所
11	限界耐力評価法	・電共研において策定された支持装置の限界耐力評価手法 ・支持装置を構成する荷重伝達経路上の構造部材の 許容限界により定まる耐力並びに機能維持評価法及 び座屈評価法等により機能部品の動作機能が担保された荷重のうち小さい方の値により定まる限界耐力 値を用いて,地震時荷重に対する支持装置の健全性 を評価する手法	P.20 4.3 今回工認 における評価
12	動剛性	 ・スナッバが地震時荷重を受ける際に支持構造物として持つ剛性であり、本資料においてはばね定数と同じ意味で用いる。 ・JNES研究においては、動ばね定数と記載されている。 	P.12 4.2 支持装置 の定格荷重
13	振動応答試験	 ・スナッバを定格荷重が発生するよう一定の振動数 で加振し、地震時荷重に対して要求される動剛性を 示すことを確認する試験 ・電共研においては、振動試験と記載されている。 	P.13 4.2 支持装置 の定格荷重
14	過負荷振動試験	スナッバを定格荷重×1.5 が発生するよう一定の振 動数で加振し,地震時荷重に対して要求される動剛 性を示すことを確認する試験	P.134.2 支持装置の定格荷重
15	低速走行試験	スナッバのピストン部を配管や機器の熱膨張による 変位発生時に想定される速度で移動させ,要求され る抵抗力以下で追従できることを確認する試験	P.134.2 支持装置の定格荷重
16	最大負荷荷重	支持装置の機能が維持された状態における最大荷重 (電共研及び自社試験)(図 5-11 参照)	 P.74 5.3 耐力試験 において確認された限界耐力値 に対する定格荷重の裕度の算出
17	耐力確認荷重	機能喪失する試験ケースを除いた試験ケースにおけ る最大荷重(電共研及び自社試験)(図 5-11 参 照)	P.22 4.3 今回工認 における評価

No.	用語	定義	初出箇所
18	限界耐力値	 ・スナッバの破壊試験の結果を踏まえて必要に応じて補正した耐力評価式を用いて算出した机上計算による構造部材及び機能部品の耐力値,あるいはそれらの耐力値のうち支持装置全体での最小値 ・機能部品の限界耐力値については,試験結果に基づいて策定した耐力算出方法により算出する。 ・JNES研究においては耐力値と記載されている。 	P.1 1. はじめに
19	耐力評価式	支持装置の限界耐力値算出に用いる評価式であ り,構造部材においては応力算出式と許容応力 から各部材の限界耐力値を算出する評価式,機 能部品においては試験の結果を踏まえて策定し た評価式	P.22 4.3 今回工認に おける評価
20	ストローク	スナッバのピストンが移動できる限界長さ	P.24 4.3 今回工認に おける評価
21	実際の耐力値	スナッバが実際の破損又は機能喪失に至る直前 の耐力値	 P.74 5.3 耐力試験に おいて確認され た限界耐力値に 対する定格荷重 の裕度の算出
22	耐力評価手法	JNES研究において策定されたスナッバの評価手法であり,電共研における限界耐力評価法に相当	P.22 4.3 今回工認に おける評価
23	予想耐力	スナッバの限界耐力評価法を策定するために実施した電共研の破壊試験において,各構造部材に対してJEAG4601により定まる許容応力と各構造部材の構造に基づいて選定した耐力評価式を用いて,試験前に机上計算により算出した各部位の耐力値,あるいはそれら各構造部材の予想耐力のうちスナッバ全体での最小値	別紙 4-2 3. スナッバ限 界耐力評価法の 策定方針
24	評価耐力	電共研において、公称応力により部位ごとに計 算した予想耐力	別紙 4-29 4.5 破壊試験結 果の考察(図 3- 1 フロー(8) ~ (10))

No.	用語	定義	初出箇所
25	実耐力	応力算出式に含まれる裕度を取り除くととも に,使用材料のミルシート強度や構造を考慮し て部位ごとに計算した実力ベースの耐力	別紙 4-29 4.5 破壊試験結 果の考察(図 3- 1 フロー(8)~ (10))
26	型式	支持装置の名称(例:SMS-01, SMS-03等)	P.33.1 支持装置に要求される基本機能
27	基本型式	基本構造が同様となる型式の総称(例:SMS, SHP等)	P.78 5.4 新規基準値 の設定

1. はじめに

本資料は、以下に示す図書について補足する図書である。

・VI-2-1-12「配管及び支持構造物の耐震計算について」

島根原子力発電所第2号機(以下「島根2号機」という。)の機器・配管系の支持構造物の設計にあたっては、原子力発電所耐震設計技術指針(重要度分類・許容応力編JEAG4601・補-1984、JEAG4601-1987及びJEAG4601-1991 追補版)((社)日本電気協会)(以下「JEAG4601」という。)にしたがい、地震時荷重に対して十分な強度を持たせた耐震設計としている。

機器・配管系の支持構造物のうち支持装置に分類されるメカニカルスナッバ,オイル スナッバ及びロッドレストレイントは,JEAG4601の直接支持構造物に該当する ため,強度評価によって支持機能を評価する。

既工認における耐震設計では、JEAG4601を踏まえ、メカニカルスナッバ及び オイルスナッバについては、あらかじめ計算により定格荷重*1及び定格荷重×1.5 に対 する各構成部品の応力を求めて許容応力状態ⅢAS及び許容応力状態ⅣASの許容限界を 満足することを確認していることから、定格荷重及び定格荷重×1.5 を設計上の基準値 として定め、メカニカルスナッバ及びオイルスナッバに負荷される地震時荷重と比較す ることによって耐震性を確認している。ロッドレストレイントについては、あらかじめ 計算により定格荷重及び定格荷重×1.2 に対する各構成部品の応力を求めて許容応力状 態ⅢAS及び許容応力状態ⅣASの許容限界を満足することを確認していることから、定 格荷重及び定格荷重×1.2 を設計上の基準値として定め、ロッドレストレイントに負荷 される地震時荷重と比較することによって耐震性を確認している。

今回工認の支持装置の耐震設計においても、既工認同様、あらかじめ設定した設計上の基準値を評価基準値として適用することを基本とする。ただし、あらかじめ設定した 設計上の基準値はJEAG4601に規定の許容限界及び耐力試験*2において確認され た限界耐力値*3に対して十分な裕度を有していることから、設計用地震力が増大したこ とにより支持装置に負荷される地震時荷重があらかじめ設定した設計上の基準値を超え る場合は、JEAG4601に規定の許容限界及び耐力試験において確認された限界耐 力値を踏まえて新たに設定した新規基準値*4を評価基準値として適用する。

注記*1:用語の定義No.3参照

*2:用語の定義 No.9 参照

*3:用語の定義 No. 18 参照

*4:用語の定義 No.7 参照

1

2. 適用範囲

島根2号機の機器・配管系に設置する支持装置のうちメカニカルスナッバ,オイルス ナッバ及びロッドレストレイントとし,設計用地震力の増大により地震時荷重があらか じめ設定した設計上の基準値を超える場合に新規基準値を適用した評価を実施する。

- 3. 支持装置の構造及び作動原理
- 3.1 支持装置に要求される基本機能

支持装置は、被支持体である配管系の設計において要求される機能に応じて、適切となる型式*等を選定し、設置される。本資料の適用範囲であるメカニカルスナッバ、オイル スナッバ及びロッドレストレイントに要求される基本機能を表 3-1 に示す。

衣 3 1 文行表世の室平版能			
支持装置	プラント通常運転時	地震時	
メカニカルスナッバ	配管の熱膨張のような緩やか	地震時に発生する配管変位のような急速な配管移動は拘束する	
オイルスナッバ	な配管移動は拘束しない機能	りな 急速な 配 目 伊 動 な 拘 未 り る 機能	
ロッドレストレイント	配管変位を拘束する機能		

表 3-1 支持装置の基本機能

注記*:用語の定義 No. 26 参照

- 3.2 メカニカルスナッバ
 - (1) 構造

メカニカルスナッバは、プラント運転時に熱膨張が発生する高温配管の耐震用の 支持装置として、地震時に発生する配管変位のような急速な配管移動は拘束するが、 配管の熱膨張のような緩やかな配管移動は拘束しない機能を持った製品である。図 3-1 にメカニカルスナッバの構造概要を示す。また、メカニカルスナッバの外観を 図 3-2 に示す。

メカニカルスナッバは、ボールねじ、ボールナット等にて配管移動を回転運動に 変換し、入力加速度が小さい(緩やかな配管移動)場合は小さな抵抗力で自由に移 動するが、入力加速度が大きい(急速な配管移動)場合は大きな抵抗力が発生して 配管を拘束する機構を有しており、配管移動拘束時に発生する荷重(配管反力)を 支持するための構造部材^{*1}及び配管移動に追従するための機能部品^{*2}としての役割 を持った部品等で構成されている。

支持機能としては、後述のオイルスナッバと同一の機能を有しているが、オイル スナッバは作動油及びそのシール材が必要であることに対し、メカニカルスナッバ はそれらが不要となる特徴を有しており、主たる点検項目であるシール性に対する 点検が不要であることから、メカニカルスナッバはオイルスナッバと比較してメー カにて推奨される点検頻度が少ない。また、全て機械的な部品で構成されているこ とから、放射線により性能が変化する心配がない。一方で、オイルスナッバは比較 的小さいため、設置性に優れる等の特徴があり、これらを総合的判断し、メカニカ ルスナッバとオイルスナッバを使い分ける。

注記*1:用語の定義 No.1 参照

*2:用語の定義 No.2 参照



図 3-1 メカニカルスナッバの構造概要



図 3-2 SMS 型メカニカルスナッバの外観

(2) 作動原理

メカニカルスナッバの作動原理の概要を図 3-3 に示す。また、ボールねじ及び ボールナット部の概要図を図 3-4 に示す。メカニカルスナッバの作動原理は、ボ ールナットの往復運動に対して、ボールナット内部でボールねじのねじ溝に沿って ボールが循環することで、ボールねじを介してフライホイールの回転運動に変換す ることが基本原理である。ボールナットに往復運動(振動)が加わると、ボールね じは回転を開始しようとするが、フライホイールの慣性によって回転が阻止される ため、ボールナットは往復運動ができずに外力に抵抗する荷重が発生する。

外力に抵抗する荷重(抵抗力)は以下の式で表される。

- $F = M \cdot \alpha$
- ここで,
 - F:抵抗力
 - M:フライホイール質量
 - α :加速度



図 3-3 メカニカルスナッバの作動原理



また、メカニカルスナッバの動作の様子を図 3-5 に示す。入力加速度が小さい (緩やかな配管移動)場合は、メカニカルスナッバの軸方向に作用した力は、ボー ルねじによってシリンダ内のフライホイールの回転運動に変換されるとともに、メ カニカルスナッバ全体が伸縮する。

入力加速度が大きい(急速な配管移動)場合は,フライホイールの回転慣性が抵 抗力となって支持機能が発揮され,メカニカルスナッバ全体の伸縮も拘束される。

図 3-5 メカニカルスナッバの動作の様子

- 3.3 オイルスナッバ
 - (1) 構造

オイルスナッバは、メカニカルスナッバと同様に、プラント運転時に熱膨張が発 生する高温配管の耐震用の支持装置として、地震時に発生する配管変位のような急 速な配管移動は拘束するが、配管の熱膨張のような緩やかな配管移動は拘束しない 機能を持った製品である。図 3-6 にオイルスナッバの構造概要を示す。また、オ イルスナッバの外観を図 3-7 及び図 3-8 に示す。

オイルスナッバは,作動油が充填されたシリンダ,ピストンロッド等にて配管移 動を作動油の流体抗力に変換し,入力速度が小さい(緩やかな配管移動)場合は小 さな抵抗力で自由に移動するが,入力速度が大きい(急速な配管移動)場合は大き な抵抗力が発生して配管を拘束する機構を有しており,配管移動拘束時に発生する 荷重(配管反力)を支持するための構造部材及び配管移動に追従するための機能部 品としての役割を持った部品等で構成されている。

なお、本資料で示すオイルスナッバは SHP 型オイルスナッバ(旧型)と SN 型オ イルスナッバ(新型)の2種類あるが、SHP 型オイルスナッバは作動油の流路及び オイルリザーバ(油タンク)が外付けの構造となり、SN 型オイルスナッバでは本体 に内蔵する構造が採用されている。また、SN 型オイルスナッバではシール材を金属 シールに変更することで、シール性を向上させている。具体的な構造の比較を図 3-9に示す。







図 3-7 SHP 型オイルスナッバの外観



図 3-8 SN 型オイルスナッバの外観

図 3-9 オイルスナッバの構造比較

(2) 作動原理

オイルスナッバの作動原理の概要を図 3-10 に示す。また、シリンダ内における ピストンロッド及びポペット弁の概要図を図 3-11 に示す。オイルスナッバの作動 原理は、ピストンロッドの往復運動に対して、シリンダ内部に設置されるポペット 弁に生じる流体抗力を弁の閉動作に変換することが基本原理である。図 3-11 に示 すとおり、ポペット弁は通常開状態となるよう弁体をばねにより押し上げた状態で 構成されており、配管熱膨張程度の緩やかなピストンロッドの移動では、弁体に生 じる流体抗力が小さいことから、ポペット弁が開状態で維持されるため、ピストン ロッドが移動可能な状態が維持される。一方で、地震時にみられる急速なピストン ロッドの移動では、ポペット弁に生じる流体抗力がばね反力に打ち勝って、弁が閉 じることで、ピストンロッドが往復運動ができずに外力に抵抗する荷重が発生する。

なお,表 3-1 に示すオイルスナッバの基本機能に直接関係するものではないが, ピストンの振動により作動油内に生じたポペット弁近傍の気泡の除去や,地震等に よりポペット弁が閉じた後でも,配管熱膨張に追従できるようにすることを目的と したリーク穴が設けられている。



図 3-10 オイルスナッバの作動原理





図 3-11 シリンダ内におけるピストンロッド及びポペット弁の概要図

3.4 ロッドレストレイント

ロッドレストレイントは,配管の耐震用の支持装置として,配管変位を拘束する機能を持った製品である。図 3-12 にロッドレストレイントの構造概要を示す。また, オイルスナッバの外観を図 3-13 及び図 3-14 に示す。

ロッドレストレイントは、メカニカルスナッバやオイルスナッバとは異なり、機能 部品から構成される動的機構を有しておらず、地震時に発生する配管変位のような急 速な配管移動に加え、配管の熱膨張のような緩やかな配管移動も拘束する。



図 3-12 ロッドレストレイントの構造概要



図 3-13 RSA 型ロッドレストレイントの外観



図 3-14 RTS 型ロッドレストレイントの外観

- 4. 支持装置の耐震設計
- 4.1 既工認における評価

既工認における支持装置の評価手順を図 4-1 に示す。

既工認における支持装置の耐震評価では,支持装置に対する荷重による評価として, 配管系の地震応答解析から算出された支持装置に負荷される配管反力(地震時荷重) が,あらかじめ設定した設計上の基準値を満足していることを確認している。

ここで、あらかじめ設定した設計上の基準値とは、支持装置に対する荷重による評価における評価基準値に相当するものであり、評価基準値に対する支持装置の強度評価として、各構造部材の応力がJEAG4601に規定の許容応力状態ⅢAS及び許容応力状態ⅣASの許容限界を満足することを確認している。

支持装置の耐震設計に係る技術基準及び適用規格については、4.3.2 に詳細を記載 している。

なお、支持装置に対してJEAG4601に規定の強度評価を行う場合、構造部材 ごとに評価を実施する必要があるが、評価作業の合理化を目的として、既工認の評価 においてはあらかじめ設定した設計上の基準値を用いた評価を実施している。



注記*:支持装置を含む支持構造物の追設、容量変更、位置変更等

図 4-1 既工認における支持装置の評価手順

4.2 支持装置の定格荷重

支持装置は,支持装置メーカによる構造部材及び機能部品の市場調達性,製作性等 を考慮して標準化された製品であり,製造設計にあたって設定する定格荷重は,構造 部材の許容限界や機能部品の限界耐力値に対して十分に余裕のある設計となっている。

支持装置の製造設計では、定格荷重を用いて構造部材の構造強度がJEAG460 1に規定の直接支持構造物の許容限界を十分満足し、定格荷重に対して余裕のある設 計であることを確認している。

したがって、荷重による評価として、支持装置の地震時荷重が定格荷重を踏まえて あらかじめ設定した設計上の基準値を満足する場合、構造部材ごとに評価を実施しな くても各評価部位の応力がJEAG4601に規定の許容限界を満足することになる。

また,機能部品を有しているメカニカルスナッバ及びオイルスナッバについては, スナッバの機能*1 確認試験として,表 4-1 に示す確性試験*2 によって地震時荷重に 対して想定される動剛性*3 を発揮できること,配管の熱変位に対して抵抗なく追従で きること,使用環境で機能を発揮できること等を確認している。確性試験の詳細につ いては,別紙1に示す。

注記*1:用語の定義 No.8 参照

*2:用語の定義 No. 10 参照

*3:用語の定義 No. 12 参照

要求 機能	試験項目	試験内容
	振動応答試験*1 (定格荷重) 過負荷振動試験*2 (定格荷重×1.5)	定格荷重,定格荷重×1.5が発生する変 位で加振し,地震時荷重に対して要求さ れる動剛性を有していることを確認す る。
耐震性	低速走行試験*3	ピストン部を熱膨張による変位時に想 定される速度で移動させ,配管の熱変 位に対して抵抗なく追従できることを 確認する。
	レリーズ試験又はブリード レート試験*4	熱移動を想定した速度での移動時に, 拘束力が生じる変位を与え,ブレーキ 機構が作動した後でも,スティックせ ずに熱移動に追従することを確認す る。
耐震性 以外	その他環境試験*5	高温,高湿度,放射線照射時等の環境 状態で機能が維持されることを確認す る。

表 4-1 メカニカルスナッバ及びオイルスナッバ確性試験の概要

注記*1:用語の定義 No. 13 参照

*2:用語の定義 No. 14 参照

*3:用語の定義 No. 15 参照

- *4:熱変位を想定した緩やかな変位を与えているところに、地震を想定した素早い 変位を与えることで、地震によりブレーキ機構が作動した後の熱移動への追従 を確認するものである。メカニカルスナッバにおいてはレリーズ試験、オイル スナッバにおいてはブリードレート試験と呼ぶ。
- *5:各環境試験後に振動試験及び低速走行試験を実施する。

- 4.3 今回工認における評価
 - 4.3.1 評価手順

今回工認における支持装置の評価手順を図 4-2 に示す。

今回工認における支持装置の耐震評価では、一次評価*1として既工認と同様、 地震応答解析から算出された配管反力(地震時荷重)があらかじめ設定した設計 上の基準値以下であることを確認する。

支持装置の地震時荷重があらかじめ設定した設計上の基準値を超過する場合は, 二次評価*²として,今回工認において新たに設定した新規基準値以下であること を確認する。

今回工認の二次評価において適用する新規基準値は、以下の手順で設定する。 なお、新規基準値設定の詳細は、「5. 今回工認の二次評価において適用する新 規基準値の設定」に示す。

・メカニカルスナッバ及びオイルスナッバ:

荷重伝達経路を踏まえて抽出した評価部位及び評価項目について,JEAG4 601に規定の許容限界及び耐力試験において確認された限界耐力値に対する定 格荷重の裕度の最小値以下となる新規耐力係数*³を設定し,定格荷重に乗じるこ とにより,新規基準値を設定する。

・ロッドレストレイント:

荷重伝達経路を踏まえて抽出した評価部位及び評価項目について,JEAG4 601に規定の許容限界値に対する定格荷重の裕度の最小値以下となる新規耐力 係数を設定し,定格荷重に乗じることにより,新規基準値を設定する。

今回工認における支持装置の耐震評価として,上記の一次評価及び二次評価を 実施し,支持装置の耐震性を担保する。

注記*1:用語の定義 No.4 参照

- *2:用語の定義 No.5 参照
- *3:用語の定義 No.6 参照



注記*1:支持装置を含む支持構造物の追設,容量変更,位置変更等

*2: JEAG4601に規定の許容限界及び耐力試験において確認された限界 耐力値を踏まえて設定した値(設定の詳細は「5.今回工認の二次評価に おいて適用する新規基準値の設定」に示す。)

図 4-2 今回工認における支持装置の評価手順

4.3.2 支持装置の耐震設計に係る技術基準及び適用規格

支持装置の耐震設計に係る技術基準及び適用規格の概要を図 4-3 に示すとともに,該当部の抜粋を別紙2に示す。

機器・配管系の支持構造物である支持装置は,実用発電用原子炉及びその附属 施設の技術基準に関する規則の第5条(地震による損傷の防止)に基づき,「施 設の機能を維持していること又は構造強度を確保していること」が要求される。

支持装置の耐震設計では、JEAG4601の直接支持構造物に該当し、支持 装置の構造部材の強度評価が求められるため、配管から伝達される荷重(配管反 力)に対する支持装置の発生応力がJEAG4601に規定の許容限界を満足す ることを確認する。

JEAG4601では、機器・配管系の強度評価は応力計算を行って許容応力 と比較することを基本としているが、機能維持上の評価が必要な場合は試験によ る設計も可能であること、強度評価における許容限界内にあることの確認では、 荷重による評価として、あらかじめ計算により求めた標準荷重等や試験で確認し た許容荷重を用いる場合があると記載されている。

なお, VI-2-1-12「配管及び支持構造物の耐震計算について」における支持構造物の種別に対する評価方法の一覧を表 4-2 に示す。



図 4-3 支持装置の耐震設計に係る技術基準及び適用規格の概要

No.	種別		評価方法	評価方法の選定理由
1	メカニカルスナッバ オイルスナッバ		- 定格荷重評価(一次 評価)及び新たに設 定した許容荷重によ	
2				
3	ロッドレス	ペトレイント	る評価(次評価)	七記支佐楼浩顺八定枚英重
4	スプリングハンガ			等を標準荷重として設計される製品であるため、荷重
5	コンスタントハンガ リジットハンガ		定格荷重評価	による評価を行う。
6				
7	粘性	ダンパ	使用荷重	
8		ラグ		
9	レストレイント	Uボルト	Ⅲʌऽ/₩ʌs莎佈	支持構造物に応じた耐震設
10		支持架構	┃ ШАЅ/ӏѴАЅ評価	計 C し, 谷 博 宣 部 材 の 強 度 評価を行う。
11		埋込金物		

表 4-2 今回工認における支持構造物の評価方法

4.3.3 既工認と今回工認の差異

支持装置に対する既工認の評価及び今回工認における評価は,図4-1及び図4-2のとおり,荷重による評価として,支持装置の地震時荷重があらかじめ設定した設計上の基準値を満足できなかった場合の扱いが異なる。

既工認では、即座に設計変更へ移行することに対して、今回工認においては、 あらかじめ設定した設計上の基準値に余裕があること及び耐力試験において確認 された限界耐力値を踏まえて、新規基準値による二次評価を適用し、支持装置の 耐震性を確認することである。なお、二次評価を満足しない場合は、設計変更を 行う。

二次評価における新規基準値の設定にあたっては,JEAG4601に規定の 許容限界及び耐力試験において確認された限界耐力値を踏まえて,支持装置の構 造部材の強度評価及び機能部品を含む機能確認に係る内容を検討した。

既工認と今回工認の評価方法の差異を表 4-3 に示し,既工認及び今回工認の 評価基準値に係る考え方を図 4-4 に示す。

Ne	種別 -		評価方法		
NO.			既工認	今回工認	
1	メカニカルスナッバ			定格荷重評価(一次	
2	オイルスナッバ			評価)及び新たに設 定した許容荷重によ	
3	ロッドレストレイント		学校带手河伍	る評価(二次評価)	
4	スプリングハンガ		止 俗何 里 評 伽	同左	
5	コンスタントハンガ			同左	
6	リジッ	・トハンガ		同左	
7	粘性	ダンパ		使用荷重	
8		ラグ			
9	レスト レイント	Uボルト	ⅢAS/ⅣAS評価		
10		支持架構		[H]/工	
11		埋込金物			

表 4-3 既工認と今回工認の評価方法の差異

22



図 4-4 既工認及び今回工認の評価基準値に係る考え方

4.3.4 電力共同研究の知見の今回工認への適用の妥当性

今回工認の二次評価における新規基準値の設定にあたっては、耐力試験を実施 した、「平成 12 年度 共同研究報告書 耐震設計に関する新知見に対する機器耐 震評価法の研究(Phase2)」(以下「電共研」という。)の知見を適用した。電共研 の詳細を別紙4に示す。

電共研では、メカニカルスナッバ及びオイルスナッバの振動試験として「スナ バ機能維持評価法のための破壊試験」を実施しており、その試験結果を使用して 構造強度及び機能維持の観点から限界耐力評価法を策定している。

今回工認の二次評価においては、機能部品を含むメカニカルスナッバ及びオイ ルスナッバの機能確認として、電共研において策定された振動試験及び低速走行 試験の結果に基づく限界耐力値を適用することとした。なお、電共研の知見の適 用にあたり、確性試験や第三者機関による研究成果との比較等により妥当性を検 討した結果、今回工認の支持装置の二次評価において適用する新規基準値の設定 に対して、電共研の知見を適用することは妥当であることを確認した。妥当性確 認結果を以下に示す。また、ロッドレストレイントについては、電共研及び後述 のJNES研究における試験条件を踏まえた耐力試験を実施し、新規基準値の設 定の妥当性を確認している。詳細を別紙7に示す。

(1) 試験項目の妥当性

電共研においては,機能部品を含むメカニカルスナッバ及びオイルスナッバの 機能確認として,耐震性の観点から振動試験及び低速走行試験にて行うこととし ているが,これらの試験項目について,確性試験における試験項目と比較を実施 し,妥当性を検討した。検討結果を表 4-4 に示す。検討の結果,電共研の試験 項目は妥当であることを確認した。

(2) 試験条件の妥当性

電共研については,限界耐力値の策定に関する振動試験及び低速走行試験の試 験条件が,確性試験と同様であるとともに,島根2号機の設計仕様と整合するた め,新規基準値の設定に適用することは妥当であることを確認した。試験条件と 島根2号機の設計仕様の比較結果を表 4-5 に示す。また,表 4-5 の記載内容の 詳細については別紙4に示す。

(3) 試験結果の妥当性

電共研の試験結果の妥当性確認のため,第三者機関による検討事例である, 「JNES 平成 21~22 年度 耐震機能限界試験(スナバ)に係る報告書」(以 下「JNES研究」という。)との比較を実施した。JNES研究の概要及び電 共研との比較結果の詳細を別紙5に示す。

JNES研究では、メカニカルスナッバ及びオイルスナッバの耐力評価手法*1 を策定することを目的として、地震に対する強度・機能の限界値を試験で確認し ており、振動応答試験及び低速走行試験にて耐力確認荷重*2が得られている。

電共研で策定された試験結果に基づく限界耐力値が妥当であることの検証とし て、JNES研究における一連の検討プロセスが電共研と同様であること、試験 条件が同等であること、及び試験結果より得られた耐力確認荷重に対して耐力評 価式*3を用いて設定した限界耐力値が同等であることを確認した。電共研とJN ES研究における限界耐力値(JNES研究では耐力値と記載)及び耐力確認荷 重の比較を表 4-6 に示す。

注記*1:用語の定義 No. 22 参照

*2:用語の定義 No. 17 参照

*3:用語の定義 No. 19 参照

確性試験の項目	確認内容	新規基準値設定に あたっての適用要否	電共研
振動応答試験 過負荷振動試験	所定の地震時荷重に対し て想定される動剛性であ ること	要	振動試験
低速走行試験	配管の熱変位に追従する こと	要	低速走行試験 (振動試験後)
レリーズ試験 又はブリード レート試験*1	地震時荷重を受けてブレ ーキ機構が働いた後で, 配管の熱移動に追従する こと	不要 (地震条件と熱条件 の重畳の影響は考慮 不要のため ^{*2})	
その他環境試験等	その他環境条件等で健全 であること	不要 (環境条件等に変更 がないため)	

表 4-4 新規基準値設定に対する各試験項目の適用要否

注記*1:熱変位を想定した緩やかな変位を与えているところに、地震を想定した素早い 変位を与えることで、地震によりブレーキ機構が作動した後の熱移動への追従 を確認するものである。メカニカルスナッバにおいてはレリーズ試験、オイル スナッバにおいてはブリードレート試験と呼ぶ。地震後の熱移動への追従性は、 本試験ではなく振動試験後の低速走行試験によって確認する。

*2:本試験の変位速度(2mm/sec~4mm/sec)に比べて,原子力プラントの温度変化 条件による変位速度は十分に小さいため,速度の大きい熱変位と地震の重畳に よる影響確認を目的とした本試験は実施不要と考えられる。確性試験時は,一 般産業向け製品と同等の条件にて性能確認を行っているため,本試験も実施し ている。

項目	電共研 試験条件	島根2号機 設計仕様	比較結果
加振波	正弦波	ランダム波	ランダム波では最大振幅の負荷は限定 的だが,正弦波では最大振幅が繰返し 負荷されるため,試験側が保守的な設 定である。
加振振動数	9Hz	10Hz 前後	同様
加振時間	10 秒程度	数十から百秒未 満	継続時間は試験側が短いが,正弦波入 力により試験側の負荷が保守的な設定 である。
振動試験の 判定基準	動剛性	動剛性	相違なし(具体的には以下基準を満足す ること) ・メカニカルスナッバ 型式 動剛性 (kgf/mm) SMS-03 SMS-1 SMS-3 SMS-6 SMS-10 SMS-6 SN-03 SN-6 SN-6 SN-16
加振開始位置	ストローク 1/2 (中央)	ストローク 1/2 (中央)	相違なし。加振はストローク*1/2 の位 置で開始する。
低速走行試験 の試験速度	2.1 (+0, -0.5) mm/sec	10 ⁻³ から 10 ⁻² mm/sec 程度	試験側の速度が大きく,保守的な設定 である。
低速走行試験 の判定基準	抵抗値	抵抗値	相違なし(具体的には以下基準を満足 すること) ・メカニカルスナッバ 型式 抵抗力 (kgf) SMS-03 SMS-1 SMS-3 SMS-6 SMS-10 SMS-

表 4-5 電共研における試験条件と島根2号機の設計仕様の比較

注記*:用語の定義 No. 20 参照

(1/3)													
値とJNES研究における耐力値及び耐力確認荷重との比較(メカニカルスナッバ)(1/3)													
(メカニカ)		最小裕度 部品の分 類											
-6 電共研の限界耐力値とJNES研究における耐力値及び耐力確認荷重との比較	JNES研究	最小裕度部品											
		耐力値 (kN) [D]											
		耐力確 認荷重 (kN) [C]											
	電共研	最小裕度 部品の分 猶	構造部材	林 造部構	抖堤轵斠	構造部材	留塘鴿鎙	择ኈ勏斠	構造部材	抖 堤	择쁞琧斠	择쁞흸斠	構造部材
		最小裕度部品	六角ボルト	六角ボルト	ベアリング押さえ	コネクティングチューブ	アンギュラ玉軸受	ベアリング押さえ	ベアリング押さえ	ベアリング押さえ	ベアリング押さえ	ニネクティングチューブ	ダイレクトアタッチブラケット
		限界 耐力値 (kN) [B]	19.0	18.8	16.8	53.9	75. 3	170.6	224.5	344.2	490.3	941.4	1353.3
表 4 [.]		耐力離 認荷重 (kN) [A]		29.9		56.2	94. 2	190.5	244.7				
	定荷(V)格重(N)			3	9	10	30	60	100	160	250	400	600
	式型			SMS-03	SMS-06	SMS-1	SMS-3	SMS-6	SMS-10	SMS-16	SMS-25	SMS-40	SMS-60

		J N E S 耐力値 / 電共研码界耐 力値 [D/B]								
力確認荷重との比較(オイルスナッバ)(2/3)		JNES局 力確認荷重 /電共研限 界耐力値 [C/B]								
		最小裕度 部品の分 類								
	J NES研究	最小裕度部品								
力値及び耐		耐力値 (kN) [D]								
らける耐ご		耐力確 認荷重 (kN) [C]								
る研究にま		最小裕度 部品の分 類	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材
:の限界耐力値とJNES	電共研	最小裕度部品	全長座屈	全長座屈	全長座屈	全長座屈	全長座屈	全長座屈	全長座屈	ターンバックル
電共动		限 高 (KN) [B]	5.3	14.1	22.7	50.8	141.8	196.1	318.7	514.8
表 4-6		耐力確 認荷重 (kN) [A]	17.4			69.3			388.2	
		定荷(NN) 格重(NN)	3	9	10	30	60	100	160	250
		型	SHP-03	SHP-06	SHP-1	SHP-3	SHP-6	SHP-10	SHP-16	SHP-25

~ • 1 ł Ì ł + E Ĩ 1 计上述 ~ 11 M 1111 ŧ 2 ₩

		JNES耐力値 /電共研限界耐 力値 [D/B]								
研の限界耐力値とJNES研究における耐力値及び耐力確認荷重との比較(オイルスナッパ)(3/3)		J NE S 耐 力確認荷重 /電共研限 界耐力値 [C/B]								
		最小裕度 部品の分 類								
	JNE S研究	最小裕度部品								
		耐力値 (kN) [D]								
		耐力確 認荷重 (kN) [C]								
		最小裕度 部品の分 類	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	機能部品	構造部材	機能部品	構造部材
	電共研	最小裕度部品	全長座屈	医是座屈	全長座屈	医是座屈	タイロッド (シール性)	ジャンクションコラムアダプタ	タイロッド (シール性)	ダイレクトイーヤ
6 電共		限 局 (kN) [B]	9.1	16.4	26.2	70.6	125.5	205.9	321.6	465.8
表 4—1		耐力確 認荷重 (kN) [A]	20.3			89.3	144.1		409.1	
		定荷 (N K) 格重 (N	3	9	10	30	09	100	160	250
	型式		SN-03	SN-06	SN-1	SN-3	SN-6	SN-10	SN-16	SN-25

5 í., -4 ł 1 Ĩ 1 14-44 -~ ł 1 -#
- 5. 今回工認の二次評価において適用する新規基準値の設定 今回工認における二次評価において適用する新規基準値の設定手順を以下に示す。また、各手順(手順1~手順4)における内容の詳細をそれぞれ、5.1~5.4に示す。
 - ・手順1:評価部位及び評価項目の抽出

電共研及びJNES研究並びに地震時の荷重伝達経路を考慮して,支持装置の強 度評価及び機能確認対象となる構造部材及び機能部品を抽出する。また,構造部材 については,評価部位及び評価項目を設定する。

- ・手順2:JEAG4601に規定の許容限界に対する定格荷重の裕度の算出 構造部材の評価部位及び評価項目について、定格荷重を用いてJEAG4601 に規定の強度評価を実施しJEAG4601に規定の許容応力に対する発生応力の 裕度を算出する。
- ・手順3:耐力試験において確認された限界耐力値に対する定格荷重の裕度の算出 電共研及びJNES研究の耐力試験において確認された限界耐力値を踏まえて構 造部材及び機能部品の限界耐力値を比較し、限界耐力値に対する定格荷重の裕度を 算出する。
- ・手順4:新規基準値の設定

算出したJEAG4601に規定の許容限界及び限界耐力値に対する定格荷重の 裕度の最小値以下の数値で新規耐力係数を設定し、定格荷重に乗じることにより、 新規基準値を設定する。



5.1 評価部位及び評価項目の抽出

今回工認における支持装置の二次評価において適用する新規基準値の設定にあたり, 電共研及びJNES研究を踏まえて設定した支持装置の異常要因分析に基づき,支持 装置を構造部材と,機能部品に分類した。評価部位及び評価項目の抽出にあたり確認 した異常要因分析を表 5-1 に示す。

また,構造部材に対する強度評価及び機能部品を含む機能確認に係る評価部位及び 評価項目を抽出した。抽出内容の概要を表 5-2 に示す。

なお,既工認においては,代表的な構造部材についての評価結果が記載されている が,今回工認においては,電共研及びJNES研究並びに地震時の荷重伝達経路を考 慮して評価部位及び評価項目を追加した。



表 5-1 異常要因分析

注記*1:各支持装置の構造部材の強度評価。

- *2:ポペット弁損傷においては,弁のバネ力の変化が考えられる。地震時には所定の抵抗力が得られないことが考えられる。また,地震後において *3:シール性喪失には,系内リークと系外リークが考えられる。系内リークの場合は,ビストン部のシール性が低下し,所定の抵抗力が得られない は低速走行時の抵抗力増大が考えられる。但し,地震時にはポペット弁のバネ力が変化するような地震荷重は作用しない。
 - 事が考えられる。系外リークの場合は,ピストンとロッドカバー間のシール性が低下し,所定の抵抗力が得られない事が考えられる。 *4:構造部材の変形により,低速走行時の抵抗力を増大させるもの。例えば,ピストンロッド,ロードコラム等の変形。
 - チュ・中山町町の文がにより、国政た日がの国所した中人にするもの。四人は、「く トノコント、エー トイノオギン文が
- *5:地震時には,ボールネジ部のボールの圧砕により支持機能喪失が考えられる。地震後においては,低速走行時の抵抗力増大が考えられる。

項目	対象	評価部位の 抽出方法	評価項目の 抽出方法
強度評価	構造部材		構造部材ごとに荷重伝達経 路を抽出し,想定される応 力分類(引張,圧縮,せん 断,曲げ,支圧,座屈)に 分類する。
機能確認	機能部品	支持装置の各部を抽 出し,構造部材と機 能部品に分類する。	機能部品は,想定される発 生荷重が,電共研及びJN ES研究の破壊試験にて機 能維持を確認した荷重値以 下となることの確認を実施 項目とする。ただし,比較 的単純な構造となる機能部 品については,構造部材と 同様の強度評価を実施項目 とする。

表 5-2 評価部位及び評価項目の抽出内容の概要

- (1) SMS 型メカニカルスナッバ
 - a. 構造及び荷重伝達経路

SMS 型メカニカルスナッバの構造及び荷重伝達経路を図 5-1 に示すとともに、 構成部品を構造部材及び機能部品に分類した結果を表 5-3 に示す。なお、基本 的に構造及び荷重伝達経路は全ての型式において同一である。

図 5-1 SMS 型メカニカルスナッバの構造及び荷重伝達経路

部品名	構造 部材	機能 部品	既工認	今回 工認	備考
①ブラケット	0	_	0	0	
②ジャンクションコラム	0	—	0	0	
③ロードコラム	0	—	0	0	
④ピン	0	—	0	0	
⑤コネクティングチューブ	0	—	0	0	
⑥ケース,ベアリング押さえ 及び六角ボルト	0	_	0	0	
⑦イーヤ	0		0	0	
⑧ユニバーサルボックス	0	—	\bigcirc	0	
⑨コネクティングチューブイーヤ部	0	_	0	0	
⑩ユニバーサルブラケット	0	_	0	0	
①ダイレクトアタッチ ブラケット	0		0	0	
12クランプ ^{*1}		_	—		
13ベアリングナット	0	_		0	追加項目*2
④ボールねじ	*3	$\bigcirc *^3$	_	0	追加項目*2
15アンギュラー玉軸受		0		0	追加項目*2
16球面軸受	_	0	—	0	追加項目*2
全長座屈*4		_	_	0	追加項目*2

表 5-3 SMS 型メカニカルスナッバの構造部材と機能部品

- 注記*1:メカニカルスナッバ本体ではなく、付属部品としてJEAG4601の強度評価を実施しているため、メカニカルスナッバ本体の強度評価対象外とする。(付属部品の強度評価例を別紙3添付1に示す。)
 - *2:既工認では,評価結果記載対象外となっているが,今回工認では,電共研及び JNES研究並びに地震時の荷重伝達経路を考慮し,評価対象として追加する。
 - *3:ボールねじは機能部品だが比較的単純な構造のため、構造部材と同様の強度評価を実施する。
 - *4:特定の部位ではないが、支持装置全体の座屈評価を項目として追加している。

b. 荷重伝達経路を踏まえた強度評価部位の抽出結果

荷重伝達経路を踏まえた強度評価部位の抽出結果を図 5-2 に、この抽出結果 に基づく構造部材に対する評価部位及び評価項目の抽出結果を表 5-4 に示す。

この抽出結果にしたがって設定した SMS 型メカニカルスナッバの評価部位及び 評価項目に対する詳細については,別紙3に示す。

また、今回工認の二次評価において適用する新規基準値の検討にあたって追加 した評価部位及び評価項目を表 5-5 に示す。比較のとおり、今回工認の二次評 価にあたっては、発生荷重の増大を考慮して評価項目を追加した。個々の評価部 位及び評価項目の追加理由については同表の「評価項目の相違及び評価項目追加 根拠」欄に記載する。

図 5-2 SMS 型メカニカルスナッバの強度評価部位

評価部位*	評価項目
	引張応力
①ブラケット	せん断応力
	支圧応力
\bigcirc	引張応力
(2) + > / > = > = > 1 > 1	せん断応力
	引張応力
31-1-74	せん断応力
④ピン	せん断応力
	引張応力
⑤コネクティングチューブ	せん断応力
	圧縮応力
	引張応力
⑥ケース	せん断応力
	支圧応力
	せん断応力
⑥ベアリング押さえ	支圧応力
	曲げ応力
⑥六角ボルト	引張応力
	引張応力
⑦イーヤ	せん断応力
	支圧応力
	引張応力
⑧ユニバーサルボックス	せん断応力
	支圧応力
	引張応力
⑨コネクティングチューブイーヤ部	せん断応力
	支圧応力
	引張応力
⑩ユニバーサルブラケット	せん断応力
	支圧応力
	引張応力
⑪ダイレクトアタッチブラケット	せん断応力
	支圧応力
③ベアリングナット	せん断応力
④ボールねじ	引張応力
全長座屈	圧縮応力

表 5-4 SMS 型メカニカルスナッバの構造部材に対する評価部位及び評価項目

注記*:各種構造部材の座屈評価は全長座屈にて評価する。

表	5 - 5	5 SMS	型メ	力二	カル	~スナ	ップ	いの
---	-------	-------	----	----	----	-----	----	----

構造部材に対する評価項目の比較及び追加根拠	· (1.	/4)
	- (-)	/

品番	評価部位	評価項目	今回 工認	既工認	評価項目の相違及び 評価項目追加根拠
	ブラケット	穴部引張	0	0	相違なし
1		穴部せん断	0	0	相違なし
		穴部支圧	0	0	相違なし
	ジャンクションコラム	ボルト引張	0	0	相違なし
0		溶接部引張	0	0	相違なし
2		溶接部せん断	0	0	相違なし
		コラム引張	0	_	基本的に溶接部評価の方が厳し いが,評価項目の網羅性のため 追加
	ロードコラム	引張	0	0	相違なし
3		ねじ部せん断 (部品全体)	0	_	基本的に引張応力評価の方が厳 しいが、評価項目の網羅性のた
		ねじ部せん断 (ねじ山)	0	_	め追加
4		ピンせん断	0	0	相違なし
	コネクティングチューブ	チューブ圧縮	0	0	 相違なし
5		チューブ引張	0	_	
		溶接部引張	0	_	基本的にチューブ部の圧縮応力 評価の方が厳しいが,評価項目 の網羅性のため追加
		溶接部せん断	0	_	

表	5 -	5	SMS	型メ	力二	力川	レス	ナ	ップ	いの
---	-----	---	-----	----	----	----	----	---	----	----

品番	評価部位	評価項目	今回 工認	既工認	評価項目の相違及び 評価項目追加根拠
	ケース	引張	0	0	相違なし
6		せん断	0	0	相違なし
		支圧	0	0	相違なし
	ベアリング押さえ	せん断	0	0	相違なし
6		支圧	0	0	相違なし
		曲げ	0	_	発生荷重の増大に伴い, 電共研 及びJNES研究の知見を採用 して評価項目の網羅性のため追 加
	六角ボルト				
6		引張	0	0	相違なし

構造部材に対する評価項目の比較及び追加根拠(2/4)

表	5 - 5	SMS 型メカニン	カルスナッバの
---	-------	-----------	---------

構造部材に対する評価項目の比較及び追加根拠(3/4)

品番	評価部位	評価項目	今回 工認	既工認	評価項目の相違及び 評価項目追加根拠
	イーヤ	穴部引張	0	0	相違なし
		穴部せん断	0	0	相違なし
		穴部支圧	0	0	相違なし
Ū		ねじ部引張	0	_	
		ねじ部せん断 (部品全体)	0	_	基本的に穴部の評価の方か敵し いが,評価項目の網羅性のため 追加
		ねじ部せん断 (ねじ山)	0	—	
	ユニバーサルボックス	穴部引張	0	0	相違なし
8		穴部せん断	0	0	相違なし
		穴部支圧	0	0	相違なし
	コネクティングチューブイ ーヤ部	穴部引張	0	0	相違なし
9		穴部せん断	0	0	相違なし
		穴部支圧	0	0	相違なし
	ユニバーサルブラケット	穴部引張	0	0	相違なし
10		穴部せん断	0	0	相違なし
		穴部支圧	0	0	相違なし

表	5 - 5	SMS 型メ	カニカ	ルスナ	ッバの
---	-------	--------	-----	-----	-----

品番	評価部位	評価項目	今回 工認	既工認	評価項目の相違及び 評価項目追加根拠
	ダイレクトアタッチブラケ ット	穴部引張	0	0	相違なし
(II)		穴部せん断	0	0	相違なし
Ű		穴部支圧	0	0	相違なし
		溶接部せん断	0	_	基本的に穴部の強度評価の方が 厳しいが,評価項目の網羅性の ため追加
(3)	ベアリングナット	ねじ部せん断	0	_	発生荷重の増大に伴い, 電共研 及びJNES研究の知見を採用 して評価項目の網羅性のため追 加
14	ボールねじ	引張	0	_	発生荷重の増大に伴い, 電共研 及びJNES研究の知見を採用 して評価項目の網羅性のため追 加
	全長	座屈	0	_	発生荷重の増大に伴い, 電共研 及びJNES研究の知見を採用 して評価項目の網羅性のため追 加

構造部材に対する評価項目の比較及び追加根拠(4/4)

- (2) SHP 型オイルスナッバ
 - a. 構造及び荷重伝達経路

SHP 型オイルスナッバの構造及び荷重伝達経路を図 5-3 に示すとともに,構成 部品を構造部材及び機能部品に分類した結果を表 5-6 に示す。なお,基本的に 構造及び荷重伝達経路は全ての型式において同一である。

図 5-3 SHP 型オイルスナッバの構造及び荷重伝達経路(1/2)

図 5-3 SHP 型オイルスナッバの構造及び荷重伝達経路(2/2)

部品名	構造 部材	機能 部品	既工認	今回 工認	備考
①ブラケット	0	—	0	0	
②ピストンロッド	0	—	0	0	
③コネクティングパイプ	0	—	0	0	
④ピン	0	—	0	0	
⑤シリンダチューブ	0	—	0	0	
⑥六角ボルト	0		0	0	
⑦イーヤ	0	—	0	0	
⑧スヘリカルアイボルト	0	—	0	0	
⑨コンロッド(Bタイプ)	0	_	0	0	
⑩コンロッド(Cタイプ)	0	_	0	0	
⑪ターンバックル	0	_	0	0	
①シリンダカバー	0	_	0	0	
③タイロッド	0	_	0	0	
④アダプタ	0	_	0	0	
15クランプ ^{*1}	_	—	—	_	
16ロッドカバー	0	—	_	0	追加項目*2
⑪球面軸受	_	0	_	0	追加項目*2
1®ポペット弁	_	0		0	追加項目*2
シール性*3		0		0	追加項目*2
全長座屈*4	_	_	_	0	追加項目*2

表 5-6 SHP 型オイルスナッバの構造部材と機能部品

- 注記*1:オイルスナッバ本体ではなく、付属部品としてJEAG4601の強度評価を 実施しているため、オイルスナッバ本体の強度評価対象外とする。(付属部品の 強度評価例を別紙3添付1に示す。)
 - *2:既工認では,評価結果記載対象外となっているが,今回工認では,電共研及び JNES研究並びに地震時の荷重伝達経路を考慮し,評価対象として追加する。
 - *3:特定の部位ではないが,部品間のシール部についての評価を項目として追加している。
 - *4:特定の部位ではないが、支持装置全体の座屈評価を項目として追加している。

b. 荷重伝達経路を踏まえた強度評価部位の抽出結果

荷重伝達経路を踏まえた強度評価部位の抽出結果を図 5-4 に、この抽出結果 に基づく構造部材に対する評価部位及び評価項目の抽出結果を表 5-7 に示す。

この抽出結果にしたがって設定した SHP 型オイルスナッバの評価部位及び評価 項目に対する詳細については,別紙3に示す。

また,今回工認の二次評価において適用する新規基準値の検討にあたって追加 した評価部位及び評価項目を表 5-8 に示す。比較のとおり,今回工認の二次評 価にあたっては,発生荷重の増大を考慮して評価項目を追加した。個々の評価部 位及び評価項目の追加理由については同表の「評価項目の相違及び評価項目追加 根拠」欄に記載する。

図 5-4 SHP 型オイルスナッバの強度評価部位(1/2)

図 5-4 SHP 型オイルスナッバの強度評価部位(2/2)

評価部位*	評価項目
	引張応力
①ブラケット	せん断応力
	支圧応力
②ピストンロッド	引張応力
	圧縮応力
のーウカニュンズパノー	引張応力
③コネクティンクハイノ 	せん断応力
	支圧応力
④ビン	せん断応力
⑤シリンダチューブ	引張応力
	圧縮応力
⑥六角ボルト	引張応力
	引張応力
⑦イーヤ	せん断応力
	支圧応力
	引張応力
⑧スヘリカルアイボルト	せん断応力
	支圧応力
	引張応力
⑨コンロッド(Bタイプ)⑩コンロッド(Cタイプ)	せん断応力
	支圧応力

表 5-7 SHP 型オイルスナッバの構造部材に対する評価部位及び評価項目(1/2)

評価部位	評価項目
①ターンバックル	引張応力
	せん断応力
⑫シリンダカバー	せん断応力
③タイロッド	引張応力
	引張応力
(4) / <i>A</i> / <i>A</i>	せん断応力
16ロッドカバー	せん断応力
全長座屈	圧縮応力

表 5-7 SHP 型オイルスナッバの構造部材に対する評価部位及び評価項目(2/2)

注記*:各種構造部材の座屈評価は全長座屈にて評価する。

品番	評価部位	評価項目	今回 工認	既工認	評価項目の相違及び 評価項目追加根拠
	ブラケット	穴部引張	0	0	相違なし
1		穴部せん断	0	0	相違なし
		穴部支圧	0	0	相違なし
	ピストンロッド	ロッド部引張	0	0	相違なし
(2)		ねじ部引張	0		基本的にロッド部の評価の方が 厳しいが,評価項目の網羅性の ため追加
	コネクティングパイプ	パイプ部圧縮	0	0	相違なし
		穴部引張	0		
3		穴部せん断	0		発生荷重の増大に伴い,電共研 及びJNES研究の知見を採用
		穴部支圧	0	_	して評価項目の網羅性のため追 加
		溶接部せん断	0		
4		せん断	0	0	相違なし
6	シリンダチューブ	引張	0	0	相違なし
5		圧縮	0	_	基本的に引張応力評価の方が厳 しいが,評価項目の網羅性のた め追加

表 5-8 SHP 空オイルステッハの構造部材に対する評価項目の比較及び追加根拠(

品番	評価部位	評価項目	今回 工認	既工認	評価項目の相違及び 評価項目追加根拠
6	<u>六角ボルト</u>	引張	0	0	相違なし
	イーヤ	穴部引張	0	0	相違なし
		穴部せん断	0	0	相違なし
7		穴部支圧	0	0	相違なし
		溶接部せん断	0	0	相違なし
8	スヘリカルアイボルト	穴部引張	0	0	相違なし
		穴部せん断	0	0	相違なし
		穴部支圧	0	0	相違なし
		ボルト部引張	0	0	相違なし
	コンロッド(Bタイプ) コンロッド(Cタイプ)	ロッド部引張	0	0	相違なし
	 	溶接部せん断	0	0	相違なし
9 10		穴部引張	0	_	
		穴部せん断	0	_	■ 基本的にロッド部評価の方が厳しいが、評価項目の網羅性のため追加
		穴部支圧	0	_	- V7 ビルH

表 5-8 SHP 型オイルスナッバの構造部材に対する評価項目の比較及び追加根拠(2/3)

品番	評価部位	評価項目	今回 工認	既工認	評価項目の相違及び 評価項目追加根拠
	ターンバックル	引張	0	0	相違なし
W		溶接部せん断	0	_	基本的にターンバックル本体の 評価の方が厳しいが,評価項目 の網羅性のため追加
12	シリンダカバー	せん断	0	0	相違なし
	タイロッド	ロッド部引張	0	0	相違なし
13		ねじ部引張	0	_	基本的にロッド部の評価の方が 厳しいが,評価項目の網羅性の ため追加
	アダプタ	引張	0	0	相違なし
14		溶接部せん断	0	_	基本的にアダプタ本体の評価の 方が厳しいが,評価項目の網羅 性のため追加
(6)	ロッドカバー	せん断	0	_	発生荷重の増大に伴い,電共研 及びJNES研究の知見を採用 して評価項目の網羅性のため追 加
	全長	座屈	0	_	発生荷重の増大に伴い, 電共研 及びJNES研究の知見を採用 して評価項目の網羅性のため追 加

表 5-8 SHP 型オイルスナッバの構造部材に対する評価項目の比較及び追加根拠(3/3)

- (3) SN 型オイルスナッバ
 - a. 構造及び荷重伝達経路

SN 型オイルスナッバの構造及び荷重伝達経路を図 5-5 に示すとともに,構成 部品を構造部材及び機能部品に分類した結果を表 5-9 に示す。なお,基本的に 構造及び荷重伝達経路は全ての型式において同一である。

図 5-5 SN 型オイルスナッバの構造及び荷重伝達経路

部品名	構造 部材	機能 部品	既工認	今回 工認	備考
①ブラケット	0	_	0	0	
②ピストンロッド	0	—	0	0	
③コネクティングパイプ	0	—	0	0	
④ ビ [°] ン	0	—	0	0	
⑤シリンダチューブ	0	—	0	0	
⑥六角ボルト	0	—	0	0	
$77 - 7^{*1}$	0	—	0	0	
⑧ロッドエンド	0	—	0	0	
⑨シリンダカバー	0	_	0	0	
⑩タイロッド	0	_	0	0	
⑪アダプタ	0	—	0	0	
②ロッドカバー	0	—	0	0	
③クランプ*2	_	—	_	—	
④ホルダ	0	—	_	0	追加項目*3
⑮球面軸受	_	0	_	0	追加項目*3
10ポペット弁		0		0	追加項目*3
シール性*4	_	0	—	0	追加項目*3
全長座屈*5		_	_	0	追加項目*3

表 5-9 SN 型オイルスナッバの構造部材と機能部品

注記*1:Bタイプにおけるダイレクトイーヤを含む。

- *2:オイルスナッバ本体ではなく、付属部品としてJEAG4601の強度評価を 実施しているため、オイルスナッバ本体の強度評価対象外とする。(付属部品の 強度評価例を別紙3添付1に示す。)
- *3:既工認では,評価結果記載対象外となっているが,今回工認では,電共研及び JNES研究並びに地震時の荷重伝達経路を考慮し,評価対象として追加する。
- *4:特定の部位ではないが,部品間のシール部についての評価を項目として追加している。
- *5:特定の部位ではないが、支持装置全体の座屈評価を項目として追加している。

b. 荷重伝達経路を踏まえた強度評価部位の抽出結果

荷重伝達経路を踏まえた強度評価部位の抽出結果を図 5-6 に、この抽出結果 に基づく構造部材に対する評価部位及び評価項目の抽出結果を表 5-10 に示す。

この抽出結果にしたがって設定した SN 型オイルスナッバの評価部位及び評価 項目に対する詳細については,別紙3に示す。

また、今回工認の二次評価において適用する新規基準値の検討にあたって追加 した評価部位及び評価項目を表 5-11 に示す。比較のとおり、今回工認の二次評 価にあたっては、発生荷重の増大を考慮して評価項目を追加した。個々の評価部 位及び評価項目の追加理由については同表の「評価項目の相違及び評価項目追加 根拠」欄に記載する。

図 5-6 SN 型オイルスナッバの強度評価部位

評価部位*1	評価項目
	引張応力
①ブラケット	せん断応力
	支圧応力
OP2 LYP w b	引張応力
	せん断応力
	圧縮応力
のコウカニ ハンガパノー	引張応力
	せん断応力
	支圧応力
④ピン	せん断応力
(の) いがチューブ	引張応力
	圧縮応力
⑥六角ボルト	引張応力
	引張応力
	せん断応力
	支圧応力
	圧縮応力
	引張応力
⑧ロッドエンド	せん断応力
	支圧応力
⑨シリンダカバー	せん断応力
⑩タイロッド	引張応力
①アダプタ	引張応力
	せん断応力
⑫ロッドカバー	せん断応力
④ホルダ	せん断応力
全長座屈	圧縮応力

表 5-10 SN 型オイルスナッバの構造部材に対する評価部位及び評価項目

注記*1:各種構造部材の座屈評価は全長座屈にて評価する。

*2: Bタイプにおけるダイレクトイーヤを含む。

品番	評価部位	評価項目	今回 工認	既工認	評価項目の相違及び 評価項目追加根拠
	ブラケット	穴部引張	0	0	相違なし
1		穴部せん断	0	0	相違なし
		穴部支圧	0	0	相違なし
	ピストンロッド	ロッド部引張	0	0	相違なし
2		ねじ部引張	0	_	基本的にロッド部の評価の方が
		カラー部 せん断	0	_	かしいか, 評価項目の納維性の ため追加
	コネクティングパイプ	パイプ部圧縮	0	0	相違なし
		穴部引張	0	_	
0		穴部せん断	0	_	基本的にパイプ部の評価の方が 厳しいが,評価項目の網羅性の
3		穴部支圧	0	_	- ため迫加
		溶接部せん断	0		発生荷重の増大に伴い, 電共研 及びJNES研究の知見を採用 して評価項目の網羅性のため追 加
4		せん断	0	0	相違なし
E	シリンダチューブ	引張	0	0	相違なし
5		圧縮	0		基本的に引張応力評価の方が厳 しいが,評価項目の網羅性のた め追加

表 5-11 SN 型オイルスナッバの構造部材に対する評価項目の比較及び追加根拠(1/3)

品番	評価部位	評価項目	今回 工認	既工認	評価項目の相違及び 評価項目追加根拠
6	六角ボルト	引張	0	0	相違なし
	イーヤ (Bタイプのダイレクトイー+	, 穴部引張	0	0	相違なし
	を含む。)	穴部せん断	0	0	相違なし
		穴部支圧	0	0	相違なし
7		溶接部せん断	0	0	相違なし
		ボルト取付部 引張	0	_	
		ねじ部せん断	0	_	基本的に穴部の評価の方が厳しい が,評価項目の網羅性のため追加
		パイプ部圧縮	0	_	
	ロッドエンド	穴部引張	0	0	相違なし
		穴部せん断	0	0	相違なし
8		穴部支圧	0	0	相違なし
		ボルト部引張	0	_	基本的に穴部の評価の方が厳しい が,評価項目の網羅性のため追加
		ねじ部せん断	0	_	発生荷重の増大に伴い,電共研及 びJNES研究の知見を採用して 評価項目の網羅性のため追加
9	シリンダカバー	せん断	0	0	相違なし
10	タイロッド	ねじ部引張	0	0	相違なし
	アダプタ	引張	0	0	相違なし
1		溶接部せん断	0	0	相違なし

表 5-11	SN 型オイルスナッ	バの構造部材に対する評価項目の比較及び追加	根拠 (2/3)
- <u> </u>			

品番	評価部位	評価項目	今回 工認	既工認	評価項目の相違及び 評価項目追加根拠
	ロッドカバー	せん断	0	0	相違なし
(4)	ホルダ	せん断	0	_	発生荷重の増大に伴い, 電共研 及びJNES研究の知見を採用 して評価項目の網羅性のため追 加
	全長	座屈	0	_	発生荷重の増大に伴い, 電共研 及びJNES研究の知見を採用 して評価項目の網羅性のため追 加

表 5-11 SN 型オイルスナッバの構造部材に対する評価項目の比較及び追加根拠(3/3)

- (4) RSA 型ロッドレストレイント
 - a. 構造及び荷重伝達経路

RSA 型ロッドレストレイントの構造及び荷重伝達経路を図 5-7 に示すとともに、 構成部品を構造部材及び機能部品に分類した結果を表 5-12 に示す。なお、基本 的に構造及び荷重伝達経路は全ての型式において同一である。

図 5-7 RSA 型ロッドレストレイントの構造及び荷重伝達経路

部品名	構造 部材	機能 部品	既工認	今回 工認	備考
①ブラケット	0	_	0	0	
②ピン	0	_	0	0	
③スヘリカルアイボルト	0	_	0	0	
④アジャストナット	0	_	0	0	
⑤パイプ	0	_	0	0	
⑥クランプ*1	_	_	—	_	
全長座屈*2	0		0	0	

表 5-12 RSA 型ロッドレストレイントの構造部材と機能部品

注記*1:ロッドレストレイント本体ではなく、付属部品としてJEAG4601の強度 評価を実施しているため、ロッドレストレイント本体の強度評価対象外とする。 (付属部品の強度評価例を別紙3添付1に示す。)

*2:構造強度評価については⑤パイプの圧縮応力評価にて実施している。

b. 荷重伝達経路を踏まえた強度評価部位の抽出結果

荷重伝達経路を踏まえた強度評価部位の抽出結果を図 5-8 に、この抽出結果 に基づく構造部材に対する評価部位及び評価項目の抽出結果を表 5-13 に示す。

この抽出結果にしたがって設定した RSA 型ロッドレストレイントの評価部位及 び評価項目に対する詳細については,別紙3に示す。

また、今回工認の二次評価において適用する新規基準値の検討にあたって、評価部位及び評価項目の既工認との比較及び追加根拠について比較したものを表 5 -14 に示す。

図 5-8 RSA 型ロッドレストレイントの強度評価部位

評価部位*	評価項目			
	引張応力			
①ブラケット	せん断応力			
	支圧応力			
②ピン	せん断応力			
	引張応力			
③スヘリカルアイボルト	せん断応力			
	支圧応力			
④アジャストナット	引張応力			
⑤パイプ	圧縮応力			
全長座屈	圧縮応力			

表 5-13 RSA 型ロッドレストレイントの構造部材に対する評価部位及び評価項目

注記*:各種構造部材の座屈評価は全長座屈にて評価する。

品番	評価部位	評価項目	今回 工認	既工認	評価項目の相違及び 評価項目追加根拠
	ブラケット	穴部引張	0	0	相違なし
1		穴部せん断	0	0	相違なし
		穴部支圧	0	0	相違なし
2	ピン	せん断	0	0	相違なし
	スヘリカルアイボルト	穴部引張	0	0	相違なし
3		穴部せん断	0	0	相違なし
		穴部支圧	0	0	相違なし
		ボルト部引張	0	0	相違なし
4	アジャストナット	溶接部引張	0	0	相違なし
5	パイプ	圧縮	0	0	相違なし
	全長	圧縮	0	0	相違なし(⑤パイプの圧縮応力 評価にて実施)

表 5-14 RSA 型ロッドレストレイントの構造部材に対する評価項目の比較及び追加根拠

- (5) RTS 型ロッドレストレイント
 - a. 構造及び荷重伝達経路

RTS 型ロッドレストレイントの構造及び荷重伝達経路を図 5-9 に示すとともに、 構成部品を構造部材及び機能部品に分類した結果を表 5-15 に示す。なお、基本 的に構造及び荷重伝達経路は全ての型式において同一である。

図 5-9 RTS 型ロッドレストレイントの構造及び荷重伝達経路
部品名	構造 部材	機能 部品	既工認	今回 工認	備考
①ブラケット	0	_	0	0	
②ピン	0	—	0	0	
③パイプ	0	—	0	0	
④コネクティングパイプ溶接部	0	—	0	0	
⑤コネクティングイーヤ	0	—	0	0	
⑥インナーチューブ	0	—	0	0	
⑦クランプ*1	_	—	—	—	
全長座屈*2	0		0	0	

表 5-15 RTS 型ロッドレストレイントの構造部材と機能部品

注記*1:ロッドレストレイント本体ではなく、付属部品としてJEAG4601の強度 評価を実施しているため、ロッドレストレイント本体の強度評価対象外とする。 (付属部品の強度評価例を別紙3添付1に示す。)

*2:構造強度評価については③パイプの圧縮応力評価にて実施している。

b. 荷重伝達経路を踏まえた強度評価部位の抽出結果

荷重伝達経路を踏まえた強度評価部位の抽出結果を図 5-10 に、この抽出結果 に基づく構造部材に対する評価部位及び評価項目の抽出結果を表 5-16 に示す。

この抽出結果にしたがって設定した RTS 型ロッドレストレイントの評価部位及 び評価項目に対する詳細については,別紙3に示す。

また、今回工認の二次評価において適用する新規基準値の検討にあたって、評価部位及び評価項目の既工認との比較及び追加根拠について比較したものを表 5 -17 に示す。



評価部位*	評価項目
	引張応力
①ブラケット	せん断応力
	支圧応力
②ピン	せん断応力
のパイプ	せん断応力
	圧縮応力
④コネクティングパイプ溶接部	せん断応力
	引張応力
⑤コネクティングイーヤ	せん断応力
	支圧応力
	引張応力
⑥インナーチューブ	せん断応力
	支圧応力
全長座屈	圧縮応力

表 5-16 RTS 型ロッドレストレイントの構造部材に対する評価部位及び評価項目

注記*:各種構造部材の座屈評価は全長座屈にて評価する。

品番	評価部位	評価項目	今回 工認	既工認	評価項目の相違及び 評価項目追加根拠
	ブラケット	穴部引張	0	0	相違なし
1		穴部せん断	0	0	相違なし
		穴部支圧	0	0	相違なし
2		せん断	0	0	相違なし
	パイプ	圧縮	0	0	相違なし
0		溶接部せん断	0	0	相違なし

表 5-17 RTS 型ロッドレストレイントの

構造部材に対する評価項目の比較及び追加根拠(1/2)

表 5-17 RTS 型ロッドレストレイントの

品番	評価部位	評価項目	今回 工認	既工認	評価項目の相違及び 評価項目追加根拠
4	コネクティングパイプ溶接部	溶接部せん断	0	0	相違なし
	コネクティングイーヤ	穴部引張	0	0	相違なし
5		穴部せん断	0	0	相違なし
		穴部支圧	0	0	相違なし
	インナーチューブ	イーヤ穴部 引張	0	0	相違なし
		イーヤ穴部 せん断	0	0	相違なし
0		イーヤ穴部 支圧	0	0	相違なし
		せん断	0	0	相違なし
_	全長	座屈	0	0	相違なし(③パイプの圧縮応力評 価にて実施)

構造部材に対する評価項目の比較及び追加根拠(2/2)

5.2 JEAG4601に規定の許容限界に対する定格荷重の裕度の算出

JEAG4601に規定の許容限界に対する定格荷重の裕度の算出にあたり、5.1 で抽出した評価部位及び評価項目について、定格荷重を用いてJEAG4601に規 定の強度評価を実施する。また、JEAG4601に規定の許容限界に対する定格荷 重の裕度として、許容応力に対する発生応力の裕度を算出した結果を表 5-18~表 5 -20に示す。

		裕度												°2′
		許容 応力 (MPa)												定してい
	呼価結果	発生 応力 (MPa)												部位を選
カルスナッバ)	状態IVASの	ふりを												小裕度となる
き格荷重の裕度(メカニ)	許容応力	最小裕度部品*	六角ボルト	六角ボルト	ベアリング押さえ	コネクティング チューブ	ボールねじ	ベアリング押さえ	ベアリング押さえ	ベアリング押さえ	ベアリング押さえ	コネクティング チューブ	コネクティング チューブ	力評価結果の中から、最
:対する뒸		裕度												+二次応:
容限界に		許容 応力 (MPa)												びー次+
見定の許	呼価結果	発生 応力 (MPa)												狄応力及
子4601に美	状態ⅢASの膏	心心												応力状態の一
表 5-18 J E A (許容応力。	最小裕度部品*	六角ボルト	六角ボルト	ベアリング押さえ	コネクティング チューブ	ボールねじ	コネクティング チューブ	ベアリング押さえ	ベアリング押さえ	ベアリング押さえ	コネクティング チューブ	コネクティング チューブ	度部位は,対応する許容)
	定格	荷重 (kN)	1	3	9	10	30	60	100	160	250	400	600	: 最小裕
		樹	SMS-01	SMS-03	SMS-06	SMS-1	SMS-3	9–SMS	SMS-10	SMS-16	SMS-25	SMS-40	SMS-60	注記*

1 FAG4601に掲定の許容限界に対すろ定格荷重の統定(メカニカルスナッパ)

		裕度																				, Z.
		許容 応力 (MPa)																				達してい
	価結果	発行 (MPa)																				部位を選
	J状態IVASの評	心心																				長小裕度となる
	許容応力	最小裕度部品*1	コネクティングパイプ	アダプタ	コネクティングパイプ	コネクティングパイプ	イーヤ及びコンロッド	4-1	イーヤ及びコンロッド	ターンバックル	コネクティングパイプ	コネクティングパイプ	コネクティングパイプ	コネクティングパイプ	コネクティングパイプ	コネクティングパイプ	イート	4ー レ	ピストンロッド	ダイレクトイーヤ	六角ボルト	5力評価結果の中から, 員
		裕度																				+ 二次応
		許容 応力 (MPa)																				- ジー次-
- //L/L- < / H	価結果	発生 応力 (MPa)																				狄応力及
	犬熊田ASの評	忘 分類																				応力状態の一
	許容応力北	最小裕度部品*1	コネクティングパイプ	アダプタ	コネクティングパイプ	コネクティングパイプ	イーヤ及びコンロッド	4-1	イーヤ及びコンロッド	ターンバックル	コネクティングパイプ	ダイレクトイーヤ	ダイレクトイーヤ	ダイレクトイーヤ	注部位は、対応する許容」							
	市林	高 (kN) (kN)	3	9	10	30	60	100	160	250	3	9	10	30	60	100	160	250	400	600	1000	:最小裕
		型式	SHP-03	SHP-06	SHP-1	SHP-3	SHP-6	SHP-10	SHP-16	SHP-25	SN-03	90-NS	SN-1	SN-3	9-NS	SN-10	SN-16	SN-25	SN-40	09-NS	SN-100	注記*1

1 E A G 4 6 0 1 に規定の許容限界に対する定格荷重の裕度(オイルスナッバ) 表 5-19

*2:ダイレクトイーヤは、イーヤ部とパイプ部の評価項目があり、ⅢASはパイプ部、一次+二次応力はイーヤ部が最小裕度となる。

		裕度																、ている。
	. 14	許容 応力 (MPa)																を選定し
\sim F))評価結果	発生 応力 (MPa)																なる部位
ドレストレイ	力状態IVAS 0	いりません																, 最小裕度と
5定格荷重の裕度(ロッ	許容応	最小裕度部品*	パイプ (全長座屈)	パイプ (全長座屈)	יר ר	スヘリカルアイボルト	スヘリカルアイボルト	スヘリカルアイボルト	スヘリカルアイボルト	パイプ (全長座屈)	コネクティングパイプ 溶接部	لر لر	コネクティングイーヤ	コネクティングイーヤ	コネクティングイーヤ	コネクティングイーヤ	インナーチューブ	、応力評価結果の中から
トに対する		裕度									I							次十二沙
許容限界	. 14	許容 応力 (MPa)	_															力及び一
こ規定の)評価結果	発生 応力 (MPa)																0一次応7
4601	、 就 III A S の	い、おり、																応力状態の
表 5-20 J E A G	許容応力が	最小裕度部品*	パイプ (全長座屈)	パイプ (全長座屈)	パイプ (全長座屈)	スヘリカルアイボルト	スヘリカルアイボルト	スヘリカルアイボルト	スヘリカルアイボルト	パイプ (全長座屈)	パイプ (全長座屈)	パイプ (全長座屈)	コネクティングイーヤ	コネクティングイーヤ	コネクティングイーヤ	コネクティングイーヤ	インナーチューブ	実部位は,対応する許容
	定格	荷重 (kN)	6	15	45	06	150	240	375	6	15	45	90	150	240	375	006	最小裕息
		型式	RSA-06	RSA-1	RSA-3	RSA-6	RSA-10	RSA-16	RSA-25	RTS-06	RTS-1	RTS-3	RTS-6	RTS-10	RTS-16	RTS-25	RTS-60	注記 * :

- 5.3 耐力試験において確認された限界耐力値に対する定格荷重の裕度の算出
 - 5.3.1 耐力試験において確認された限界耐力値の概要

今回工認の二次評価において適用する新規基準値については,電共研において 策定された限界耐力値を踏まえて設定を行うが,必要に応じて他の研究成果によ り得られた知見を取り込むこととする。限界耐力値は,機能部品も含めてスナッ バの機能を確認した耐力値であり,振動試験及び低速走行試験の試験結果から策 定されたものである。

電共研では、スナッバの耐力評価手法を構築することを目的として、地震に対 する強度・機能の限界値を試験で確認するため、スナッバが破損するまで段階的 に荷重を増加させる振動試験を実施している。また、それぞれの振動試験後には、 加振後のスナッバの機能維持を確認するため、低速走行試験も併せて実施してい る。これらの試験により、当該荷重の負荷後も機能維持できる荷重値として、各 型式の限界耐力値が策定されている。限界耐力値策定手順の詳細については別紙 4に示す。

【限界耐力値の策定手順】

・手順1:

振動試験により機能喪失する試験ケースを除いた試験ケースにおける最大荷重

手順2:

試験結果から得られた破損時の最大負荷荷重*2(図 5-11 参照)に基づいて, 耐力評価式を用いて算出した耐力値を限界耐力値として設定する。この際,限界 耐力値は耐力確認荷重を下回るように安全側に設定される。また,別型式の試験 結果から得られた知見を踏まえ,必要に応じて限界耐力値が保守的な設定となる ように耐力評価式を見直している。

また,電共研においては,耐力算出式から限界耐力値を算出する際に,構造部 材についてはより実際の耐力値*1 に近い限界耐力値を設定するため,許容応力算 出式の規格に基づいた式からの見直し,許容応力へのミルシート値の適用等を考 慮して限界耐力値を設定していた。(詳細は別紙 4 を参照)これに対し,今回工 認では新規基準値の設定に際し,新規基準値による各構成部品の強度評価を実施 しており(詳細は別紙 3 に示す),この評価では,許容応力算出式及び許容応力 値は規格に基づいた式及び値を適用していることから,この評価結果によって新 規基準値が有する保守性が確認できる。

今回工認において適用する限界耐力値は破損時の最大負荷荷重及び耐力確認荷 重に基づいて設定しており,試験のばらつきを考慮する必要があることから,電 共研に加えてJNES研究の試験結果も考慮し設定した。

注記*1:用語の定義 No. 21 参照

*2:用語の定義 No. 16 参照



図 5-11 最大負荷荷重及び耐力確認荷重の考え方

5.3.2 限界耐力値に対する定格荷重の裕度の算出

耐力試験において確認された限界耐力値に対する定格荷重の裕度を表 5-21, 22 に示す。なお、限界耐力値については、電共研及びJNES研究で対象として いる全ての構造部材及び機能部品の中から、型式ごとに最小値となるものを算出 している。

		最小裕度 部品の 分類											
バスナッバ)	ら S 研究	最小裕度部品											
重の裕度(メカニカル	J N F	③/① 限界耐力値に対す る定格荷重の裕度											
る定格荷		③ 限界 耐力値 (kN)											
力値に対する		最小裕度 部品の 分類	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	機能部品	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材
いて確認された限界耐	直共研	最小裕度部品	六角ボルト	六角ボルト	ベアリング押さえ	コネクティング チューブ	アンギュラー 玉軸受	ベアリング押さえ	ベアリング押さえ	ベアリング押さえ	ベアリング押さえ	コネクティング チューブ	ダイレクトアタッチ ブラケット
-21 耐力試験におい	日	②/① 限界耐力値に対す る定格荷重の裕度	19.00	6. 26	2.80	5.39	2.51	2.84	2.24	2.15	1.96	2.35	2.25
表 5-		2 限界 耐力値 (kN)	19.0	18.8	16.8	53.9	75.3	170.6	224. 5	344. 2	490. 3	941.4	1353. 3
	6) 定 志 (kN) 格 重	1	3	9	10	30	60	100	160	250	400	600
		型式	SMS-01	SMS-03	SMS-06	SMS-1	SMS-3	SMS-6	SMS-10	SMS-16	SMS-25	SMS-40	SMS-60

耐力試験において確認された限界耐力値に対する定格荷重の裕度(メカニカルスナッパ)

		最小裕度 部品の 分類																			
スナッバ)	ES研究	最小裕度部品																			
苛重の裕度(オイル>	J N ſ	③/① 限界耐力値に対す る定格荷重の裕度																			
する定格社		3 限界 耐力値 (kN)																			
耐力値に対		最小裕度 部品の 分類	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	機能部品	構造部材	機能部品	構造部材			
さいて確認された限界	這共研	最小裕度部品	全長座屈	全長座屈	全長座屈	全長座屈	全長座屈	全長座屈	全長座屈	ターンバックル	全長座屈	全長座屈	全長座屈	全長座屈	タイロッド (シール性)	ジャンクション コラムアダプタ	タイロッド (シール性)	ダイレクトイーヤ			
5-22 耐力試験にま	Ψ	②/① 限界耐力値に対す る定格荷重の裕度	1.76	2.35	2.27	1.69	2.36	1.96	1.99	2.05	3.03	2.73	2.62	2.35	2.09	2. 05	2.01	1.86			
表:		② 限界 耐力値 (kN)	5.3	14.1	22.7	50.8	141.8	196.1	318.7	514.8	9.1	16.4	26.2	70.6	125. 5	205.9	321.6	465.8			
	e	→ 記 (kN)	3	9	10	30	60	100	160	250	S	9	10	30	60	100	160	250	400	600	1000
		型式	SHP-03	SHP-06	SHP-1	SHP-3	SHP-6	SHP-10	SHP-16	SHP-25	SN-03	SN-06	SN-1	SN-3	SN-6	SN-10	SN-16	SN-25	SN-40	SN-60	SN-100

耐力試験において確認された限界耐力値に対する定格荷重の絵度(オイルスナッパ)

5.4 新規基準値の設定

5.2 及び 5.3 にて算出した J E A G 4 6 0 1 に規定の許容限界及び耐力試験におい て確認された限界耐力値に対する定格荷重の裕度を比較し,それらの最小値以下の数 値で新規耐力係数を設定し,定格荷重に乗じることにより,新規基準値を設定した。 なお,新規耐力係数については,設計時の作業の効率化を考慮して,基本型式*(SMS, SN, SHP, RSA, RTS)ごとに一律の値で設定することを基本としているが,新規基準 値を設定することによる支持装置の評価基準値引き上げの効果も踏まえて設定する。 新規基準値の設定に関する主要なパラメータの設定方法を図 5-12 に, SMS 型メカニ カルスナッバを例に新規耐力係数の具体的な設定方法を表 5-23 に示す。

また,支持装置の構造部材の評価部位及び評価項目について,設定した新規基準値 に対する強度評価を実施し,JEAG4601に規定の許容限界を満足することを確 認した。

設定した新規耐力係数を表 5-24~表 5-26,新規基準値を表 5-27~表 5-29 に示 す。また,設定した新規基準値に対する強度評価結果を別紙 3 に示す。本項にて設定 した新規基準値を今回工認の二次評価において適用する。

注記*:用語の定義 No. 27 参照



図 5-12 新規基準値の設定に関する主要なパラメータの設定方法

81

表 5-23 新規耐力係数の具体的な設定方法

(基本型式:SMS型メカニカルスナッバの例)

 後度の JEAC いて確認さ 出する。 	9 算出 G 4 6 0 された限	1に規定の 界耐力値に)許容限界。 ニ対する定	及び耐力 静荷重の 裕	ぱ験にお β度を算	② 一律の新規耐力 ①にて算出した景 設計の簡便性を考慮 以下となる一律の 設定する。	係数の仮設定 小裕度を基に, 激して,最小裕度 新規耐力係数を仮	③ 新規耐力係数の ②で仮設定した- のうち、①にて算出 余裕がある型式にへ 値の引き上げの効果 に設定する。	設定 -律の新規耐力係数 4した裕度に対して ついては,評価基準 きも踏まえて,精緻
			定格荷	重の裕度		11. Insta			
型式	定格 荷重 (LN)	JEAG に規定の	4601 許容限界	 耐力試覽 確認 限界 	_{険において} された <u>耐力値</u>	一律の新規(仮設	耐力係数 定)	新規耐力	力係数
	(KIV)	III ∧ S	IV A S	電共研	JNES 研究	III ∧ S	IV A S	III ∧ S	IV A S
SMS-01	1			19.00					
SMS-03	3			6.26					
SMS-06	6			2.80					
5MS-1 SMS-3	30			5.39 2.51					
SMS-6	60			2.01					
SMS-10	100			2.24					
SMS-16	160	1		2.15					
SMS-25	250			1.96					
SMS-40	400			2.35					
SMS-60	600			2.25					
		C	: 各評	↓ 価における	◆ る最小裕度			太字:②で仮設定した よりも精緻に設	:一律の新規耐力係数 定した新規耐力係数

表 5-24 JEAG4601に規定の許容限界及び耐力試験において確認された限界耐力 値に対する定格荷重の裕度を考慮して設定した新規耐力係数(メカニカルスナ

ッバ)

			泀	2格荷重の裕度			
型式	定格 荷重 (LN)	JEAG に規定の言	4601 午容限界*1	耐力試験におい 限界耐	ヽて確認された け値 ^{*2}	新規耐	力係数
	(KIV)	∏IAS	IV A S	電共研	JNES研究	IIIAS	IV A S
SMS-01	1			19.00			
SMS-03	3			6.26			
SMS-06	6			2.80			
SMS-1	10			5.39			
SMS-3	30			2.51			
SMS-6	60			2.84			
SMS-10	100			2.24			
SMS-16	160			2.15			
SMS-25	250			1.96			
SMS-40	400			2.35			
SMS-60	600			2.25			

注記*1:(JEAG4601に規定の許容限界)/(定格荷重)により算出

*2:(電共研またはJNES研究において策定した限界耐力値)/(定格荷重)に より算出

	值	に対する定核	各荷重の裕度	を考慮して設定	した新規耐力係数	数(オイル	マナッバ)
			定相	各荷重の裕度			
型式	定格 荷重 (kN)	JEAG に規定のi	4601 午容限界*1	耐力試験におい 限界耐力	いて確認された D値 ^{*2, *3}	新規耐	力係数
		III A S	IV A S	電共研	JNES研究	III ∧ S	IV A S
SHP-03	3			1.76			
SHP-06	6			2.35			
SHP-1	10			2.27			
SHP-3	30			1.69			
SHP-6	60			2.36			
SHP-10	100			1.96			
SHP-16	160			1.99			
SHP-25	250			2.05			
SN-03	3			3.03			
SN-06	6			2.73			
SN-1	10			2.62			
SN-3	30			2.35			
SN-6	60			2.09			
SN-10	100			2.05			
SN-16	160			2.01			
SN-25	250			1.86			
SN-40	400						
SN-60	600						
SN-100	1000			_			

表 5-25 JEAG4601に規定の許容限界及び耐力試験において確認された限界耐力

注記*1:(JEAG4601に規定の許容限界)/(定格荷重)により算出

*2:(電共研またはJNES研究において策定した限界耐力値)/(定格荷重)に

より算出

*3:耐力試験にて限界耐力値を確認していない場合は「一」と記載する。

表 5-26 JEAG4601に規定の許容限界及び耐力試験において確認された限界耐力 値に対する定格荷重の裕度を考慮して設定した新規耐力係数(ロッドレストレ イント)

	1 * 1						
型式	定格荷重						
		JEAG に規定の記	4601 杵容限界 ^{*1}	耐力試験におい 限界耐力	新規耐力係数		
		III ∧ S	IV A S	電共研	JNES研究	III A S	IV A S
RSA-06	9						
RSA-1	15						
RSA-3	45						
RSA-6	90			—			
RSA-10	150						
RSA-16	240						
RSA-25	375			—			
RTS-06	9			—			
RTS-1	15						
RTS-3	45			—			
RTS-6	90			—			
RTS-10	150						
RTS-16	240			—			
RTS-25	375						
RTS-60	900				1		

注記*1:(JEAG4601に規定の許容限界)/(定格荷重)により算出

*2: (電共研または J N E S 研究において策定した限界耐力値) / (定格荷重) に より算出

*3:耐力試験にて限界耐力値を確認していない場合は「一」と記載する。

*4:本型式は、今回工認にて新規に設計したものであり、地震時荷重が増大した特定の箇所に適用している。当該特定箇所における地震時荷重は定格荷重もしくは定格荷重×1.2以下となることが確認できていることから、新規耐力係数はそれぞれ として設定している。

刑士	定格荷重	新規耐	力係数	新規基準值*1 (二次評価荷重)		
至八	(kN)	III ∧ S	IV A S	$\frac{III \land S}{(kN) *^2}$	IV A S (kN) *3	
SMS-01	1					
SMS-03	3					
SMS-06	6					
SMS-1	10					
SMS-3	30					
SMS-6	60					
SMS-10	100					
SMS-16	160					
SMS-25	250					
SMS-40	400					
SMS-60	600					

表 5-27 今回工認の二次評価において適用する新規基準値(メカニカルスナッバ)

注記*1:(新規耐力係数)×(定格荷重)により算出

^{*2:}配管反力が定格荷重を超えた場合に、二次評価を行うための許容応力状態ⅢAS に対する許容荷重を示す。

^{*3:}配管反力が定格荷重を超えた場合に、二次評価を行うための許容応力状態ⅣAS に対する許容荷重を示す。

刑士	定格荷重	新規耐	力係数	新規基準值*1 (二次評価荷重)		
至八	(kN)	IIIAS	IV A S	$\frac{III \land S}{(kN) *^2}$	IV A S (kN) * ³	
SHP-03	3					
SHP-06	6					
SHP-1	10					
SHP-3	30					
SHP-6	60					
SHP-10	100					
SHP-16	160					
SHP-25	250					
SN-03	3					
SN-06	6					
SN-1	10					
SN-3	30					
SN-6	60					
SN-10	100					
SN-16	160					
SN-25	250					
SN-40	400					
SN-60	600					
SN-100	1000					

表 5-28 今回工認の二次評価において適用する新規基準値(オイルスナッバ)

注記*1:(新規耐力係数)×(定格荷重)により算出

*2:配管反力が定格荷重を超えた場合に、二次評価を行うための許容応力状態ⅢAS に対する許容荷重を示す。

*3:配管反力が定格荷重を超えた場合に、二次評価を行うための許容応力状態IVAS に対する許容荷重を示す。

刑士	定格荷重	新規耐	力係数	新規基準值*1 (二次評価荷重)		
至八	(kN)	III ∧ S	IV A S	$\frac{III \land S}{(kN) *^2}$	IV A S (kN) * ³	
RSA-06	9					
RSA-1	15					
RSA-3	45					
RSA-6	90					
RSA-10	150					
RSA-16	240					
RSA-25	375					
RTS-06	9					
RTS-1	15					
RTS-3	45					
RTS-6	90					
RTS-10	150					
RTS-16	240					
RTS-25	375					
RTS-60	900					

表 5-29 今回工認の二次評価において適用する新規基準値(ロッドレストレイント)

注記*1:(新規耐力係数)×(定格荷重)により算出

*2:配管反力が定格荷重を超えた場合に、二次評価を行うための許容応力状態ⅢAS に対する許容荷重を示す。

*3:配管反力が定格荷重を超えた場合に、二次評価を行うための許容応力状態IVAS に対する許容荷重を示す。

6. 結論

島根2号機の機器・配管系の支持構造物のうち支持装置の設計では,既工認と同様, 地震時における支持装置の発生荷重がJEAG4601を踏まえてあらかじめ設定した 設計上の基準値を満足することを一次評価として確認している。また,設計上の基準値 を超えた場合には,あらかじめ設定した設計上の基準値に余裕があること等を考慮し, JEAG4601に定める許容限界を満足する範囲内で新たに設定した設計上の基準値 を設定し,その基準値を用いた二次評価を評価手順に追加することとした。

今回工認の二次評価において適用する新規基準値は,支持装置の構造部材に対する強 度評価及び機能部品を含む機能確認に対する荷重評価に基づいて設定することとし,構 造部材に対する強度評価においては,JEAG4601に基づく評価方法,地震時の荷 重伝達経路を踏まえて,評価部位及び評価項目を追加した評価を行い,許容応力状態III AS及びIVASの許容限界を満足するように設定した。また,機能部品を含む機能確認に 対する荷重評価においては,耐力試験の限界耐力値に対する定格荷重の裕度の最小値以 下となるように新規耐力係数を設定した。

以上より,今回工認における支持装置の評価は,耐震性が確保される評価手法である ことを確認した。

スナッバ確性試験の概要

1. はじめに

機器・配管系の支持装置として用いるスナッバは,地震によって生じる配管反力(地 震荷重)のような急速な配管移動は拘束する一方,熱膨張などによって生じる緩やかな 配管移動に対しては拘束せず自由に伸縮する機能を有している。

このスナッバの機能については、定格荷重や定格荷重×1.5の負荷後においても維持 されることを確認する確性試験が実施されており、振動等に対して拘束する機能につい ては振動応答試験や過負荷振動試験、低速度移動に対して自由に伸縮する機能について は低速走行試験でそれぞれの機能維持が確認されている。なお、スナッバの確性試験に ついては、メカニカルスナッバもオイルスナッバもほぼ同様の項目について実施してい ることから、本資料での説明はメカニカルスナッバを代表として示す。

- 2. メカニカルスナッバの確性試験の概要
 - 2.1 試験内容

確性試験では、振動負荷後の性能維持を確認するため、振動応答試験、定格荷重× 1.5 の荷重に対する過負荷振動試験及び低速走行試験等の試験を実施している。確性 試験のフローを図 2-1 に示す。



2.2 スナッバ試験方法(振動応答試験,過負荷振動試験,低速走行試験)

確性試験の試験項目と試験内容を表 2-1 に示す。

試験項目	確認事項	試験内容
振動応答試験		
過負荷振動試験		
低速走行試験		
超低速走行試験		
レリーズ試験*2		
高温試験*3		
高湿度試験*3		
塩水噴霧試験*3		
砂塵試験*3		
微振動試驗*3		
γ線照射試験*3		
耐久試験		

表 2-1 確性試験の各試験項目(メカニカルスナッバの例)

注記*1:スティックスリップ現象は、機械部品の摩擦面において、静止摩擦力が作用する 付着状態と、動摩擦力が作用する滑り状態が交互に発生することによる自励振 動現象である。

- *2:レリーズ試験は、熱変位を想定したゆっくりとした変位を与えているところに、 地震を想定した素早い変位を与えることで、地震によりブレーキ機構が作動し た後での熱移動への追従を確認するものである。
- *3:各環境試験後に振動試験及び低速走行試験を実施する。

2.3 メカニカルスナッバ確性試験の結果

振動応答試験により定格荷重となる振動を負荷した後,あるいは過負荷振動試験により定格荷重×1.5 となる振動を負荷した後であっても,振動による顕著な性能への影響は認められず,低速走行試験においても発生抵抗力は判定基準(設計要求値)以下であったため,メカニカルスナッバに要求される性能を維持できることが確認された。

また,環境試験では,原子炉格納容器内における冷却材喪失事故時の環境に曝されて も性能を維持すること,プラント寿命中に定期的なメンテナンスを必要とせずに機能を 維持すること,砂塵やγ線照射等の環境でも機能を維持することが確認された。

支持装置の耐震設計に係る技術基準及び適用規格の内容

1. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則では,地震力に対して 「施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していること」を要求している。

- 耐震設計に係る工認審査ガイド 耐震設計に係る工認審査ガイドでは、適用可能な規格及び基準としてJEAG460 1が記載されている。
 - 4. 機器・配管系に関する事項
 - 4.3 許容限界
 - 【審査における確認事項】

機器・配管系の耐震設計においては,安全上適切と認められる規格及び基準等に基 づき許容限界を設定していることを確認する。

【確認内容】

許容限界については以下を確認する。

- (1)「安全上適切と認められる規格及び基準等」として、適用可能な規格及び基準等を 以下に示す。なお、Bクラス、Cクラスの機器・配管系の基準地震動Ssによる地 震力に対する波及的影響の検討を実施する際の許容限界については、JEAG46 01又は既往の研究等を参考に設定していること。
 - J E A G 4 6 0 1
 - ・発電用原子力設備規格設計・建設規格((社)日本機械学会, 2005/2007)

- 原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601-1987
 原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601-1987の配管支持構造物に関する規 定を以下に記載する。
 - ① 設計用地震力による適切な応力・強度解析に基づいた地震応力と、他の荷重による応力との組み合わせがその許容限界内にあることを確認すること(「解析による設計」)を基本とし、許容限界だけから律することができない機器の機能維持上の評価が必要な場合、振動試験等によって確認すること(「試験による評価」)もできる。(JEAG4601-1987「6.1.1 耐震設計の基本方針(2)耐震設計と安全性評価」による)
 - ② 「解析による設計」が行われる場合はその耐震重要度に応じた設計用地震力と組み 合わせるべき他の荷重による各種応力が、それぞれに対応する許容応力限度以内と なることの確認を基本とする。また、「試験による設計」の場合は、強度評価のみ ならず機能維持の観点からの評価も含まれる。(JEAG4601-1987「6.1.7 耐震安全性評価」による)
 - ③ 強度評価は、応力計算を行って許容応力と比較するものが大部分であるが、荷重による評価を行う場合、機器の機能維持評価が必要な場合がある。荷重の評価では、あらかじめ計算により標準荷重あるいは限界荷重を求めておく場合、試験により許容荷重を確認しておく場合などがある。(JEAG4601-1987「6.6.1 荷重・応力の組合せ(2)地震応力算定の概要」による)

① J E A G 4 6 0 1-1987「6.1.1 耐震設計の基本方針(2) 耐震解析と安全性評価」

(2) 耐震解析と安全性評価

機器・配管系は、その耐震上の重要度に応じて適切に分類され、それぞれの耐震クラス (As, A, B, C) に応じた設計用地震力に対して安全であることを確認しなければ ならない。

設計用地震力は、それぞれの耐震クラスに対応した水平静的震度による地震力と、As, A クラスでは更に設計用限界地震及び設計用最強地震による基準地震動 S2, S1に対し 適切な地震応答解析に基づいた動的地震力と鉛直震度による静的地震力を算定しなけれ ばならない。

機器・配管系の耐震安全性評価は、上記設計用地震力による適切な応力・強度解析に 基づいた地震応力と、組合すべき他の荷重による応力との組合せ応力がその許容限界内 にあることを確認すること(解析による設計)を基本とする。しかし、系の解析の複雑 さ、信頼度の問題、あるいは系の耐震安全性が応力許容限界だけから律することが出来 ない機器の機能維持上の評価が必要な場合は振動試験等によって確認すること(試験に よる評価)もできる。

設計用地震力(各クラスの静的地震力及びAs, A クラスの基準地震動S1に基づく 動的地震力)による系の1次応力は、使用材料の降伏点以内、1次+2次応力を算定す る必要のある系では、それが過大な歪を与えない範囲にあることを基本とするが、これ は系の地震応答が巨視的にみて線形・弾性挙動の範囲にあることを意図している。した がって、解析による設計では、系の地震時1次応力は適切に算定することが必要である が、2次応力は系の線形・弾性挙動、あるいは地震時の低サイクル疲労等に影響がある と判断される場合に評価することを基本とする。ただし、耐震As, A クラスのものは その構造の重要性からみて、著しい2次応力の発生が考えられるところはその2次応力 を適切に評価するものとする。

耐震 As クラスの基準地震動 S2に基づく動的地震力に対しては,非線形・弾塑性挙動の範囲に入ることは差支えないが,この場合は系の靱性を十分考慮し,系の限界強度 又は機能維持上妥当な安全性を有していることを確認しなければならない。

試験による評価の場合は,相似率,据付位置の地震動特性等を考慮した適切な振動試 験又はこれと同等な試験を実施し,組合せるべき他の荷重の効果を考慮して強度又は機 能上妥当な安全性を有していることを確認するものとする。 ② J E A G 4 6 0 1-1987「6.1.7 耐震安全性評価」

6.1.7 耐震安全性評価

原子炉施設の機器・配管系の耐震安全性評価は、「解析による設計」が行われる場合は、 その耐震重要度に応じた設計用地震力と組合せるべき他の荷重による各種応力が、それぞ れに対応する許容応力限度以内にあることを確認することを基本とする。しかし、機器系 の種別によってはその機能が、強度評価だけでは不十分な場合があるので十分留意しなけ ればならない。この点「試験による評価」の場合は、強度評価のみならず機能維持の観点 からの評価も含まれるが、試験体の相似性、地震入力特性等の妥当性確認が重要である。 なお、S2地震時のAsクラス機器系の耐震安全性評価に当たって、建屋の弾塑性応答 が顕著な場合には、建屋自体の弾塑性応答特性、変形特性、床応答への影響、弾塑性挙動 の信頼度等に留意することが必要であろう。 ③ J E A G 4 6 0 1-1987「6.1.1 荷重・応力の組合せ(2) 地震応力算定概要」



解析,骨組構造解析等,大型計算機を利用した計算から,単純な形状のものでは材料力
 学の基本的な式による計算から求める場合もある。
 また,容器類の局部応力を求める場合は,Bijkardの方法あるいは有限要素法が用いられる。
 応力評価以外の強度評価法としては,荷重による評価があり,これは、あらかじめ計算により標準荷重あるいは限界荷重を求めておく場合,試験により許容荷重を確認して

おく場合などがある。

- 4. 原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601・補-1984
 支持装置に対する要求事項として,原子力発電所耐震設計技術指針JEAG460
 1・補-1984の「直接支持構造物」に関する規定を以下に記載する。
 - ① 支持装置は、被支持体となる設備に直接取り付けられる支持構造物であり、このような支持構造物はJEAG4601・補-1984「3.3 適用にあたっての留意事項」
 c.における「直接支持構造物」に該当する。
 - ② なお、JEAG4601・補-1984「2.9.1 その他の支持構造物の許容応力の解 説」に、「直接支持構造物」はさらに「告示で規定される支持構造物」と「その他 の支持構造物」に分類される。
 - ③ 告示で規定される支持構造物の許容応力はJEAG4601・補-1984「2.8 支持 構造物の許容応力」に、告示で規定される種別に応じて規定されている。
 - ④ その他の支持構造物の許容応力はJEAG4601・補-1984「2.9.1 その他の支 持構造物の許容応力」に、「2.8.1 第1種支持構造物」(2)の規定を準用し、使用 材料に応じて規定されている。

以上より,支持装置はJEAG4601の「直接支持構造物」に該当し,構造部材に 対する強度評価のみが求められている。 ① J E A G 4 6 0 1 · 補-1984「3.3 適用にあたっての留意事項」

3.3 適用に当たっての留意事項

当該施設に課せられる機能は、その機能に直接的に関連するもののほか、補助的な役割を もつもの、支持構造物等の間接的な施設をも含めた健全性が保たれて初めて維持し得るもの であることを考慮し、これらを主要設備、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び 設備相互間の影響を考慮すべき設備に区分する。

安全上要求される同一の機能上の分類に属する主要設備,補助設備及び直接支持構造物に ついては同一の耐震重要度とするが,間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響の評 価については,それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障な いことを確認するものとする。

各区分ごとの設備とは,次のものをいう。

a.主要設備とは、当該機能に直接的に関連する系統設備をいう。

- b. 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割をもつものをいう。
- <u> **c**.</u> 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくは この設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。

ただし、アンカボルト、アンカプレート及び埋込金物はこれに含まれる。

- d.間接支持構造物とは,直接支持構造物から伝達される荷重を受ける鉄筋コンクリート, 鉄骨等の構造物(建物,構築物)をいう。
- e.設備相互間の影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によっ (3) て上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある設備をいう。
 - 注:(1) 主要設備が補助的役割をもつ機能を必要とせずに、それ自体で安全上の当該機能を満す 場合には、主要設備の付属設備については、補助設備とみなさない。 たとえば、安全機能上の「閉」の動作を要求されるような格納容器隔離弁(主要設備) がフェイルセーフの設計になっている場合は、通常動作を与える付属設備(電気・計装 設備)は、補助設備とみなさない。
 - (2) 直接支持構造物の範囲は、次のとおりとする。
 a. 昭和55年通商産業省告示 501 号「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」
 (以下告示という。) で規定している支持構造物の範囲

②JEAG4601・補-1984「2.9.1 その他の支持構造物の許容応力の解説」



②JEAG4601・補-1984「2.8 支持構造物の許容応力」

2.8 支持:	擂造物	の許和	客応力								
2.8.1 第	1 種支持	寺構造物	の許容	「応力							
 容器に溶接により取付けられる支持構造物 											
容器に溶接により取付けられる支持構造物であって、その損壊が耐圧部の損壊を生じさ											
せるお	せるおそれのあるものについては容器の耐圧部と同じ許容応力とする。										
(2) 上記	以外の3	友持構造	皆物(♂	《ルト等	を除く)					
応力分析	^{応力} 分 _新 1 次 応 力 1 次 + 2 次 応 力										
許容 応力状態	引張	せん 断	圧縮	曲げ	支氏	引 張 圧 縮	せん 断	曲げ	支圧	座	扈
設計条件	_	-	-	_	_	_	-		_	_	
I	ft	ť,	fc	fь	f _p	3fι	3 f _s ⁽¹⁾	3f _b	13) 1.5 f _{.P}	1.5f _s 又に	(3) ‡ 1.5 f _c
II,	fı	f _s	f _c	fb	f _P	3 f _t	3 f _s ⁽¹⁾	3fb	13) 1.5 f _p	1.5f _s 叉は	t 1.5 f _c ⁽³⁾
ΠA	1.5 f _t	1.5 f _s	1.5 f _c	1.5 f _b	1.5 f _p	-	[-	-	_	
IV,	1.5 f _t *	1.5 f*	1.5 f _c *	1.5 f _b *	1.5 f _P *		_	_	_	_	
M₄S	1.5 f _t	1.5 f _s	1.5 f _c	1.5 f _b	1.5 f _P	3f,	3 f ₉ ⁽¹⁾	3 f b	1.5 f _P ⁽⁴⁾	1.5 f _b ⁽²⁾⁽⁴⁾	
IV _A S	1.5 f *	$1.5{\rm f}_{\rm s}^{*}$	$1.5 f_c^*$	1.5 f _b *	1.5 f _P *	(SIXI (みによ ついて	# S。地 る応力 評価す	酸物の 最幅に)	4) 1.5 f ₽	1.5f。又は	1.5 f _e
 注:(1) すみ肉溶接部にあっては最大応力に対して 1.5 f_s とする。 (2) 告示第88条第 3 項第一号イ に により求めた f_b とすること。 (3) 応力の最大圧縮値について評価する。 (4) 自重, 熱膨張等により常時作用する荷重に, 地震動による荷重を重ね合せて得られる応力の 圧縮最大値について評価を行うこと。 (5) 解構造設計規準(日本建築学会(1970年度制定))等の幅厚比の倒限を満足すること。 (6) 上記応力の組合せが考えられる場合には, 組合せ応力に対しても評価を行うこと。 (7) 耐圧部に溶接等により直接取付けられる支持構造物であって耐圧部と一体の応力解析を行う ものについては耐圧部と同じ許容応力とする。 											
 2.8.2 第2種支持構造物の許容応力 2.8.1の(2),(3)及び(4)の規定を準用する。 											
2.8.3	2.8.3 第3種支持構造物の許容応力										
2.8.	2.8.1の(2), (3)及び(4)の規定を準用する。										

別紙2-10 **108**
③ J E A G 4 6 0 1 · 補-1984「2.8 支持構造物の許容応力」

2.9 その他の支持構造物,電気計装設備,換気空調設備,埋込金物の許容応力
2.9.1 その他の支持構造物の許容応力
使用済燃料ラック,ケーブルトレイ,電線コンジット,配管の支持架構等その他の支持構造物の地震時許容応力については2.8.1の(2),(3)及び(4)の規定を準用し、この場合のF値は次に定める値とする。
「告示別表第9に定める値又は告示別表第10に定める値の0.7倍の値のいずれか小さい方の値。ただし,使用温度が40度を超えるオーステナイト系ステンレス網及び高ニッケル合金にあっては、告示別表第9に定める値の1.35倍の値、告示別表第10に定める値の0.7倍の値又は室温における告示別表第9に定める値のいずれか小さい方の値。」
なお、その他の支持構造物であって、告示に規定される機器(第1種,第2種及び第3種)の耐圧部に直接溶接される部分については、2.8の規定による。また使用済燃料ラックの地震時の許容応力については、2.8.1の(2)の規定を準用する。

支持装置の強度評価方法(構造部材に対する強度評価)

1. 記号の定義

支持装置の強度計算式に使用する記号は、次の通りとする。

記号	単位	定義		
Ac	mm^2	圧縮応力計算に用いる断面積		
Ар	mm^2	支圧応力計算に用いる断面積		
As	mm^2	せん断応力計算に用いる断面積		
At	mm^2	引張応力計算に用いる断面積		
В	mm	せん断面寸法		
C, C1	mm	引張断面寸法		
D, d, $D_1 \sim D_4$	mm	外径,内径,穴径,軸径		
E	MPa	縦弾性係数		
e, Te1, Te2	mm	溶接部のど厚		
F	MPa	支持構造物の許容応力を決定するための基準値		
Fb	MPa	曲げ応力		
Fc	MPa	圧縮応力		
Fp	MPa	支圧応力		
Fs	MPa	せん断応力		
Ft	MPa	引張応力		
f c	MPa	許容圧縮応力		
h, hı	mm	すみ肉溶接部脚長		
Ι	mm^4	断面二次モーメント		
i	mm	断面二次半径		
K	MPa	内圧		
L	mm	部材長さ		
0k	mm	座屈長さ		
М	mm	ねじ径		
n	本	本数		
Р	kN, N	許容荷重		
R, r1, r2	mm	半径,内半径,外半径		
T, t	mm	厚さ		
β	deg	開先角度		
eta 10		ベアリング押さえ曲げ応力係数		
		(「機械工学便覧 A4 材料力学」による)		
Λ		限界細長比		
λ		部材有効細長比		

記号	単位	定義
a, b, c, d, e, f, g, h, i, j, k, m, p, Q	mm	座屈計算に用いる部材代表長さ
I $_1 \sim$ I $_8$	mm^4	座屈計算に用いる断面二次モーメント

2. 評価手法

支持装置(構造部材)の強度評価は、二次評価荷重に対して各強度部位の最弱部に発生する各 応力を次の計算式により算出し、許容応力以下であることを確認する。

なお,適用型式を明記している評価項目以外は評価部位及び評価式について,型式ごとの違い はない。

- 2.1 SMS 型メカニカルスナッバ
 - ① ブラケット
 - i 引張応力評価
 引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
 - ii せん断応力評価せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。
 - iii 支圧応力評価

支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。



- ② ジャンクションコラム (Aタイプ)
 - i 六角ボルト引張応力評価
 六角ボルト引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
 ii 溶接部せん断応力評価(型式 01~1)
 溶接部せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。
 iii 溶接部引張応力評価(型式 3~60)
 溶接部引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
 iv コラム引張応力評価

- ③ ロードコラム (型式01~25)
 - i 引張応力評価
 引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。



- ii ねじ部せん断応力評価(部品全体の評価) ねじ部のせん断応力が,許容せん断応力以下であることを確認する。
- iii ねじ部せん断応力評価(ねじ山のせん断の評価)ねじ部のせん断応力が,許容せん断応力以下であることを確認する。

- ④ ピン
 - i せん断応力評価
 - せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。



⑤ コネクティングチューブ (Aタイプ)

i 圧縮応力評価

圧縮応力が許容圧縮応力以下であることを確認する。



- ii 引張応力評価
 - 引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。



- iii 溶接部せん断応力評価(型式01~1)溶接部せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。
- iv 溶接部引張応力評価(型式 3~25) 溶接部引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。



v 溶接部せん断応力評価(型式40,60)

溶接部せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。



vi 現地溶接部せん断応力評価(型式01~3) 現地溶接部せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。

- vii 現地溶接部せん断応力評価(型式 6~25)
 - 現地溶接部せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。



viii 現地溶接部せん断応力評価(型式 40, 60)





- ⑥ ケース, ベアリング押さえ及び六角ボルト
 - i ケース
 - (i) 引張応力評価

引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。

(ii) せん断応力評価

せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。

(ⅲ) 支圧応力評価

支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。

- ii ベアリング押さえ
- (i) せん断応力評価 せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。
- (ii) 支圧応力評価支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。
- (iii) 曲げ応力評価
 - 曲げ応力が許容曲げ応力以下であることを確認する。

iii 六角ボルト

(i) 引張応力評価

引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。

- ⑦ イーヤ
 - i 引張応力評価
 引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
 - ii せん断応力評価せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。
 - iii 支圧応力評価

支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。



- iv ねじ部引張応力評価 引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
- v ねじ部せん断応力評価(部品全体の評価) ねじ部のせん断応力が,許容せん断応力以下であることを確認する。
- vi ねじ部せん断応力評価(ねじ山のせん断の評価) ねじ部のせん断応力が,許容せん断応力以下であることを確認する。

- ⑧ ユニバーサルボックス
 - i 引張応力評価 引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
 - ii せん断応力評価
 せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。
 - ⅲ 支圧応力評価

支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。



- ⑨ コネクティングチューブイーヤ部 (Aタイプ)
 - i 引張応力評価
 引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
 - ii せん断応力評価 せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。
 - iii 支圧応力評価支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。



- 1 ユニバーサルブラケット
 - i 引張応力評価
 引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
 ii せん断応力評価
 せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。
 iii 支圧応力評価
 支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。

- ① ダイレクトアタッチブラケット (Bタイプ)
 - i 引張応力評価
 - 引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。

ii せん断応力評価

せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。

iii 支圧応力評価

支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。



iv 溶接部せん断応力評価

溶接部せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。



- ③ ベアリングナット
 - i ねじ部せん断応力評価 ねじ部せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。



- ⑭ ボールねじ
 - i 引張応力評価

引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。



全長座屈

座屈耐力 P c は以下の式から算出する。なお,座屈耐力 P c は,電共研の知見で定められ た最弱部位に応じて求まる補正係数 α を考慮して算定する。

上記式より,座屈耐力 であることを確認する。なお,座屈耐力 P c の計算に 用いる各種記号は以下の通り。 座屈長さ比L'及び関係する断面二次モーメント比 I'は以下の通り。 ここで, 各部の断面二次モーメントIは以下より求める。 各部断面に係る寸法 a~m 及び座屈長さ 0k は下図の通り。

- 2.2 SHP 型オイルスナッバ
 - ① ブラケット
 - i 引張応力評価引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
 - ii せん断応力評価せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。

iii 支圧応力評価

支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。



② ピストンロッド

- i 引張応力評価
 - 引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。



- ③ コネクティングパイプ(Aタイプ及びBタイプ)
 - i 圧縮応力評価

圧縮応力が許容圧縮応力以下であることを確認する。





ii 穴部引張応力評価

穴部引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。

- ご 穴部せん断応力評価
 せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。
- iv 穴部支圧応力評価 支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。



v 溶接部せん断応力評価

溶接部せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。



- ④ ピン
 - i せん断応力評価

せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。



- ⑤ シリンダチューブ
 - i 引張応力評価 内圧により生ずる引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
 - ii 圧縮応力評価

内圧により生ずる圧縮応力が許容圧縮応力以下であることを確認する。



- ⑥ 六角ボルト
 - i 引張応力評価
 引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。



- ⑦ イーヤ (Cタイプ)

 - ii 穴部せん断応力評価穴部せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。
 - iii 穴部支圧応力評価穴部支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。
 - iv 溶接部せん断応力評価 溶接部せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。



別紙3-21 **130**

- ⑧ スヘリカルアイボルト (Aタイプ)
 - i 穴部引張応力評価引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
 - ii 穴部せん断応力評価せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。
 - iii 穴部支圧応力評価支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。
 - iv ボルト部引張応力評価引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。



9	コンロッド	(Bタイプ),	10	コンロッド	(Cタイプ)
---	-------	---------	----	-------	--------

- i ロッド部引張応力評価引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
- ii 溶接部せん断応力評価

せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。

- iii 穴部引張応力評価
 穴部引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
- iv 穴部せん断応力評価 せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。
- v 穴部支圧応力評価
 支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。

- ① ターンバックル (Aタイプ)
 - i 引張応力評価
 引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。



- 12 シリンダカバー
- i せん断応力評価 内圧により生ずるせん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。



- ④ アダプタ(Aタイプ及びBタイプ)
 - i 引張応力評価

引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。

ii 溶接部せん断応力評価溶接部せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。



ⅲ 現場溶接部せん断応力評価

現場溶接部せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。



- 16 ロッドカバー
 - i せん断応力評価

せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。



全長座屈

座屈耐力 P c は以下の式から算出する。なお,座屈耐力 P c は,電共研の知見で定められ た最弱部位に応じて求まる補正係数 α を考慮して算定する。

上記式より,座屈耐力 であることを確認する。なお座屈耐力 P c の計算に用 いる各種記号は以下の通り。 座屈長さ比L'及び関係する断面二次モーメント比 I'は以下の通り。 ここで, 各部の断面二次モーメントIは以下より求める。 ・型式 03~25 の場合 各部断面に係る寸法 a~m 及び座屈長さ ℓk は下図の通り。

- 2.3 SN型オイルスナッバ
 - ① ブラケット
 - i 引張応力評価引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
 - ii せん断応力評価せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。

ⅲ 支圧応力評価

支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。



② ピストンロッド

- i 引張応力評価引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
- ii ねじ部引張応力評価

ねじ部引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。

iii カラー部せん断応力評価(型式 40~100)

せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。



- ③ コネクティングパイプ(型式03~25)
 - i 圧縮応力評価

圧縮応力が許容圧縮応力以下であることを確認する。



iii 穴部せん断応力評価

穴部せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。

iv 穴部支圧応力評価

穴部支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。



v 溶接部せん断応力評価

溶接部せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。



- ④ ピン
 - i せん断応力評価

せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。



- ⑤ シリンダチューブ
 - i 引張応力評価 内圧により生ずる引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
 - ii 圧縮応力評価(型式 03~25)

内圧により生ずる圧縮応力が許容圧縮応力以下であることを確認する。



- i 引張応力評価
 - 引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。



- ⑦ イーヤ
 - i 穴部引張応力評価 穴部引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
 - ii 穴部せん断応力評価穴部せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。
 - iii 穴部支圧応力評価穴部支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。
 - iv 溶接部せん断応力評価(型式 03~25) 溶接部せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。

v ボルト取付部引張応力評価(型式 40~100)
 ボルト取付部引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。

vi ねじ部せん断応力評価(型式40~100) ねじ部せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。



vii パイプ部圧縮応力評価(型式 40~100) 圧縮応力が許容圧縮応力以下であることを確認する。



⑧ ロッドエンド

- i 引張応力評価 引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
- ii せん断応力評価せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。
- iii 支圧応力評価支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。



- iv ボルト部引張応力評価
 - ボルト部引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
- v ねじ部せん断応力評価

ねじ部せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。

- ⑨ シリンダカバー
 - i せん断応力評価 内圧により生ずるせん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。



- 10 タイロッド
 - i 引張応力評価

引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
- ① アダプタ
 - i 引張応力評価
 引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
 - ii 溶接部せん断応力評価



i せん断応力評価

内圧により生ずるせん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。



- ⑭ ホルダ (型式 03~25)
 - i せん断応力評価



全長座屈

座屈耐力 P c は以下の式から算出する。なお、座屈耐力 P c は、電共研の知見で定められ た最弱部位に応じて求まる補正係数 α を考慮して算定する。

'る谷4	重記号は以下の	通り。]			
座屈:	長さ比L ['] 及び	関係する断	面二次モー	メント比 I '	は以下の通り	o
ر بر ر	ć,					
各部(D断面二次モー	メントIに	は以下よりオ	えめる。		

- 2.4 RSA型ロッドレストレイント
 - ① ブラケット
 - i 引張応力評価
 引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
 ii せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。
 iii 支圧応力評価
 支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。
 - ② ピン
 - i せん断応力評価
 - せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。



- ③ スヘリカルアイボルト
 - i 穴部
 - (i) 引張応力評価

引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。

(ii) せん断応力評価 せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。

(iii) 支圧応力評価

- 支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。
- ii ボルト部
- (i) 引張応力評価

引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。



- ④ アジャストナット溶接部
 - i 引張応力評価
 - 引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。



- ⑤ パイプ
 - i 圧縮応力評価(全長座屈評価)圧縮応力が許容圧縮応力以下であることを確認する。





- 2.5 RTS型ロッドレストレイント
 - ① ブラケット
 - i 引張応力評価 引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
 - ii せん断応力評価せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。
 - iii 支圧応力評価

支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。



- ② ビン
 - i せん断応力評価

せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。



- ③ パイプ
 - i パイプ部
 - (i) 圧縮応力評価(全長座屈評価)

圧縮応力が許容圧縮応力以下であることを確認する。



- ii 溶接A部(型式 60)
- (i) せん断応力評価 せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。
- iii 溶接B部 (型式 60)
- (i) せん断応力評価



- ④ コネクティングパイプ溶接部(型式 06~25)
 - i せん断応力評価



- ⑤ コネクティングイーヤ(型式06~25)
 - i 引張応力評価 引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
 - ii せん断応力評価せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。
 - ⅲ 支圧応力評価
 - 支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。



別紙3-45 **154**

- ⑥ インナーチューブ (型式 60)
 - i イーヤ穴部
 - (i) 引張応力評価引張応力が許容引張応力以下であることを確認する。
 - (ii) せん断応力評価 せん断応力が許容せん断応力以下であることを確認する。
 - (iii) 支圧応力評価支圧応力が許容支圧応力以下であることを確認する。
 - ii 溶接部
 - (ii) せん断応力評価



付属部品(クランプ及びブラケット)の強度計算例

クランプ及びブラケットは、支持装置本体ではなく、支持装置の付属部品として扱う。クランプ 及びブラケットは、支持装置本体の型式とは別に、支持する配管や設置場所の条件によってサイズ が異なるため、支持装置本体とは別に評価を実施する。具体的には、支持装置の二次評価荷重に対 しそれぞれの部品毎に構造強度評価を行い、JEAG4601のその他の支持構造物の許容応力状 態ⅢAS及びWASの許容応力を満足することを確認している。

クランプ及びブラケットの強度評価式及び強度評価例(代表として定格容量 3ton(30kN)とした) を以下に示す。なお,表1に支持装置のクランプ強度評価における記号の定義を示す。

- (1) クランプの強度評価式
 - i 引張応力評価

引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

ii せん断応力評価

せん断応力が、許容せん断応力以下であることを確認する。

iii 支圧応力評価

支圧応力が、許容支圧応力以下であることを確認する。



記号	単位	定義
Ар	mm^2	支圧応力計算に用いる断面積
As	mm^2	せん断応力計算に用いる断面積
At	mm^2	引張応力計算に用いる断面積
В	mm	クランプ穴部せん断面寸法
С	mm	クランプ引張断面寸法
D	mm	クランプ穴径
d	mm	ピン径
Fp	MPa	支圧応力
Fs	MPa	せん断応力
Ft	MPa	引張応力
Р	N	二次評価荷重
Т	mm	クランプ厚さ

表1 支持装置のクランプ強度評価における記号の定義

(2) 支持装置におけるクランプの強度評価結果

表2に許容応力状態IVASでの二次評価荷重に対するクランプの強度評価結果を示す。全て の発生応力が許容応力以下であり、クランプの耐震性が確保されることを確認した。

							_	
	芯力	許容応力	(MPa)					
	支圧/	発生応力	(MPa)					
	所応力	許容応力	(MPa)					
	新公子	発生応力	(MPa)					
	応力	許容応力	(MPa)					
シュ ヘリ 冬 巨	引張	発生応力	(MPa)					
	二次評価	荷重*	(kN) (A)					
		配管口径		150A	300A	500A	600A	

表2 支持装置のクランプ強度評価例(定格容量 3ton(30kN)の例)

- (3) ブラケットの強度評価式
 - i X-X 軸に関する本体の曲げ応力評価 曲げ応力が,許容引張応力以下であることを確認する。
 - ii Y-Y 軸に関する本体の曲げ応力評価

曲げ応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

ⅲ 本体の引張応力評価

引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

- iv 本体のせん断応力評価 せん断応力が,許容せん断応力以下であることを確認する。
- v 本体の組合せ応力評価

組合せ応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

22°,

vi 穴部引張応力評価

引張応力が、許容引張応力以下であることを確認する。

vii 穴部せん断応力評価 せん断応力が,許容せん断応力以下であることを確認する。

viii 穴部支圧応力評価

支圧応力が、許容支圧応力以下であることを確認する。



記号	単位	定義
А	mm^2	本体の応力計算に用いる断面積
Ар	mm^2	穴部支圧応力計算に用いる断面積
As	mm^2	穴部せん断応力計算に用いる断面積
At	mm^2	穴部引張応力計算に用いる断面積
В	mm	穴部せん断面寸法
С	mm	穴部引張断面寸法
D	mm	穴径
d	mm	ピン径
F bx	MPa	X-X 軸に関する曲げ応力
F by	MPa	Y-Y 軸に関する曲げ応力
Fp	MPa	支圧応力
Fs	MPa	せん断応力
Ft	MPa	引張応力
Fr	MPa	組合せ応力
Н	mm	モーメントアーム
Р	Ν	二次評価荷重
S	mm	ブラケット幅
Т	mm	ブラケット厚さ
Zx	mm ³	X軸回りの断面係数
Zy	mm ³	Y軸回りの断面係数
α	deg	取り付け角度
θ	deg	取り付け角度

表3 支持装置のブラケット強度評価における記号の定義

(4) 支持装置におけるブラケットの強度評価結果

表4に許容応力状態IVASでの二次評価荷重に対するブラケットの強度評価結果を示す。全ての発生応力が許容応力以下であり、ブラケットの耐震性が確保されることを確認した。

				(kN	3
	1次	F 価	*重	() (A)	
		本体 曲げ応力 (X-X 軸) 曲げ応力 (Y-Y 軸) 引張応力	発生応力	(MPa)	
	本(許容応力	(MPa)	
			発生応力	(MPa)	
			許容応力	(MPa)	
			発生応力	(MPa)	
	体		許容応力	(MPa)	
		せん	発生応力	(MPa)	
		釿応力	許容応力	(MPa)	
		組合也	発生応力	(MPa)	
	史応力	許容応力	(MPa)		

表4 支持装置のブラケット強度評価例(定格容量3ton (30kN)の例)(1/2)

表4 支持装置のブラケット強度評価例(定格容量3ton (30kN)の例) (2/2)

		i	
	芯力	許容応力 (MPa)	
	支圧	発生応力 (MPa)	
缩	斩応力	許容応力 (MPa)	
大 大	せん断	発生応力 (MPa)	
	芯力	許容応力 (MPa)	
	引張)	発生応力 (MPa)	
二次	評価	荷重* (kN) (A)	
		型	3

スナッバの電力共同研究の概要

1. はじめに

本資料では、今回工認で参照した「平成12年度 共同研究報告書 耐震設計に関する新知見に 対する機器耐震評価法の研究(Phase2)」(以下「電共研」という。)の概要について説明する。

2. 研究の目的

原子力安全委員会は、平成7年の兵庫県南部地震を踏まえ耐震設計審査指針の妥当性が損なわれないことを確認したが、同時に耐震安全性に対する信頼性の向上を求めていた。

また,地震学会や建築学会においても地震学の知見,耐震設計等が議論されており,特に敷地 近傍の活断層による地震動の評価,直下地震の考え方等の地震学の新知見を,耐震設計関連指針 に取り込むべきとの議論もあった。さらに,建築基準法の改正,動的な上下地震動の評価等の周 辺状況を鑑み,耐震設計関連指針の改訂を総合的に検討する必要が生じていた。

そこで、本電共研では、「共同研究報告書 耐震設計に関する新知見に対する機器耐震評価法の 研究(Phase1)」(以下「Phase1 研究」という。)の研究成果を踏まえ、耐震設計関連の法規、指 針類との整合性の検討を行うとともに、耐震設計評価手法の総合的検討を行っている。 具体的な実施内容は以下のとおりである。

耐震設計評価手法の総合的検討

a. 架構類の耐震評価法の検討

配管系の耐震評価法のうち,特に架構類の合理的な許容応力体系を構築するとともに,バッ クチェック評価法としてスナッバの実力の耐力値を把握するために以下の検討を実施する。

(a) 既往研究の調査

スナッバの実力の耐力値及び架構類の許容応力緩和に関する既往研究を調査する。

(b) スナッバ限界耐力評価法の検討

スナッバの破壊試験により、スナッバの実力の耐力値を明らかにするとともに、メーカが 従来から用いている設計手法が、スナッバの許容限界(定格荷重)を超える荷重に対しても 適用可能であるかを確認し、構造強度及び機能維持の面からのスナッバ限界耐力評価法を策 定する。

(c) 架構類の許容応力体系の構築

架構類の弾塑性挙動を考慮した許容応力基準案を作成し、策定のための課題を抽出する。

b. 耐震設計評価手法の総合的検討

a. 項で抽出された課題を検討するとともに、構築された新しい耐震評価手法に対して、それ が有する信頼性、裕度、実設計上の変更ポイント等について評価を実施し、現行指針との比 較評価を実施する。 以降では、電共研における上記の取り組みのうち、a. (b) スナッバ限界耐力評価法の検討 におけるスナッバについての検討の概要をまとめる。

3. スナッバ限界耐力評価法の策定方針

スナッバの異常要因分析等に基づき試験対象として選定されたスナッバの破壊試験により,ス ナッバの実力の耐力値を明らかにするとともに,メーカが従来から用いている設計手法が,スナ ッバの許容限界(定格荷重)を超える荷重に対しても適用可能であるかを確認し,構造強度及び 機能維持の面からのスナッバ限界耐力評価法を策定する。

スナッバ限界耐力評価法策定のための検討フローを図 3-1 に示す。フローの(5) スナッバの 構造・強度の観点からの裕度推定にあたっては,JEAG4601に基づく許容応力体系を用い ており,機能維持の観点からの裕度推定にあたっては,部品メーカの許容値の考え方を参考値と して用いている。

また,フローの(8)予想耐力*と試験結果(耐力確認荷重)の比較及び(9)~(10)限界耐 力評価法の見直しに関して,概念図を図 3-2 に示す。図のとおり,耐力確認荷重が最小裕度部 位の予想耐力を上回る結果となった場合は予想耐力を上方修正するよう限界耐力評価法を見直し, 耐力確認荷重が最小裕度部位の予想耐力を下回る結果となった場合又は想定していなかった部位 が破損ないし機能喪失した場合は予想耐力を下方修正するよう限界耐力評価法を見直す。

注記*:用語の定義 No. 23 参照



別紙4-3 **165**



図 3-2 限界耐力評価法の見直し方針の概要図

ここで,試験で確認した耐力確認荷重が予想耐力を下回った場合又は想定していなかった部位 が破損ないし機能喪失した場合(図 3-2 の下段)は,予想耐力の算出に用いた応力算出式又は 評価項目が試験結果にあっていないと考えられる。したがって,応力算出式又は評価項目を見直 すことにより適切な限界耐力評価式を策定する。また,許容応力についてもミルシート記載の設 計引張強さ(Su)から算出した値を用いて,試験結果と比較して適切な限界耐力値を設定する。

なお,試験において実際に耐力確認荷重が予想耐力を下回ったことにより評価式又は評価項 目を見直した部位を,「4.5.1 予想耐力との比較等による破壊試験結果の考察」の中の「(2)耐 力確認荷重が予想耐力を下回ったもの」及び「(3)想定していなかった部位が破損ないし機能 喪失した場合」に示している。

また許容応力をJEAG4601に基づく値から見直した部位については,別紙4の 添付-4の表1及び表2に示す。 4. スナッバ破壊試験

4.1 破壊試験対象の選定(図 3-1 フロー(1) ~ (6)) 電共研当時における国内 PWR 及び BWR のプラントを対象にスナッバの使用状況が調査され,以下 に示すタイプが抽出された。以降では,抽出されたもののうち,島根2号機で使用している SMS 型メカニカルスナッバ,SHP 型及び SN 型オイルスナッバに限定して試験対象の選定について説 明する。またこれらの構造図を図 4-1~図 4-3 に示す。

図 4-1 SMS 型メカニカルスナッバ構造図

図 4-2 SHP 型オイルスナッバ構造図

図 4-3 SN 型オイルスナッバ構造図

4.1.1 異常要因分析を踏まえた破壊試験における評価対象選定の基本的な考え方

スナッバの破壊試験における評価項目を明らかにするために異常要因分析を実施した。 その結果、メカニカルスナッバ及びオイルスナッバは図4-4の異常要因モードで概ね代表 できること,及び異常要因モードとして以下の2 つがあるため,破壊試験における評価項 目として、

構造部材の

強度評価及び

機能部品の

機能評価が必要であることが確認された。

- ・地震時の機能要求に対し、配管系応答過大に伴う構造部材及び機能部品の損傷によるス ナッバ支持機能喪失
- ・地震後の作動と性能確保要求に対し、低速走行抵抗力増大に伴う構造部材及び機能部品 の損傷によるスナッバ機能喪失

また、構造部材及び機能部品の損傷として、構造部材の部材ごとの変形等に加えてスナ ッバ全長に対する座屈が考えられることから、スナッバの地震時及び地震後の機能を確認 するための「機能維持評価法策定のための破壊試験」に加えて「座屈評価法策定のための 破壊試験」を行うこととした。

異常要因分析を踏まえて破壊試験における評価対象となる部位(構造部材と機能部品か らなる評価対象部品)を基本型式ごとに分けて、一覧化したものを表 4-1~表 4-3 に示す。 構造部材と機能部品の構成部品は概ね同様であることから、スナッバにおいて代表型式につ いて限界耐力評価法を策定すれば、他の型式へ展開可能であることを確認した。

対象	要求機能	要因	現象	喪失機能
オイルスナバ	地震時の機能	配管系応答過大	博達部材の損傷 構造部材損傷*1 オナバ座屈 シール性喪失*3 機能部品の損傷 ボベット弁機能喪失*2	→ スナパ支持機能喪失
	地震後の作動と性能確保	低速走行抵抗力增大	 ▶ 構造部材の損傷 ▶ 構造部材変形*4 ▶ ポペット弁機能喪失 ▶ ポペット弁機能喪失 ▶ ジール性喪失 	スナバ機能喪失
¥\$=\$\$\$\$	地震時の機能	配管系応答過大	構造部材損傷*1 構造部材損傷*1 スナバ座屈 ボールネジ機能喪失*5 機能部品の損傷 ブレーキドラム機能喪失	-> スナバ支持機能喪失
	地震後の作動と性能確保	低速走行抵抗力增大	構造部材の損傷 − → 構造部材変形*4 機能部品の損傷 − → ボールネジ機能喪失*5	-> スナバ機能喪失

*1:各スナバの構造部材の強度評価。

* 2:ポペット弁損傷においては、弁のバネカの変化が考えられる。地震時には所定の抵抗力が得られない事が考えられる。また、地震後においては低速走 行時の抵抗力増大が考えられる。但し、地震時にはポペット弁のバネ力が変化するような地震荷重は作用しない。

*5:地襲時には、ボールネジ部のボールの圧砕により支持機能喪失が考えられる。地震後においては、低速走行時の抵抗力増大が考えられる。

図 4-4 スナッバ異常要因モード

^{*3:}シール性喪失には、系内リークと系外リークが考えられる。系内リークの場合は、ビストン部のシール性が低下し、所定の抵抗力が得られない事が 考えられる。系外リークの場合は、ビストンとロッドカパー間のシール性が低下し、所定の抵抗力が得られない事が考えられる。 *4:構造部材の変形により、低速走行時の抵抗力を増大させるもの。例えば、ビストンロッド、ロードコラム等の変形。

部品名	構造部材	機能部品
②ジャンクションコラム	0	—
③ロードコラム	0	_
④ピン	0	_
⑤コネクティングチューブ	0	_
⑥ケース,ベアリング押さえ及び 六角ボルト	0	_
⑦イーヤ	0	_
⑧ユニバーサルボックス	0	_
⑨コネクティングチューブイーヤ部	0	_
⑩ユニバーサルブラケット	0	_
⑪ダイレクトアタッチブラケット	0	_
③ベアリングナット	0	_
④ボールねじ	*	O*
⑮アンギュラー玉軸受		0
10球面軸受		0

表 4-1 SMS 型オイルスナッバの構造部材と機能部品

注記*:ボールねじは機能部品だが比較的単純な構造のため、機能評価及び構造部材と同様の強度 評価も実施する。

部品名	構造部材	機能部品
②ピストンロッド	0	_
③コネクティングパイプ	0	_
④ ヒ°ン	0	
⑤シリンダチューブ	0	
⑥六角ボルト	0	
⑦イーヤ	0	_
⑧スヘリカルアイボルト	0	_
①ターンバックル	0	_
②シリンダカバー	0	_
③タイロッド	0	_
⑭アダプタ	0	
⑥ ロッドカバー	0	_
⑪球面軸受	—	0
18ポペット弁	_	○*1
シール性*2	_	0

表 4-2 SHP 型オイルスナッバの構造部材と機能部品

注記*1:ポペット弁損傷においては、弁のばね力の変化が考えられる。地震時には所定の抵抗力 が得られないことが考えられる。また、地震後において低速走行時の抵抗力増大が考え られる。ただし、地震時にはポペット弁のばね力が変化するような地震荷重は採用しな い。

*2:特定の部位ではないが、部品間のシール部についての評価を項目として追加している。

部品名	構造部材	機能部品
②ピストンロッド	0	_
③コネクティングパイプ	0	
④ ピン	0	
⑤シリンダチューブ	0	
⑥六角ボルト	0	
のイーヤ	0	
⑧ロッドエンド	0	_
⑨シリンダカバー	0	
⑩タイロッド	0	
①アダプタ	0	
②ロッドカバー	0	—
⑭ホルダ	0	—
⑮球面軸受	_	0
⑯ポペット弁	_	○*1
シール性*2		0

表 4-3 SN 型オイルスナッバの構造部材と機能部品

注記*1:ポペット弁損傷においては、弁のばね力の変化が考えられる。地震時には所定の抵抗力 が得られないことが考えられる。また、地震後において低速走行時の抵抗力増大が考え られる。ただし、地震時にはポペット弁のばね力が変化するような地震荷重は採用しな い。

*2:特定の部位ではないが、部品間のシール部についての評価を項目として追加している。

4.1.2 機能維持評価法策定のための破壊試験対象型式の選定

構造部材の強度評価又は機能部品の機能評価の観点から,破壊試験における評価対象とな る構造部材と機能部品の予想耐力を推定した上で,座屈を除く裕度(予想耐力/定格荷重) を推定した。

さらに,各型式で裕度が最小の部品を特定し,最小裕度部品が同じ型式でグループ化を行った。(最弱部のグループ化)なお,ここでは予想耐力による最小裕度部品をもとにグループ 化しているため,後述する限界耐力評価法による最小裕度部品とは一部異なる。

各型式の最小裕度部品の特定結果を表 4-4~表 4-6 に示す。(部品ごとの耐力値*一覧表 は添付-1 参照)

破壊試験対象型式は、原則として表 4-4~表 4-6 に示したグループの中から、最小の定 格荷重となる型式として選定した。なお、各型式の試験体は 1 体とし、各型式において定格 容量 3ton(30kN)のもののみ試験のばらつきを確認するために 3 体とした。各型式の試験体選 定結果を表 4-7~表 4-9 に示す。

なお,ばらつきの確認は最小裕度部位,耐力確認荷重が異なる試験体間で同様の結果となることを確認するために実施するものであり,最大負荷荷重のばらつきを評価するためのものではない。

注記*:各部品に対し耐力評価式を用いて算出した限界耐力値を示す。

グループ	型式	最小裕度部品			
1	SMS-01,03	六角ボルト			
2	SMS-06, 3, 16	ボールねじ			
3	SMS-1	コネクティングチューブ			
4	SMS-6	ベアリングナット (せん断)			
5	SMS-10, 25~60	ダイレクトアタッチブラケット(ピンせん断) ユニバーサルブラケット(ピンせん断)			

表 4-4 SMS 型メカニカルスナッバの最小裕度部品

表 4-5 SHP 型オイルスナッバの最小裕度部品

グループ	型式	最小裕度部品
1	SHP-03, 06, 10, 40, 60	シール性
2	SHP-1, 3, 6	アイボルト,コネクティングパイプ(イーヤ引張)
3	SHP-16, 25	ターンバックル(溶接部せん断)

表 4-6 SN 型オイルスナッバの最小裕度部品

グループ	型式	最小裕度部品
1	SN-03, 06, 1	ロッドエンド(イーヤ引張)
2	SN-3	コネクティングパイプ(溶接部せん断)
3	SN-6,10	アダプタ部(溶接部せん断)
4	SN-16,25	ダイレクトイーヤ(せん断)

グループ	型式	定格荷重	試験体数
1	SMS-03	0.3ton(3kN)	1
2	SMS-3	3ton(30kN)	3
3	SMS-1	1ton(30kN)	1
4	SMS-6	6ton(60kN)	1
5	SMS-10	16ton(160kN)	1

表 4-7 SMS 型メカニカルスナッバ試験体選定結果

表 4-8 SHP 型オイルスナッバ試験体選定結果

グループ	型式	定格荷重	試験体数
1	SHP-03	0.3ton(3kN)	1
2	SHP-3	3ton(30kN)	3
3	SHP-16	16ton(160kN)	1

グループ 型式		定格荷重	試験体数
1	SN-03	0.3ton(3kN)	1
2	SN-3	3ton(30kN)	3
3	SN-6	6ton(60kN)	1
4	SN-16	16ton(160kN)	1

表 4-9 SN 型オイルスナッバ試験体選定結果

4.1.3 座屈評価法策定のための破壊試験対象型式の選定

座屈評価法のための破壊試験対象型式は,試験装置の制約があるため,機能維持評価法策 定のための破壊試験において選定された型式(表 4-7~表 4-9)の中から最小の定格荷重と なる型式として以下のとおり選定した。

座屈評価法のための破壊試験は静的試験であり,動的試験と比較し,結果にばらつきがで にくいこと,座屈強度はスナッバの基本構造と寸法から決まること,基本構造はどの型式も 同じであることから,材料力学の考え方に基づき試験結果を他の式に展開できるため,代表 として試験体は1体とした。なお,いずれの試験体においてもピン間長さは,型式ごとに設 定される標準寸法の範囲のうち最大寸法としている。

- ・SMS-03 (定格荷重 0.3ton(3kN))
- ・SHP-03 (定格荷重 0.3ton(3kN))
- ・SN-03 (定格荷重 0.3ton(3kN))
- 4.2 破壊試験における試験項目(図 3-1 フロー(7))
- 4.2.1 機能維持評価法策定のための破壊試験 スナッバが地震時及び地震後に維持しなければならない機能は以下のとおりである。

地震時:スナッバの動剛性が判定基準値以下にならないこと

地震後:地震後のプラント停止時の配管内部流体の温度変動による配管熱移動を拘束しな いこと

上記の機能を確認するための試験項目を以下のとおりとした。

地震時の機能維持確認:振動試験 地震後の機能維持確認:低速走行試験

- 4.2.2 座屈評価法策定のための破壊試験 試験項目としては,静的圧縮試験とした。
- 4.3 破壊試験における試験内容(図 3-1 フロー(7))
- 4.3.1 機能維持評価法策定のための破壊試験

ある荷重レベルの振動試験とその後の低速走行試験を 1 パッケージの試験として、スナッ バの機能が維持できなくなった加振荷重レベルまで加振荷重を段階的に増加させて試験を実 施した。目標加振荷重レベルを表 4-10 に示す。

	アーレギ	() () () () () () () () () () () () () (1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		SN-16	16000	24000	27000	30000	33600	36000			_	—
	ノスナッバ	SN-6	6000	9000	11000	12000	13000	13800	16000		_	—
	SN 型オイノ	SN-3	3000	4500	5500	6500	7500	8500				
		SN-03	300	450	1000	2000	2500	3000				
	×1.4	SHP-16	16000	24000	28000	32000	36800	40000				
	<u> </u>	SHP-3	3000	4500	6000	7000	8000	0006	10000	11000	11800	13000
ב ניין איז איז איזאאיז איז	SHP	SHP-03	300	450	1000	1500	2000	2500	3000	3300	3700	
1 ^ 7 7 .		SMS-10	10000	15000	17000	20000	24000	28000	32000			
4	カニカルスナッバ	9-SMS	6000	0006	12000	15000	17000	18600	22000			
		SMS-3	3000	4500	6000	0002	8000	0006	10000			
	SMS 型 >	SMS-1	1000	1500	2500	3500	4500	5500	7000			
		SMS-03	300	450	1000	1500	1800	2000				
	- I I I I I I I I I I I I I I I I I I I				日標/JU版 荷重レベル	(段階的に増 ^{hu)}	(11)					

表 4-10 目標加振荷重レベル(単位:kgf)

別紙4-14 **176**

(1) 振動試験

a. 試験方法

試験体を実機での据付状態と同様に両端をピン拘束とした状態で振動試験機に取り付け,ストローク 1/2(中央)の位置で 9Hz の振動数で約 10 秒間加振し,データレコーダで記録した。 (正弦波を 100 波入力)

なお,加振条件は,一般的な配管系で卓越する固有振動数である 9Hz で,応答が安定する秒数として 10 秒を目安として設定している。対象設備において卓越する固有振動数を基準に加振 条件を決める考え方は,他の一般的な機器の振動試験と同様の考え方となっている。

試験は変位制御とし、変位を入力することで荷重を発生させた。

b. 試験装置

振動試験装置の概要を図4-5に示す。



図 4-5 振動試験装置の概要

c.評価項目

変位制御による正弦波加振で得られるスナッバの荷重・変位特性から,以下の式で動剛性を 求め,必要動剛性が確保されているかについて評価した。動剛性の計算例を以下の図に示す。 動剛性の判定基準値は表 4-11~表 4-13 のとおり。また,試験結果から得られた動剛性の値 は,表 4-18~表 4-20 に示す。



(参考) スナッバの荷重・変位特性イメージ



 定格容量
 0.3ton (3kN)
 1ton (10kN)
 3ton (30kN)
 6ton (60kN)
 10ton (100kN)

 動剛性

表 4-11 SMS 型メカニカルスナッバ 振動試験中の動剛性(動ばね定数)判定基準値

表 4-12 SHP 型オイルスナッバ 振動試験中の動剛性(動ばね定数) 判定基準値

定格容量	0.3ton	3ton	16ton	
	(3kN)	(30kN)	(160kN)	
動剛性				

表 4-13 SN 型オイルスナッバ 振動試験中の動剛性(動ばね定数)判定基準値

定格容量	0.3ton	3ton	6ton	16ton
	(3kN)	(30kN)	(60kN)	(160kN)
動剛性				

(2) 低速走行試験

a. 試験方法

試験体を低速走行試験機に両端をピン拘束とした状態で取り付け, 2.1mm/sec の速度で試験 体を伸縮させたときの抵抗力を測定・記録する。

b. 試験装置

低速走行試験装置の概要を図4-6に示す。





図 4-6 低速走行試験装置の概要
c.評価項目

低速走行試験中の抵抗力測定結果が判定基準値を満足しているかどうかを評価する。抵抗力の判定基準値は表 4-14~表 4-16 のとおり。

定格容量	0.3ton	1ton	3ton	6ton	10ton
	(3kN)	(10kN)	(30kN)	(60kN)	(100kN)
抵抗力					

表 4-14 SMS 型メカニカルスナッバ 低速走行試験中の抵抗力の判定基準値

表 4-15 SHP 型オイルスナッバ 低速走行試験中の抵抗力の判定基準値

定格容量	0.3ton	3ton	16ton
	(3kN)	(30kN)	(160kN)
抵抗力			

表 4-16 SN 型オイルスナッバ 低速走行試験中の抵抗力の判定基準値

定格容量	0.3ton	3ton	6ton	16ton
	(3kN)	(30kN)	(60kN)	(160kN)
抵抗力				

4.3.2 座屈評価法策定のための破壊試験(静的圧縮試験)

a. 試験方法

試験体を低速走行試験機に両端をピン拘束とした状態で取り付け,圧縮方向に変位を入 力し,発生する荷重を記録する。変位の入力は本体が座屈するまで入力する。

b. 試験装置概要

試験装置の概要を図 4-7 に示す。





c.評価項目

試験によって得られた座屈荷重と計算上求められる座屈荷重とを比較し、その結果を座 屈評価法へ反映させた。(別紙3座屈評価 参照)

- 4.4 破壊試験結果(図 3-1 フロー(7))
- 4.4.1 機能維持評価法策定のための破壊試験

支持装置の機能が維持された状態における最大荷重(最大負荷荷重),破損箇所及び機能喪 失する試験ケースを除いた試験ケースにおける最大荷重(耐力確認荷重)等をまとめた結果を 表 4-17 に示す。また,これらの詳細データは,添付-2 に示す。なお,機能喪失した加振ケ ースにおける最大負荷荷重及び耐力確認荷重は,以下の観点から試験結果より読み取った。

- ・破損したサイクル*(9Hz, 10 秒間)での荷重履歴から耐力確認荷重を読み取る時,破損 時までに荷重が定常状態にならないものは,破損前の荷重サイクルの履歴から耐力確認荷 重を読み取った。
- ② 最大負荷荷重は破損したサイクルの破損に至る前の最大荷重を読み取った。
- ③ スナッバの加振サイクル初期の1波で発生する最大荷重は最大荷重とみなさないこととした。
- 注記*:正弦波加振における変位入力開始時を基点とし引張側と圧縮側の振幅1回分を1つの サイクルとしている。

また,各試験ケースにおける動剛性及び抵抗力(低速走行時抵抗値)の判定結果を表 4-18~表 4-20 に示す。表のとおり,SMS-1の供試体 1-1の抵抗力(低速走行時抵抗値)及び座 屈損傷した SHP-3の供試体 3-1,3-2 を除き,予想耐力相当の負荷荷重ケースであっても動剛 性及び抵抗力(低速走行時抵抗値)は判定基準を満足している。

4.4.2 座屈評価法策定のための破壊試験

静的座屈試験を実施した結果を表 4-17 に合わせて示す。同じく詳細データは添付-2 に示す。

表 4-17 試験結果まとめ表

表4-18 SMS型メカニカルスナッバ 各試験ケースにおける判定結果(1/2)

表4-18 SMS型メカニカルスナッバ 各試験ケースにおける判定結果(2/3)

表 4-19 SHP 型オイルスナッバ 各試験ケースにおける判定結果(1/2)

表4-19 SHP型オイルスナッバ 各試験ケースにおける判定結果(2/2)

表 4-20 SN 型オイルスナッバ 各試験ケースにおける判定結果(1/2)

表 4-20 SN 型オイルスナッバ 各試験ケースにおける判定結果(2/2)

4.5 破壊試験結果の考察(図 3-1 フロー(8)~(10))

破壊試験結果より,公称応力による予想耐力と破壊試験で得られた耐力確認荷重(破損又は 機能喪失が確認される前の試験条件における最大荷重)との関係を比較・検討し考察を行うと ともに,破壊試験の再現性について確認を行った。

4.5.1 予想耐力との比較等による破壊試験結果の考察

評価対象部位について、破壊試験結果から得られる耐力確認荷重を予想耐力と比較し、以 下のように大別した。

- (1) 耐力確認荷重が予想耐力を上回ったもの(図 3-2 の上段の場合)
- (2) 耐力確認荷重が予想耐力を下回ったもの(図 3-2 の下段の場合)
- (3) 想定していなかった部位が破損ないし機能喪失したもの(図 3-2 の下段の場合)

これらについて、考察の上、限界耐力評価法に反映した。

(1) 耐力確認荷重が予想耐力を上回ったもの

公称応力による予想耐力を超えても破損せず,耐力確認荷重が予想耐力を上回った部位は, 予想耐力を求めた評価式に保守性があると考えられるため,評価式を限界耐力評価法として 採用するにあたり,その保守性を低減することが可能と考えられる。

耐力確認荷重が予想耐力を上回った部位について、公称応力により部位ごとに計算した予 想耐力(表4-21~表4-23の「評価耐力*1」),使用材料のミルシート強度や構造を考慮して 部位ごとに計算した実耐力(表4-21~表4-23の「実耐力*2」)及び試験で得られた最大負 荷荷重(表4-21~表4-23の「最大荷重」)と比較したものを表4-21~表4-23に型式ご とにまとめた。赤枠で示すとおり、最大負荷荷重が予想耐力(表4-21~表4-23の「評価 耐力」)を上回っている。なお、一部の予想耐力は最大負荷荷重を上回っているが、評価式に おける最大応力を平均応力に見直した場合の影響を比較するために記載している。

これらのうち,予想耐力に対して試験で確認できた最大負荷荷重が余裕を有するものについては,限界耐力評価法を見直した。見直したものについて以降で説明する。

予想耐力を最大負荷荷重が上回った理由は,主に以下の仮定で予想耐力を算出していたた めである。

- a. 材料の許容値を引張り強さ(Su)の 0.7 倍又は降伏点(Sy)の 1.2 倍のいずれか小さい 値としていたこと
- b. 断面積の算定を安全側にしていたこと
- c. せん断について平均応力でなく最大応力で評価していたこと

これらのうち,予想耐力に対し最大負荷荷重が大きなものに関しては予想耐力の耐力評価 式を見直すこととする。

注記*1:用語の定義 No. 24 参照 *2:用語の定義 No. 25 参照 表 4-21 SMS 型メカニカルスナッバ 公称応力による予想耐力を超えても破損しなかった部位のまとめ表*(1/2)





表 4-23 SN 型オイルスナッバ 公称応力による予想耐力を超えても破損しなかった部位のまとめ表*

(a) 部位ごとの考察

イ.メカニカルスナッバ

・六角ボルト(表 4-21 中の⑤)

SMS-03 における試験結果の最大荷重は kgf であり,ねじ部の有効断面積において引張強さ (Su)が生じることを想定することで算定される耐力(実耐力)である kgf とほぼ同一 の値である。また, SMS-3 における試験結果の最大荷重は kgf であることに対して,実耐 力は kgf であり,試験結果は実耐力の 倍であった。

- このことから、メカニカルスナッバの六角ボルトの限界耐力値の評価式を以下の式に見直すこと とする。
 - $F=0.8 \cdot S u \cdot A$
 - ここで,
 - Su:引張強さ
 - A :ねじ部の有効断面積
- ・ボールねじ(表 4-21 中の¹

SMS-3 における試験結果の最大荷重は kgf であり,シャフトの有効断面積*において引張 強さ(Su)が生じることを想定することで算定される耐力(実耐力)である kgf に対 して Gの値であった。

- このことから、ボールねじの限界耐力値の評価式を以下に見直すこととする。
 - $F=0.7 \cdot S u \cdot A$

ここで,

- Su:引張強さ
- A :シャフト部の有効断面積*
- 注記*:シャフトのキー溝がある範囲の断面積は,予想耐力算出時は簡易的に「キー溝部の内接 円の面積(補足図の斜線部)」としていたが,試験結果を踏まえた見直しに伴い,「シャ フト径の断面積からキー溝の断面を差し引いた断面=シャフト部の有効断面積(補足図 全体)」とした。



・ピンせん断 (表 4-21 中の⑧, ⑪)

ユニバーサルブラケット及びダイレクトアタッチブラケットのピンのせん断に関し, SMS-3 の試験結果の最大荷重を見ると平均応力より算出した使用材料強度による実耐力に比べ ______ 倍の値となる。

 $F=0.7 \cdot (S u / \sqrt{3}) \cdot A$

ここで,

- Su:引張強さ
- A : ピンの断面積(2面せん断)

ロ.オイルスナッバ

・シール性(表 4-22 中の①)

SHP 型オイルスナッバのシール部(ピストンとシリンダ間)は、いずれの型式においても、ゴム 製のOリング が使用されており、シール性の予測耐力については、以下 の式のとおり、メーカ推奨の許容圧力Pに受圧面積Aを乗じることで求まる荷重Fを適用してい る。

・予測耐力評価式:予測耐力 $F = P \times A$ ($A = \pi \cdot (D^2 - d^2)/4$) ここで、Dはピストン直径、dはピストンロッド直径である(下図参照)。



シール部の構造を図 4-8 に示す。Oリングはピストンに設けた溝に収められ、ゴムの収縮性を 利用して、シリンダ内の作動油の漏えいを防止している。オイルスナッバは、地震時にみられる 急速なピストンロッドの移動で生じる流体抗力によってポペット弁が閉じることで、シリンダ内 に密閉状態が形成され、この状態においては、Oリングに対してピストンロッドに作用する荷重 に応じた圧力が負荷される。この関係から、シール性はOリングの許容圧力によって決定される。 なお、高い耐圧性が求められる型式については、図 4-8 に示すようなバックアップリング

を設置し,圧力によるOリングの変形によって生じるはみ出しを防止することで,シール性を保持している。

また,SHP 型オイルスナッバのシール部に使用されるOリングは、いずれの型式においても同 一仕様のため、許容圧力は型式によらずバックアップリングの設置有無により決定される。





バックアップリングを使用していない型式は SHP-03 及び SHP-06 であり、これらの型式について は、予測耐力値としてはシール性が最弱となるが、代表で試験を実施した SHP-03 の試験結果の 最大荷重と比較すると、試験結果がメーカ推奨値の 一倍であったため、バックアップリング を使用していない型式の SHP-03 及び SHP-06 の耐力値はメーカ推奨値の 一倍として見直すこ ととした。なお、前述の通り、Oリングの許容圧力は定格荷重によらずバックアップリングの設 置有無により決定され、SHP-03 におけるシール性の知見はバックアップリングを使用していな い型式共通のものであり、SHP-03 で得られた傾向を製品サイズとしても同じ区分である SHP-06 に適用している。なお、SN 型オイルスナッバはシール性の向上の観点から、シール部にゴム製 のOリングではなく、金属製のメタルタッチを使用しており、破損を想定していない機能部品で あった。そのため、SN 型オイルスナッバのシール性は、(3)の「想定していない部位が破損ない し機能喪失したもの」で詳細を説明する。 (2) 耐力確認荷重が予想耐力を下回ったもの

耐力確認荷重が予測耐力を下回った評価項目としては、座屈耐力が該当する。

座屈損傷については,静的座屈試験結果の他に,加振試験においても確認された。座屈した型 式の計算座屈荷重と試験座屈荷重を比較したものを表 4-24 に示す。また,座屈耐力の検討の ために,表 4-24 の記載データ及び過去データも含め,グラフにしたものを図 4-9 に示す。

SHP 型オイルスナッバはターンバックルを有した構造であり, SMS 型メカニカルスナッバや SN 型オイルスナッバ等に比べて最弱部(ピストンロッド部)の位置が座屈計算上のスナッバ全長 (=ピン間距離)の中央に位置する構造である。ピン間距離の中央に最弱部が位置すると,理 論値と試験値との差異が大きくなる傾向が確認された。このように,最弱部(ピストンロッド のターンバックル付近)が中央に位置するものは理論値の 倍,端に位置するものは理論値 の 倍を座屈の限界耐力とした。

なお、座屈耐力を決定する構造上の特徴は、スナッバのどの型式においても同様(受荷重面 は円筒もしくは円柱断面であり、軸荷重のみを支持する棒形状)であることから、異なる型式 であっても計算座屈荷重と試験座屈荷重の関係は同様となることが考えられ、試験のばらつき を考慮しても、本試験結果から設定した評価手法が適用可能であるものと考えられる。 表 4-24 計算座屈荷重と試験



図 4-9 本試験及び過去データによる座屈耐力に関する試験値と理論値

- (3) 想定していなかった部位が破損ないし機能喪失したもの
- a. 共通部位

(a)つば付き球面軸受の割れ

っば付き球面軸受の割れは、定格荷重 3ton (3kN)の型式 (SMS-3, SHP-3, SN-3) で発生 しており、ピンの変形により、球面軸受のつばを起点とした割れが発生している。球面軸受 が損傷してもスナッバの機能(支持機能,低速走行機能)は喪失しなかった。ピンの実耐力 と最大負荷荷重を比較した結果を表 4-25 に示す。最大負荷荷重に対するピンの実耐力の比 は最小のもので、 倍となったことから、球面軸受の限界耐力値は、ピンの限界耐力の 倍として求めることとした。なお、表 4-25 に示す実力値、引張強さは使用材料のミル シートの引張強さを記載している。

表 4-25 つば付き球面軸受の実耐力と最大負荷荷重



b. メカニカルスナッバ

(a)ベアリング押さえ板の変形

SMS-3の供試体 No. 3-2 及び SMS-6の供試体 No. 6-1 においてベアリング押さえ板が曲げ変形 して荷重が伝わらず,スナッバの機能を喪失した。当初の評価法は押さえ板のせん断にて評価 していたため,実耐力が大きかったが,曲げ評価に見直すと実耐力が低下する。ベアリング押 さえ板を円板とし曲げで評価した結果と,変形に至った型式の破損荷重を比較すると表 4-26 のとおりである。

表 4-26 ベアリング押さえ板の実耐力と破壊荷重

周辺固定の円板モデルにより実耐力を算出すると、上記の曲げ評価の実耐力(A)の荷重となる。これより、供試体の破損荷重(B)と比較すると計算ベースの実耐力の 倍以上の耐力である。したがって、ベアリング押さえ板の限界耐力値は周辺固定条件の円板のベアリング外径に荷重がかかる計算モデルで算出し、補正係数として を乗じて求めることとする。以下に本手法で見直したベアリング押さえ板の限界耐力値及び耐力評価式を示す。

(b)アンギュラー玉軸受の損傷

SMS 型メカニカルスナッバのアンギュラー玉軸受の限界耐力値は,破壊試験の結果を反映し,標準スラスト荷重の 倍とする。

【以下電共研試験報告書抜粋】

(2)-5 メカニカルスナッバのアンギュラー玉軸受の損傷

アンギュラー玉軸受の限界耐力値は標準スラスト荷重をもとに試験で決めている。損 傷が発見された型式の標準スラスト荷重と最大負荷荷重を比較すると、以下に示すとお り 倍となっている。以下の表は、試験時にアンギュラー玉軸受に損傷が確認さ れた型式のみを記載しており、SMS-3 及び SMS-6 においてはアンギュラー玉軸受の損傷 が確認されなかったため、記載していない。

型式	メーカ保証値(A) (kgf)	最大負荷荷重(B) (kgf)	B∕A
SMS-03 ^T			
SMS-1 ^T			
$SMS - 10^{T}$			

表 4.2.1.2.9-8 メカニカルスナバアンギュラ-玉軸受のメーカ保証値と最大負荷荷重

損傷を受けた荷重を最大負荷荷重と考え,アンギュラー玉軸受の限界耐力値は標準ス ラスト荷重の 倍として求めることとした。

なお、軸受メーカの設定するアンギュラー玉軸受の標準スラスト荷重よりも、アンギ ュラー玉軸受が組み込まれたメカニカルスナッバの定格荷重は大きく設定されている。 これは、軸受メーカがアンギュラー玉軸受の標準スラスト荷重を設定した際に想定した 使用条件(軸受に常に荷重がかかり、高速で回転し続ける状態)に比べ、メカニカルス ナッバのアンギュラー玉軸受の使用条件(短期的にゆっくり回転する)の負荷が小さい ためであり、メカニカルスナッバ製造者での確性試験時に、メカニカルスナッバ全体に 対する試験を実施して妥当性を確認している。メカニカルスナッバの定格荷重はアンギ ュラー玉軸受の標準スラスト荷重に対して最大で 倍に設定されていることから、電 共研の振動試験結果から得られたアンギュラー玉軸受の限界耐力値(標準スラスト荷重 の 倍)は、定格荷重にて適用しているアンギュラー玉軸受の耐力(標準スラスト荷 重の 倍)との関係は約 倍となっている。他の機能部品の評価においても、これと 同様の考え方で、メカニカルスナッバ全体に対する試験によって機能維持の評価を実施 している。 c.オイルスナッバ

(a)シリンダ室からの漏えい

SN型オイルスナッバのシリンダ室を形成するシリンダとロッドカバー,シリンダカバーの 接触部はメタルタッチであり、タイロッドの締付力によりシール性を保持している。スナッ バに引張荷重が作用することによりタイロッドが伸び、その結果メタルタッチ部の押さえが 効かなくなり、内部ではオイルリークが生じ、一定値以上の荷重が支持できなくなる事象が 確認された。タイロッドが伸ばされる方向である引張方向の最大負荷荷重と、タイロッド締 付力(軸力)の比較を表 4-27 に示す。表 4-27 の結果から、SN型オイルスナッバのシール 性(タイロッド引張)の限界耐力はタイロッドのボルト部締付力の 倍として求めること とした。

表 4-27 タイロッド締付力と引張方向最大負荷荷重



4.5.2 破壊試験の再現性

再現性を確認するための各型式における定格容量 3ton(30kN)の試験体 3 体に対する試験 では、以下の結果を確認した。

(1) SMS 型メカニカルスナッバ

いずれも球面軸受が破損した。試験体3体のうち1体(供試体No.3-2)はスナッバの機能 を確認するため、球面軸受が破損しても、更に加振力を上げて試験を実施した。

目標負荷荷重 9,000kgf の加振ケースにて,供試体 No. 3-1, 3-3 は圧縮荷重がそれぞれ
 kgf, kgf となりイーヤ側の球面軸受内側が破損しているが,供試体 No. 3-2
 の圧縮荷重は kgf と同等の荷重となった。

供試体 No. 3-2 はそのまま加振力を上げて試験を行った結果,目標負荷荷重 12,000kgf の 加振ケースにて,圧縮荷重 kgf 以上の荷重でユニバーサルボックス側のピンが曲が るとともに,イーヤ側の球面軸受内側が破損した。

破損のタイミングは異なるが,発生荷重が目標負荷荷重を超えた条件において同じ箇所 が破損しているため,これらの試験は再現性を有していると考えられる。

(2) SHP 型オイルスナッバ

ターンバックル部を微調整することでスナッバのピン間長さを変えて試験を実施した。標 準寸法である供試体 No. 3-1 は kgf,標準寸法より 25mm 長くした供試体 No. 3-3 は kgf の荷重で座屈し,標準より 25mm 短くした供試体 No. 3-2 は,座屈せず kgf で球面軸受が破損した。座屈の損傷挙動を示した供試体 No. 3-1, 3-3 の座屈損傷箇所につい ては,いずれもターンバックルとピストンロッド間を起点としていることが確認され,ほぼ 再現性を有すると考えられる。

(3) SN 型オイルスナッバ

いずれも球面軸受が破損しており,供試体 No. 3-1 は kgf,供試体 No. 3-2 は kgf,供試体 No. 3-3 は kgf であり,再現性を有していると考える。

破損時の荷重のばらつきについては、いずれの試験体も目標負荷荷重を超えて破損してい ること、限界耐力値は確認された耐力確認荷重の最小値に対して、更に低減を考慮して設定 されることから、目標負荷荷重を超えて破損した際の荷重のばらつきは限界耐力値の設定に は影響しないと考えられる。

また,試験に基づき一部の型式で評価式,評価項目等を見直した場合は,他の型式にも当 該の評価手法を展開して限界耐力値を算出している。スナッバに使用している部品の寸法は 型式ごとに異なるが,部品の種類・基本的な構造は同じであるため,一部の型式の試験結果 による知見を他の型式にも展開することにより,試験のばらつきを考慮している。 4.6 限界耐力評価法の策定(図 3-1 フロー(11))

スナッバの機能維持評価法を策定するために実施した振動試験の結果から,表 4-28 に示す 異常要因分析の機能喪失要因に対する影響確認方法をもとに,スナッバの構造部材については 材料力学ベースの強度評価式,機能部品については規格品の選定方法(評価式)を見直し,機 能維持面の限界耐力評価式を策定した。

策定した限界耐力評価式は,添付-4 に電共研における発生応力及び許容応力の計算式として 示す。また当該の限界耐力評価式から算出された各部材の限界耐力値及び型式ごとの限界耐力 値を添付-1 に示す。

電共研にて策定した限界耐力評価法においては、スナッバの発生荷重と添付-1 に示す限界耐力値を比較することにより、スナッバの構造部材の強度評価及び機能評価を行う。

種類	要求機能	機能喪失要因	影響確認手法	対象
	地震時の 支持機能	構造部材損傷	構造強度評価	構造部材
		スナッバ座屈	座屈強度評価	全体
		機能部品機能喪失	振動試験	機能部品
メカニカル スナッバ			構造強度評価	ボールねじ
		ブレーキ機能喪失	振動試験	ブレーキ機構を 構成する機能部品
	地震後の 作動と性能	構造部材変形	構造強度評価	構造部材
		リリース機能喪失	低速走行試験	リリース機構を 構成する機能部品
オイル スナッバ	地震時の 支持機能	構造部材損傷	構造強度評価	構造部材
		スナッバ座屈	座屈強度評価	全体
		機能部品機能喪失	振動試験	機能部品
		シール性喪失	構造強度評価	シール性に 係る構造部材
	地震後の 作動と性能	構造部材変形	構造強度評価	構造部材
		リリース機能喪失	低速走行試験	リリース機構を 構成する機能部品

表 4-28 スナッバの機能喪失要因の影響確認方法

4.7 確性試験と電共研の試験条件の比較

確性試験と電共研の試験条件の比較を表 4-29 に示す。表のとおり、振動試験の主要な試験 条件である加振波、振動数及び加振時間は、確性試験と電共研で同一である。また、電共研で の荷重条件は、確性試験における定格荷重×1.5 を上回る荷重(損傷したと判定されるまで) となっており、電共研の方がより厳しい試験条件となっている。なお、損傷の判定基準の考え 方は確性試験と同様であるが、確性試験の荷重が小さいため損傷には至っていない。

比較項目	確性試験 (過負荷振動試験)	電共研 (振動試験)		
加振波		正弦波		
振動数		9Hz		
加振時間		10 秒程度		
荷重条件		荷重を段階的に増加 (損傷したと判断されるまで)		
計測項目		動剛性, 低速走行時抵抗力		
加振開始位置		1/2 ストローク (中央)		

表 4-29 確性試験と電共研の試験条件の比較

5. 電共研の試験の妥当性

電共研における限界耐力評価法策定のための試験について、試験条件が妥当であることの確認を行った。

具体的には、地震時の機能維持確認として実施されている振動試験に対する条件と、地震後 の機能維持確認として実施されている低速走行試験に対する条件について、妥当性を確認した。 振動試験における試験結果を左右する条件は以下に示す項目となる。

- i.加振波が正弦波であること
- ii.加振振動数が 9Hz であること
- iii. 加振時間が 10 秒程度であること
- iv. 判定基準が動剛性(動ばね定数)であり、判定基準値が表 4-11~表 4-13 に示す値 であること
- v.加振開始位置が1/2ストロークであること
- また、低速走行試験における試験結果を左右する条件は以下に示す項目となる。
 - vi. 低速走行試験における試験速度が 2.1(+0,-0.5)mm/sec であること
 - vii. 低速走行試験時の判定基準が抵抗値であり、判定基準値が表 4-14~表 4-16 に示す 値であること
- 以降に、上記 i ~viiの各項目に対して適切性の確認を行った結果を示す。
 - i.加振波が正弦波であること

実際にスナッバが受ける地震荷重は振幅がランダムな荷重であり、最大の荷重が連続 してスナッバに負荷されるものではない。一方で、振動試験では加振波として正弦波を 適用しており、振幅安定後、一定時間ほぼ同一の荷重が加わることとなるため、最大振 幅が同じであれば、振動試験の方が保守的であると言える。したがって、試験で得られ た最大負荷荷重を超えない範囲での荷重の設定であれば、振動試験の入力波が正弦波で あることに問題は無いと考える。

ii.加振振動数が 9Hz であること

振動試験では,正弦波の加振振動数を 9Hz としている。原子力発電プラントに設置される配管系の固有振動数は概ね 10Hz 前後であること,以下に示す文献においても,試験の加振振動数を 9Hz としていることなどから, 9Hz という加振振動数は妥当であると考える。

・日本機械学会規格「JSME S 014-1999 原子力発電用動的機器の検証規格」

iii. 加振時間が 10 秒程度であること

スナッバに負荷される地震荷重は、概ね数十秒から数百秒である。一方で、地震荷重 はそのランダム性から、最大振幅が継続して発生し続ける訳ではなく、加振中に最大振 幅相当の加振状態が生じるのは限定的である。また、スナッバの機能喪失の要因は、過 大荷重による構造部材の損傷や変形、あるいは機能部品の機能喪失であると考えられる。 過大荷重により上記事象が発生した場合は、振動試験において波形が安定する一定時間 以上の加振を実施さえしていれば、動剛性の低下や、別途実施する低速走行試験時の抵 抗値の上昇として計測されるものと推定される。したがって、加振時間が10秒程度であ ることは妥当であると判断する。

iv. 判定基準が動剛性(動ばね定数)であり判定基準値が表 4-11~表 4-13 に示す値であ ること

表4-11~表4-13に示す動剛性の判定基準値は、メーカにて定められた基準値であり、 島根原子力発電所第2号機におけるスナッバ設計要求値と同じ値である。したがって、表 4-11~表4-13に示す動剛性を判定基準値とすることは妥当である。

v.加振開始位置が1/2ストロークであること

スナッバは 1/2 ストロークの位置を基準として据え付けられるため,試験において加振 開始位置を 1/2 ストロークとすることは妥当である。

vi. 低速走行試験における試験速度が 2.1 (+0,-0.5) mm/sec であること

試験速度 2.1(+0, -0.5) mm/sec は、島根原子力発電所第2号機において想定される配管の移動速度($10^{-3} \sim 10^{-2}$ mm/sec)に対して十分大きく保守的であることから、試験条件として適切である。したがって、設定されている試験速度は妥当である。

vii. 低速走行試験時の判定基準が抵抗値であり判定基準値が表 4-14~表 4-16 に示す値で あること

表4-14~表4-16に示す抵抗値の判定基準値は、メーカにて定められた基準値であり、 島根原子力発電所第2号機における設計要求値と同じ値である。したがって、表4-14~ 表4-16に示す抵抗値を判定基準値とすることは妥当である。

上記 i ~viiに示した検討結果から,電共研で実施された各試験の試験条件が,島根原子力発 電所第2号機の設計要求と比較して妥当であることを確認した。

また,電共研の限界耐力値は適切な試験条件により実施された試験結果に基づいて,保守的 に策定されている。

これにより、電共研の試験結果及び試験結果をもとに策定した限界耐力値を島根原子力発電 所第2号機へ適用することは妥当であると判断する。 6.まとめ

電共研における耐震設計評価手法の総合的検討のうち,スナッバ限界耐力評価法の検討の概要 として,振動試験,低速走行試験及び座屈試験の概要をまとめるとともに,限界耐力評価法の策 定方法をまとめた。

その上で,電共研における限界耐力評価法策定のための試験について,試験条件が妥当である ことを確認した。 添付-1

別紙4-51 **213**

別紙4-52 **214**

振動試験結果データ

電共研の振動試験の結果を表1に示す。表中の耐力確認荷重は,加振後の低速走行試験にて判定 基準を満足した荷重ケースにおいて,引張方向及び圧縮方向の振動試験における最大荷重であり, 荷重負荷後も機能維持できると考えられる荷重値である。

また,耐力確認荷重を得た加振ケース(加振後も破損せずに機能維持できたケース)の振動試験 における時刻歴の変位波形及び荷重波形を図1~図18に示す。引張方向と圧縮方向の荷重値が異な るのは、メカニカルスナッバの引張方向と圧縮方向で動剛性が異なり、かつ変位振幅制御で加振し ているためである。

なお, SMS-3 の供試体 No. 3-1 及び供試体 No. 3-3 は, 球面軸受が破損した時点で破損ケースと判断して試験を終了したが, SMS-3 の供試体 No. 3-2 にて球面軸受が破損しても支持機能及び低速走行機能を維持できることが確認できたため, SMS-3 の供試体 No. 3-1 及び供試体 No. 3-3 は破損ケースから耐力確認荷重を求めている。

型式	供試体	定格荷重	耐力確認荷重 (kN)	
	NO.		引張側	圧縮側
SMS-03	03-1	3	27.1	29.9
SMS-1	1-1	10	44.8	56.2
SMS-3	3-1	30	88.0	101.1
SMS-3	3-2	30	98.1	113.5
SMS-3	3-3	30	85.1	94.2
SMS-6	6-1	60	154.0	190. 5
SMS-10	10-1	100	199. 1	244.7
SHP-03	03-1	3	20.0	17.4
SHP-3	3-1	30	69.3	78.4
SHP-3	3-2	30	106.6	122.2
SHP-3	3-3	30	73.1	90.1
SHP-16	16-1	160	388.2	523.1
SN-03	03-1	3	20.3	53.4
SN-3	3-1	30	91.0	129.2
SN-3	3-2	30	93.4	127.0
SN-3	3-3	30	89.3	109.7
SN-6	6-1	60	144. 1	235.3
SN-16	16-1	160	409.1	510.7

表1 電共研における振動試験の試験結果
図1 SMS 型メカニカルスナッバ 供試体 No. 03-1の振動試験における時刻歴波形及び荷重波形

図2 SMS 型メカニカルスナッバ 供試体 No. 1-1 の振動試験における時刻歴波形及び荷重波形

図3 SMS型メカニカルスナッバ 供試体 No. 3-1の振動試験における時刻歴波形及び荷重波形

図4 SMS型メカニカルスナッバ 供試体 No. 3-2の振動試験における時刻歴波形及び荷重波形

図 5 SMS 型メカニカルスナッバ 供試体 No. 3-3の振動試験における時刻歴波形及び荷重波形

図 6 SMS 型メカニカルスナッバ 供試体 No. 6-1の振動試験における時刻歴波形及び荷重波形

図7 SMS型メカニカルスナッバ 供試体 No. 10-1の振動試験における時刻歴波形及び荷重波形

図8 SHP型オイルスナッバ 供試体 No. 03-1の振動試験における時刻歴波形及び荷重波形

図9 SHP型オイルスナッバ 供試体 No. 3-1の振動試験における時刻歴波形及び荷重波形

図 10 SHP 型オイルスナッバ 供試体 No. 3-2の振動試験における時刻歴波形及び荷重波形

図 11 SHP 型オイルスナッバ 供試体 No. 3-3 の振動試験における時刻歴波形及び荷重波形

図 12 SHP 型オイルスナッバ 供試体 No. 16-1の振動試験における時刻歴波形及び荷重波形

図 13 SN 型オイルスナッバ 供試体 No. 03-1 の振動試験における時刻歴波形及び荷重波形

図 14 SN 型オイルスナッバ 供試体 No. 3-1の振動試験における時刻歴波形及び荷重波形

図 15 SN 型オイルスナッバ 供試体 No. 3-2の振動試験における時刻歴波形及び荷重波形

図 16 SN 型オイルスナッバ 供試体 No. 3-3の振動試験における時刻歴波形及び荷重波形

図 17 SN 型オイルスナッバ 供試体 No. 6-1の振動試験における時刻歴波形及び荷重波形

図 18 SN 型オイルスナッバ 供試体 No. 16-1の振動試験における時刻歴波形及び荷重波形

また,電共研による破壊試験(振動試験,低速走行試験及び静的圧縮試験)で機能維持が確認された耐力確認荷重と,その試験結果を基に耐力評価式を見直して策定された限界耐力評価法による限界耐力値との比較を表2に示す。耐力確認荷重は,原則として表1の耐力確認荷重について引張 側及び圧縮側のいずれか小さい方の荷重とするが,SMS型メカニカルスナッバについては,添付-3 の考え方に従い,表1の耐力確認荷重の引張側及び圧縮側のうち大きい方の荷重値とした。試験が 実施されているすべての型式について,試験による耐力確認荷重は限界耐力値よりも大きいため, 限界耐力値が負荷された場合においても,スナッバの機能維持に問題がないと判断できる。

なお,各型式の限界耐力値は,添付-4に示す電共研の発生応力及び許容応力の計算式から各部位の限界耐力値を求めた上で,スナッバ全部位での最小値を計算することで求める。

型式	定格 荷重 (kN)	耐力確 認荷重 (kN)	限界耐 力値 (kN)	最小裕度部位	最小裕度部 品の分類	限界耐 力値/ 定格荷 重	耐力確 認荷重 /限界 耐力値
SMS-01	1		19.0	六角ボルト	構造部材	19.00	
SMS-03	3	29.9	18.8	六角ボルト	構造部材	6.26	1.59
SMS-06	6		16.8	ベアリング押さえ	構造部材	2.80	
SMS-1	10	56.2	53.9	コネクティングチューブ	構造部材	5.39	1.04
SMS-3	30	94.2	75.3	アンギュラー玉軸受	機能部品	2.51	1.25
SMS-6	60	190.5	170.6	ベアリング押さえ	構造部材	2.84	1.11
SMS-10	100	244.7	224.5	ベアリング押さえ	構造部材	2.24	1.08
SMS-16	160	—	344.2	ベアリング押さえ	構造部材	2.15	_
SMS-25	250	_	490.3	ベアリング押さえ	構造部材	1.96	
SMS-40	400		941.4	コネクティングチューブ	構造部材	2.35	
SMS-60	600	_	1353.3	ダイレクトアタッチブラケット	構造部材	2.25	

表2 電共研における耐力確認荷重と限界耐力値(1/2)

型式	定格 荷重 (kN)	耐力確 認荷重 (kN)	限界耐 力値 (kN)	最小裕度部位	最小裕度部 品の分類	限界耐 力値/ 定格荷 重	耐力確 認荷重 /限界 前力値
SHP-03	3	17.4	5.3	全長座屈	構造部材	1.76	3.28
SHP-06	6		14.1	全長座屈	構造部材	2.35	_
SHP-1	10	_	22.7	全長座屈	構造部材	2.27	_
SHP-3	30	69.3	50.8	全長座屈	構造部材	1.69	1.36
SHP-6	60	_	141.8	全長座屈	構造部材	2.36	
SHP-10	100	_	196.1	全長座屈	構造部材	1.96	_
SHP-16	160	388.2	318.7	全長座屈	構造部材	1.99	1.24
SHP-25	250		514.8	ターンバックル	構造部材	2.05	_
SN-03	3	20.3	9.1	全長座屈	構造部材	3.03	2.23
SN-06	6	_	16.4	全長座屈	構造部材	2.73	_
SN-1	10		26.2	全長座屈	構造部材	2.62	
SN-3	30	89.3	70.6	全長座屈	構造部材	2.35	1.26
SN-6	60	144.1	125.5	タイロッド(シール性)	機能部品	2.09	1.14
SN-10	100		205.9	ジャンクションコラムアダプタ	構造部材	2.05	
SN-16	160	409.1	321.6	タイロッド(シール性)	機能部品	2.01	1.27
SN-25	250		465.8	ダイレクトイーヤ	構造部材	1.86	

表2 電共研における耐力確認荷重と限界耐力値(2/2)

添付-3

スナッバの耐力確認荷重における引張側と圧縮側の考え方

振動試験では,引張側と圧縮側の耐力確認荷重が得られるが,耐力確認荷重を限界耐力評価手法 の検討にあたって,引張側と圧縮側のどちらを参照すべきか,考え方を以下にまとめた。

スナッバは構造上の特徴から引張方向と圧縮方向で剛性が異なるため、変位振幅制御による振動 試験では、引張側と圧縮側の発生荷重が異なり、圧縮側の発生荷重が大きく計測される傾向が確認 されている。これに対し、スナッバの構成部材への荷重伝達が引張方向と圧縮方向で等しく、引張 方向と圧縮方向で発生応力算出式と許容応力が等しい場合、試験で確認された引張側及び圧縮側の 発生荷重のいずれに対しても機能維持されるものとの判断ができるため、引張側と圧縮側のいずれ か大きい方の荷重を耐力確認荷重として採用することに問題はない。

メカニカルスナッバについては、引張又は圧縮の軸方向荷重を回転運動に変換する構造上の特徴 から引張方向と圧縮方向で荷重伝達経路は同一である(本文図 5-1 参照)。また、コネクティング チューブ以外の最小裕度部位(六角ボルト、アンギュラー玉軸受、ベアリング押さえ、ダイレクト アタッチブラケット)については、引張方向と圧縮方向で発生応力算出式と許容応力が等しいこと から、引張側と圧縮側のいずれか大きい方の荷重を耐力確認荷重として採用することに問題はな い。しかしながら、メカニカルスナッバの最小裕度部位のうちコネクティングチューブは、引張方 向と圧縮方向で発生応力算出式と許容応力が異なる構成部材であるが、当該部品についても引張側 と圧縮側のうち大きい荷重(=圧縮荷重)を耐力確認荷重として採用することに問題がないこと を、数値を使った例を挙げて説明する。

前述の通り、変位振幅制御による加振試験では、圧縮側の発生荷重が大きく測定される。また、 コネクティングチューブの圧縮側の破損荷重は引張側の破損荷重よりも小さい。ここでは引張側破 損荷重 を 30kN, 圧縮側破損荷重を 25kN として説明する。(図1及び図2参照)

図1と図2は振動試験の荷重データを示したものであり,図1が破損前の試験ケース,図2が破 損ケースを示したものである。図1のケースの試験負荷荷重は圧縮側で23kN,引張側で18kNとな り,機能維持が確認されている。図2のケースでは圧縮側荷重がコネクティングチューブの圧縮方 向損傷荷重である25kNに達し,破損が確認されたため,破損前のケースとなる図1の試験荷重が 耐力確認荷重の採用対象ケースとなり,耐力確認荷重は圧縮側を採用し,23kNとなる。この耐力 確認荷重23kNは実際に破損する圧縮側破損荷重25kN及び引張側破損荷重30kNいずれに対しても 保守的な設定となるため,コネクティングチューブに対しても耐力確認荷重として,発生荷重が大 きい圧縮側試験負荷荷重である23kNを採用することで問題ない。

一方で、オイルスナッバについては、構造上の特徴から引張方向と圧縮方向で荷重伝達経路が異なる構成部材が一部に含まれる(本文図 5-3~5-6 参照)ことから、引張側と圧縮側のいずれか小さい方を採用することとする。



電共研におけるスナッバの限界耐力評価法

П 97.	and the star late	評価項目	電共研計算式		
血香	評個部位		発生応力	許容応力	今回工認に係る評価との相違点*2
2	ジャンクションコラム				
3	ロードコラム				
4					
5	コネクティングチューブ				
6-1	ケース				
6-2	ベアリング押さえ				
6-3	六角ボルト				

表1 電共研における限界耐力値の設定に係る計算式(SMS*1型メカニカルスナッバ)(1/2)

	int for day 11.		電共研計算式		
品畨	評価部位	評価項目	発生応力	許容応力	今回工認に係る評価との相違点*2
	イーヤ				
Ű					
	ユニバーサルボックス				
8					
	ベアリングナット				
(13)					
14	ボールねじ				
6	アンギュラー王軸受		(計験結果なまとに副す	「値を設定)	
15		(試験結果をもとに耐)	7値を設定)		
					_
—	全長	座屈	(予想耐力の)記載のみ)	(発生応力,許容値算出式の記載なし)

表1 電共研における限界耐力値の設定に係る計算式(SMS*1型メカニカルスナッバ)(2/2)

注記*1:代表として SMS-10 の評価式にて比較を行った。また,表中の計算式における断面積や断 面係数の算出方法は,特記箇所以外は別紙3の各型式における各部位の評価式と同様であ る。

*2:許容値の扱い(降伏点と引張強さのいずれか小さい値を採用するか,いずれかの値を採用 するか)及び端数処理以外の相違点を記載した。

	評価部位	河/平市 日	電共研計算式			
而奋		評恤項日	発生応力	許容応力	今回工認に係る評価との相違点*2	
2	ピストンロッド					
3	コネクティングパイプ					
4						
5	シリンダチューブ					
6	六角ボルト					
8	スヘリカルアイボルト					
0	ターンバックル					
(3	タイロッド					

表2 電共研における限界耐力値の設定に係る計算式(SHP*1型オイルスナッバ)(1/2)

L 37	and for day file		電共研計算式			
品番	評価部位	評価項目	発生応力	許容応力	今回工認に係る評価との相違点*2	
	アダプタ					
14)						
ロッドカバー						
(6)						
17	球面軸受		(試験結果をもとに耐力値を設定)			
_	シール性		(試験結果をもとに耐力値を設定)			
_	全長	座屈	(予想耐力の	の記載のみ)	ー (発生応力,許容値算出式の記載なし)	

表 2 電共研における限界耐力値の設定に係る計算式(SHP*1型オイルスナッバ)(2/2)

注記*1:代表として SHP-3 の評価式にて比較を行った。また,表中の計算式における断面積や断面 係数の算出方法は,特記箇所以外は別紙3の各型式における各部位の評価式と同様である。 *2:許容値の扱い(降伏点と引張強さのいずれか小さい値を採用するか,いずれかの値を採用 するか)及び端数処理以外の相違点を記載した。

L 37.		評価項目		算式	
而奋	評"1曲音P1位。		発生応力	許容応力	今回工認に係る評価との相違点*2
	ピストンロッド				
2					
٢					
	コネクティングパイプ				
3					
4					
	シリンダチューブ				
5					
-	六角ボルト				
6					
	イーヤ				
U					
	ロッドエンド				
8					

表3 電共研における限界耐力値の設定に係る計算式(SN*1型オイルスナッバ)(1/2)

L 37.	評価部位	評価部位 評価項目		電共研計算式			
品番				許容応力	今回工認に係る評価との相違点*2		
	シリンダカバー						
9							
	b d m u k						
10	94 H 9 F						
	アダプタ						
_							
1							
	ロッドカバー						
12							
	+ 1. 1						
	11/12/2						
14)							
15	球面軸受		(試験結果をもとに耐力	D値を設定)			
—	シール性		(試験結果をもとに耐力	7値を設定)	1		
_	全長	座屈	(予想耐力の)記載のみ)	—		
					(発生応力,許容値算出式の記載なし)		

表3 電共研における限界耐力値の設定に係る計算式(SN*1型オイルスナッバ)(2/2)

注記*1:代表として SN-3の評価式にて比較を行った。また,表中の計算式における断面積や断面 係数の算出方法は,特記箇所以外は別紙3の各型式における各部位の評価式と同様である。 *2:許容値の扱い(降伏点と引張強さのいずれか小さい値を採用するか,いずれかの値を採用 するか)及び端数処理以外の相違点を記載した。

スナッバの JNES研究の概要

1. はじめに

本資料では、今回工認で参照した「JNES平成21~22年度耐震機能限界試験(スナバ) に係る報告書」(以下「JNES研究」という。)の概要について説明する。









別紙5-6 **241**





別紙5-9 **244**








































270
































































5. JNES研究の知見を踏まえた電共研の妥当性確認

5.1 JNES研究の試験方法

JNES研究におけるスナッバの耐力評価手法の構築に係る検討では、想定される損傷 モード等を踏まえた試験対象型式選定や試験項目設定等を行ったうえで耐震機能限界試験 を実施し、得られた試験結果に基づき 耐力評価手法の構築の検討を行っている。こうした 一連の検討プロセスは電共研のスナッバの限界耐力評価法に係る検討と同様である。(別紙 4参照)

JNES研究における加振試験と,電共研における振動試験の試験条件の比較を表 5-1 に 示す。どちらの試験も,加振後に低速走行試験を実施し,機能維持確認として低速走行時抵 抗力を測定している。

表 5-1 に示すとおり, 試験条件のうち加振波は, 地震波を用いたケースを除き, JNES 研究と電共研で同じ正弦波である。振動数はJNES研究よりも電共研の方が高いが, 加振 はどちらの試験も発生荷重を基準とした変位制御で行っているため, 振動数の違いによる 影響は小さいと考えられる。また, 加振時間は電共研の方が短いが, 加振回数はどちらも 100 回程度と同等である。荷重条件は, どちらも定格荷重×1.5を上回る荷重(損傷したと判断 されるまで)となっており同等である。よって, 電共研の振動試験の試験条件は, JNES 研究の加振試験の試験条件と同等と考えられる。また, 電共研とJNES研究において試験 体として選定したスナッバの仕様の比較を表 5-2 に示す。

比較項目	電共研振動試験	JNES研究 加振試験
加振波	正弦波	
振動数	9Hz	
加振時間	10 秒程度	
荷重	荷重を段階的に増加 (損傷したと判断されるまで)	
計測項目	動剛性,低速走行時抵抗力	
加振開始位置	ストローク 1/2(中央)	

表 5-1 電共研と JNES研究の試験条件の比較

3-1 EA 15 45	電力	共研	JNES研究				
武映性親	型式	試験体 No.	型式	試験体 No.			
	SMS-03	SMS-03-1					
	SMS-1	SMS-1-1					
	SMS-3	SMS-3-1~3					
	SMS-6	SMS-6-1	1				
	SMS-10	SMS-10-1					
		—					
	SHP-03	SHP-03-1					
	SHP-3	SHP-3-1~3					
振動試験							
	SHP-16	SHP-16-1					
	SN-03	SN-03-1					
	SN-3	SN-3-1~3					
	SN-6	SN-6					
	SN-16	SN-16					
		_					
	SMS-03						
座屈試験	SHP-03						
	SN-03						

表 5-2 スナッバ試験体仕様の比較

5.2 JNES研究の試験結果

電共研における耐力確認荷重及び限界耐力値とJNES研究における耐力確認荷重及び 耐力値との比較を表 5-3 に示す。なお、JNES研究の耐力値は、JNESにて加振試験を 実施するにあたり、過去の知見を収集し、型式ごとに構造部材と機能部品の耐力値を算定し た最小値である。(添付-1参照)また、耐力確認荷重及び耐力値の定義は電共研とJNES 研究で同様である。

表 5-3 に示すとおり,スナッバが損傷に至るまで加振できなかった型式を除き,JNES 研究における耐力値は電共研の限界耐力値と同等であることが確認できる。また,JNES 研究における耐力確認荷重についても,電共研で策定した限界耐力値より大きな値が確認 されており,電共研で策定した限界耐力値の妥当性が確認できる。

なお、表中の電共研及びJNES研究の最小裕度部品は、各部品の耐力評価により裕度が 最小となった部品を表しているが、一部の型式については、耐力評価に使用する計算式の考 え方が両者で異なるものがある(例えば、表 5-3の注記*4に記載したボールねじの断面積 など、JNES研究では計算を簡略化している場合がある)ため、電共研とJNES研究と の最小裕度部品も異なるものがある。なお、スナッバは概ね型式によらず、使用する構成部 品の種類や組合せを標準化した製品であり、各構成部品のサイズは要求される定格荷重に 応じて設定されているが、製作性等を考慮し、構成部品の一部に共通して同じサイズのもの を使用しているものや、材質を変更しているものが含まれる等の理由から、型式ごとの最小 裕度部品が異なっている。

以上より, JNES研究の試験結果を含めた知見として比較しても, 電共研の限界耐力値 を含めたスナッバの限界耐力評価法に係る検討及びその知見は妥当であると考えられる。

		J N E S耐力値 /電共研限界耐 力値 [D/B]											
直及び耐力確認荷重との比較(1/3)	JNES耐 力確認荷重 /電共研限 界耐力値 [C/B]												
		最小裕度 部品の分 類											
	J NE S 研究	最小裕度部品											
はる耐力(耐力値 (kN) [D]											
研究にお		耐力確 認荷重 (kN) [C]											
JNES		最小裕度 部品の分 類	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	機能部品	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材
-3 電共研の限界耐力値と J	電共研	最小裕度部品	六角ボルト	六角ボルト	ベアリング押さえ*2	コネクティングチューブ	アンギュラ玉軸受*3	ベアリング押さえ*2	ベアリング押さえ*2	ベアリング押さえ*2	ベアリング押さえ*2	コネクティングチューブ	ダイレクトアタッチブラケット*4
表 5		限界 耐力値 (kN) [B]	19.0	18.8	16.8	53.9	75.3	170.6	224.5	344.2	490.3	941.4	1353.3
		耐力雜 認荷重 (kN) [A]		29. 9		56.2	94. 2	190.5	244.7				
		定 格 奇 重 (kN)	1	3	9	10	30	60	100	160	250	400	600
		型	SMS-01	SMS-03	SMS-06	SMS-1	SMS-3	9–SMS	SMS-10	SMS-16	SMS-25	SMS-40	SMS-60

	JNES耐力値 /電共研限界耐 力値 [D/B]									
(J NES耐 力確認荷重 /電共研限 界耐力値 [C/B]									
マレロ町X ヘイ う		最小裕度 部品の分 類								
胆及い 時 ノ 推 認 利 里 く い	JNES研究	最小裕度部品								
く こ う こ い や い や		耐力値 (kN) [D]								
ッ 비가 プ니\니		耐力確 認荷重 (kN) [C]								
-3		最小裕度 部品の分 摘	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材	構造部材
	電共研	最小裕度部品	全長座屈*6	全長座屈*6	全長座屈	全長座屈	全長座屈	全長座屈	全長座屈	ターンバックル
10 11		限界 耐力 (k _N) [B]	5.3	14.1	22.7	50.8	141.8	196.1	318.7	514.8
		耐力確 認荷重 (kN) [A]	17.4			69.3			388. 2	
		近 řf (KN) 都 重 (N	3	9	10	30	60	100	160	250
		型式	SHP-03	SHP-06	SHP-1	SHP-3	SHP-6	SHP-10	SHP-16	SHP-25

憲 北 研 の 限 関 耐 力 値 と 1 N E S 研 な に さ は ろ 耐 力 値 及 18 町 力 確 翌 菇 重 と の 比 較 (3/3) ≢ 5-3

	J NE S耐力値 /電共研限界耐 力値 [D/B]									
)	J NE S 耐 力確認荷重 /電共研限 界耐力値 [C/B]									
c /c) X計Jt		最小裕度 部品の分 類								
良及 い ミノ 確認何 里 ど い ば	J NES研究	最小裕度部品								
てきつのこう		耐力値 (kN) [D]								
ישו <i>ד</i> עוירי		耐力確 認荷重 (kN) [C]								
JNES		最小裕度 部品の分 猶	林浩造耕	構造部材	構造部材	抖踶覨斠	留焙銷鎙	林浩造斠	機能部品	構造部材
-3 电共研い政術 トロノ 恒 C	電共研	最小裕度部品	王是座屈	全長座屈	全長座屈	田귤登玉	_*(ঝイーぐ) え ベ ロ と を	<i>そよそんとことことを</i> がみ	タイロッド(シール性)*7	ダイレクトイーヤ*8
C XZ 0		限界 耐力 値 (kN) [B]	9.1	16.4	26.2	70.6	125.5	205.9	321.6	465.8
		耐力離 認苛重 (kN) [A]	20.3			89.3	144.1		409.1	
		府 志 (KN)	3	9	10	30	60	100	160	250
		型式	SN-03	90-NS	SN-1	SN-3	9-NS	SN-10	SN-16	SN-25

雪井研の限界耐力値と「NES研究における耐力値及び耐力確認范重との比較 (3/3) ≢ 5−3



6. まとめ

JNES研究におけるスナッバの耐震機能限界試験を含む耐力評価手法の構築に係る検 討の概要をまとめるとともに、その検討プロセスや耐力確認荷重等について、電共研のスナ ッバの限界耐力評価法に係る検討との比較を行った。

その結果, JNES研究の知見を考慮しても, 電共研の限界耐力値を含めたスナッバの限 界耐力評価法に係る検討は妥当であることを確認した。 添付-1




添付-2









孫付一3























1. はじめに

スナッバの限界耐力値設定にあたり,電共研破壊試験結果に対するばらつきの考え方 について,本資料に示す。

2. スナッバのばらつきの考え方

ばらつきの考え方の観点を以下に示す。

- (1) スナッバの個体差
- (2) 構造部材の耐力評価式による限界耐力値の設定方法
- (3) 機能部品の耐力評価式における補正係数
- (4) スナッバ全体の座屈の耐力評価式における補正係数

(1) スナッバの個体差

スナッバは精密部品で構成され,品質管理(材料,製作等)が十分実施されている工 業製品であることから,スナッバの個体差によるばらつきは基本的に小さいと考えられ るが,限界耐力値の設定にあたっては,余裕を持たせている。

電共研においては定格容量 3ton の試験体 3 体に対して試験を実施した結果,座屈の 損傷形態を示した SHP 型オイルスナッバ以外は,いずれも球面軸受が最初に損傷してい ることが確認された。定格容量 3ton の試験体の損傷確認箇所の情報を表 1 に示す。な お,表 1 については,圧縮荷重について示したものであるが,SHP 型オイルスナッバ以 外は各型式 3 体ともに同じ部品が同じ損傷モードにて損傷しており,ばらつきが小さい ことを示す結果と考えられるが,最大負荷荷重が得られるまで荷重を上げて試験を実施 した試験体は限られているため,最大負荷荷重に係るばらつきについて分析することは できない。

従って,ばらつきの影響については,以下(2),(3)及び(4)に示す内容により考 慮する。

型式	供試体 No	損傷確認箇所	損傷を確認した			最大圧縮	圧縮側
			試験ケースの情報				
			目標負	最大圧	判定*1	負荷荷重*2	
			荷荷重	縮荷重		(kgf)	応刊 里 (kaf)
			(kgf)	(kgf)			(KgI)
SMS-3	SMS-3-1						
	SMS-3-2						
	SMS-3-3						
SN-3	SN-3-1						
	SN-3-2						
	SN-3-3						
SHP-3	SHP-3-1						
	SHP-3-2						
	SHP-3-3						

表1 電共研の知見 損傷確認箇所の情報

注記*1:「○」は、当該試験ケースで取得した動剛性(構造強度の判定指標)と、低速走行 時抵抗値(機能維持の判定指標)がいずれも基準値を満足したことを示し、「×」 は、動剛性あるいは低速走行時抵抗値のいずれかが基準値以下となったことを示 す。

*2:スナッバの破損又は機能喪失が確認された試験条件の荷重記録のうち,スナッバの機能が維持された状態における圧縮側の最大荷重を示す。

(2) 構造部材の耐力評価式による限界耐力値の設定方法

構造部材については試験結果により得られたスナッバの最大負荷荷重(支持 装置の機能が維持された状態における最大荷重)から直接的に限界耐力値を定 めるのではなく,最大負荷荷重に対して余裕を考慮して設定した耐力確認荷重 (機能喪失する試験ケースを除いた試験ケースにおける最大荷重)に対して,安全 側に耐力評価式を設定し,さらに別型式の試験結果も反映して安全側に設定し た耐力評価式を用いて構造部材の限界耐力値を算出している。従って,耐力評価 式による限界耐力値の設定にあたり十分な余裕を取っていることから,最大負 荷荷重に対するばらつきの影響は耐力評価式により設定した限界耐力値に含ま れる。図1に限界耐力値と最大負荷荷重等との関係を示す。

また材料の許容限界については、規格に基づいた許容応力を適用しているこ とから、ばらつきは考慮されている。



図1 スナッバの構造部材に対する限界耐力値設定のイメージ

(3) 機能部品の耐力評価式における補正係数

機能部品は,耐力評価式と規格の許容応力により限界耐力値を算出している 構造部材と異なり,試験結果から得られた最大負荷荷重に基づき直接的に限界 耐力値を設定していることから,試験時のばらつきを考慮する必要がある。

a. 共通部品

各型式において共通の機能部品である球面軸受については、構造部材と同様 の耐力評価式に基づいた限界耐力値を設定する手法に見直している(別紙 4-40 参照)ため、ばらつきは考慮されている。

b. SMS 型メカニカルスナッバ

機能部品にはアンギュラー玉軸受及びボールねじがあるが、ボールねじについては、構造部材と同様の耐力評価式にて強度評価が可能であり、耐力評価式 を用いて限界耐力値が設定されること(別紙 4-35 参照,別紙 5 添付-3 表 1(5/5)④)、試験にて損傷が確認されておらず最小裕度部位とならないことから、試験におけるばらつきの影響は考慮不要である。

一方,アンギュラー玉軸受は,試験における最大負荷荷重に基づき直接的に 限界耐力値を設定していることから,試験時のばらつきを考慮する必要があ る。

電共研の知見では、アンギュラー玉軸受の限界耐力値は、表2に示すアンギ ュラー玉軸受が損傷した試験の最大負荷荷重とベアリングメーカにて設定して いる標準スラスト荷重の比(以下「荷重比」という。)の最小値(____)から □倍と設定していた。

型式	(A) 標準スラスト荷重 (kgf)	(B) 最大負荷荷重 (kgf)	比率 (B)/(A)	
SMS-03				
SMS-1				
SMS-10				

表2 アンギュラー玉軸受の標準スラスト荷重と最大負荷荷重(電共研)

試験のばらつきを考慮するにあたり、電共研の試験結果に加えて類似の試験 結果としてJNES研究を参照し、信頼性向上の観点から試験データの拡充を 図ることとした。JNES研究のうち、アンギュラー玉軸受の最大負荷荷重を 確認した試験結果及び電共研の試験結果を表3に示す。アンギュラー玉軸受の ばらつきを検討するにあたって、表3に示す荷重比から保守的に標準偏差値の2 倍 (-2 σ)を考慮すると、荷重比は 倍となり、電共研の知見にて設定 した 倍を下回ることから、 倍での評価を行い、アンギュラー玉軸受 の限界耐力値とする。

型式	試験	(A) 標準スラスト荷重 (kN)	(B) 最大負荷荷重 (kN)	比率 (B)/(A)
SMS-03	電共研			
SMS-1	電共研			
	電共研			
SMS-10	JNES			
SMS-25	JNES			

表3 アンギュラー玉軸受の標準スラスト荷重,最大負荷荷重及び荷重比 (電共研の試験結果+JNES研究の試験結果)

b. SHP 型オイルスナッバ

機能部品はポペット弁とシール性としてシール材があるが、ポペット弁について は、異常要因分析(別紙4図4-3参照)で示した通り、地震荷重の作用は考えられな いことから、試験荷重のばらつきの考慮の対象外である。シール性については、試験 における最大負荷荷重に基づき直接的に限界耐力値を設定しているため、ばらつきの 考慮にあたって検討が必要となる。

別紙4に示す通り、バックアップリングを使用していない型式については、最小裕 度がシール性となることを予想していたが、耐力確認荷重が予想耐力を超えてもシー ル性の損傷は確認されなかった。また、試験結果で確認された損傷形態は座屈損傷で あり、シール性の損傷は確認されなかったため、シール性は耐力確認荷重に対し一定 の余裕があることが推測される。これを踏まえ、バックアップリングを使用していな い型式である SHP-03 及び SHP-06 についての限界耐力値は、耐力確認荷重に相当する 値まで上方修正されている。

これに対し、試験結果で確認された損傷形態である座屈損傷については、試験結果 を踏まえて座屈耐力値については下方修正され、バックアップリングを使用していな い型式においても座屈が最小裕度となっている。なお、座屈損傷のばらつきについて は、後述の(4)に示す通り、複数の試験結果に基づき設定した耐力評価式に対する補 正係数を考慮して限界耐力を策定している。

したがって,SHP型オイルスナッバの新規基準値は,複数の試験結果を踏まえて下 方修正された座屈耐力値に基づき設定されており,ばらつきを考慮した評価と言え る。

表4にSHP型オイルスナッバの予想耐力と、限界耐力の比較を示す。

刑士	電共研 試験での 供試体 No	シール性 予測耐力 (kgf)	耐力確認 荷重 ^{*2} (kgf)	限界耐力 (kgf)		
至八				シール性	最小神 部位	浴度部位 耐力値

表4 バックアップリングを使用していない型式のシール性の耐力値の検討

注記*1:電共研試験では実施せず。

*2:シール性については引張荷重と圧縮荷重で評価内容に相違が生じないことか

ら、引張側と圧縮側のうち大きい方の値を採用している。

*3:SHP-03の耐力確認荷重に基づき,予想耐力を 倍した値
c. SN型オイルスナッバ

機能部品はポペット弁とシール性としてメタルタッチを構成するタイロッドがある が、ポペット弁については、異常要因分析(別紙4図4-4参照)で示した通り、地震 荷重の作用は考えられないことから、試験荷重のばらつきの考慮の対象外である。タ イロッドについては、構造部材と同様の耐力評価式に基づいた限界耐力値を設定する 手法に見直している(別紙4,別紙5添付-3表3(3/4)⑩参照)ため、ばらつきは考慮 されている。

(4) スナッバ全体の座屈の耐力評価式における補正係数

電共研の知見では、座屈強度の確認のために静的座屈試験を実施しているが、加振 試験においても座屈損傷を確認している。このため、電共研では座屈に対する限界耐 力値は、静的座屈試験と加振試験の結果から得られた補正係数を計算式より算出した 座屈荷重に対して考慮する手法により設定している。補正係数は、試験結果により得 られた最大負荷荷重と計算による座屈荷重の比から直接的に設定していることから、 補正係数に対してばらつきの影響を考慮する必要がある。電共研では、この補正係数 に対し、スナッバの複数の試験体に対する試験結果から、試験結果のばらつきの影響 を検討している。表5に電共研において座屈損傷を確認した型式の試験結果を示す。

なお,静的座屈試験は,一般的な材料試験の同様,静的に荷重を負荷する試験であ り,結果にばらつきがでにくいこと,座屈強度は基本構造と寸法(断面二次モーメン ト及び長さ)から決まること,基本構造には型式間の相違はないことから,試験結果 を他の型式に展開できると考え,電共研では試験体はスナッバの各型式より1体とし ている。試験にて確認された座屈発生時の荷重(試験座屈荷重)と座屈の評価式によ り算出された座屈荷重(計算座屈荷重)の比は,試験座屈荷重/計算座屈荷重= _________ となっている。なお,試験体のピン間長さは標準寸法の範囲のうち最大寸法 としており,座屈の観点で最も厳しい条件としている。

表5に示される通り,SHP型オイルスナッバについては,加振試験結果における試験座屈荷重/計算座屈荷重=____となる結果が得られている。

SHP 型オイルスナッバは図2に示す通り、ターンバックルを有した構造であり、他の基本型式と比べて部位間の剛性差が大きくなる箇所(以下「最弱部」という。)が 装置全長に対し中央に位置する構造である。他の基本型式の構造例として図3に SMS 型メカニカルスナッバの概略構造を示す。

また,加振試験では,座屈以外の構造部材及び機能部品の限界耐力取得に特化する ため,装置全長を短く設定していることから,SHP型オイルスナッバの加振試験にお ける供試体は,静的座屈試験の供試体よりも最弱部が中央に位置する構造となってい たことから,試験座屈荷重/計算座屈荷重から求まる比が小さい結果となったと考え られる。





図 2 SHP 型オイルスナッバの概略構造及びターンバックル部

図3 メカニカルスナッバの概略構造

位がなく、1/Lが表記できないため、便宜的に1/L=0の位置に、試験値/理論値の 値を示す。

電共研での試験結果では、試験座屈荷重が計算座屈荷重を下回っているが、計算座 屈荷重は計算式により算出された座屈荷重であり、実際のメカニカルスナッバ、オイ ルスナッバにおいては芯ずれ等の実機固有の理由により、計算座屈荷重より低い荷 重にて座屈することがあるため、試験結果より座屈の補正係数を設定し評価するこ とは適切である。

図4 電共研及び電共研以前に実施されたオイルスナッバの座屈試験結果

3. ばらつきの影響を考慮した限界耐力値

2. におけるばらつきの検討結果を踏まえ,機能部品(アンギュラー玉軸受)の限界耐力値 の低減を反映した限界耐力値を表 6 に示す。表 6 に記載の無い型式のメカニカルスナッバ については,ばらつきの影響を考慮しても電共研の限界耐力値からの変更が発生しないも のである。今回工認の詳細評価において,表 6 の 2 つの型式のメカニカルスナッバに対し ては,ばらつきの検討結果反映後の限界耐力値を適用し評価を行う。

	定格容量	ばらつきの検	討結果反映前	ばらつきの検	討結果反映後
型式	(kN)	最小裕度 部位	限界耐力値 (kN)	最小裕度 部位	限界耐力値 (kN)
SNS-3	30				
SMS-10	100				

表6 ばらつきの影響を考慮した限界耐力値

ロッドレストレイント耐力試験の概要

1. はじめに

本資料では、今回工認にて新規に設定したロッドレストレイントの設計評価における基準値(許 容荷重)が、ロッドレストレイントの実耐力に対して十分な余裕をもった値であることを確認する 目的で実施されたロッドレストレイント耐力試験の概要について説明する。

2. 耐力試験の目的

ロッドレストレイントの耐力試験により、ロッドレストレイントの実力の耐力値を明らかにする こととともに、メーカが従来から使用している設計手法が、ロッドレストレイントの許容限界(定 格荷重)を超える荷重に対しても適用可能であるかを確認し、ロッドレストレイントの限界耐力確 認を実施する。

また,ロッドレストレイントの限界耐力を確認することで,今回工認で新規に設定したロッドレ ストレイントの基準値(許容荷重)の妥当性を検証する。

2.1 限界耐力確認及び新規の基準値確認手順

ロッドレストレイント限界耐力評価法策定のための検討フローを図 2-1 に示す。フローのロッド レストレイントの裕度推定にあたっては、JEAG4601に基づく許容応力体系を用いる。

また,フローの予想耐力と試験結果(耐力確認荷重)の比較及び限界耐力評価の再検討に関して, 概念図を図 2-2 に示す。図 2-2 のとおり,耐力確認荷重が最小裕度部位の予想耐力を上回る結果と なった場合は予想耐力を上方修正するよう限界耐力評価法を見直し,耐力確認荷重が最小裕度部位 の予想耐力を下回る結果となった場合又は想定していなかった部位が破損ないし機能喪失した場合 は予想耐力を下方修正するよう限界耐力評価法を見直す。



図 2-1 ロッドレストレイント限界耐力確認手順

	机上計算による 予想耐力算出	試験における耐力確認 荷重の確認	限界耐力値の設定
耐力確認荷重が 予想耐力を上 回った場合	予想耐力	耐力確認荷重	限界耐力値
耐力確認荷重が 予想耐力を下 回った場合,又 は想定していな かった部位が破 損ないし機能喪 失した場合	予想耐力	耐力確認荷重	予想耐力を 下方修正 限界耐力値

図 2-2 限界耐力評価の再検討方針の概要図

3. ロッドレストレイント耐力試験

3.1 試験対象の選定

島根2号機における使用実績を調査し、特に地震動の増加が懸念される箇所であるSクラス及び Ss機能維持範囲に設置されるロッドレストレイントの型式を抽出した。代表となる基本型式の構 造図を図 3-1 に示す。



基本型式:RSA型ロッドレストレイント



①ブラケット、②ピン、③パイプ、④コネクティングパイプ、
 ⑤コネクティングイーヤ、⑦クランプ

基本型式: RTS 型ロッドレストレイント(型式 06~25) 図 3-1 RSA 型及び RTS 型ロッドレストレイント構造図

> 別紙7-4 **369**

3.1.1 異常要因分析を踏まえた耐力試験における評価対象選定の基本的な考え方

ロッドレストレイントの耐力試験における評価項目を明らかにするために異常要因分析を実施した。

その結果,表 3-1 に示すロッドレストレイントの異常要因モードで代表できることが確認された。

また,構造部材の損傷として,構造部材の部材ごとの変形等に加えてロッドレストレイント全長 に対する座屈が考えられることから,ロッドレストレイントの地震時及び地震後の機能を確認する ための「機能維持評価のための耐力試験」に加えて「座屈評価のための耐力試験」を行うこととし た。

異常要因分析を踏まえて耐力試験における評価対象となる部位を基本型式ごとに一覧化したもの を表 3-2-1 及び表 3-2-2 に示す。

各々のロッドレストレイントは、型式及び容量ごとに若干の差異はあるものの、構成部品は概ね 同様であることから、代表型式及び容量について限界耐力を確認すれば、他の型式及び容量へ展開 可能であることを確認した。

表 3-1 ロッドレストレイントの異常要因モード

番号	部品
2	ピン
3	スヘリカルアイボルト
4	アジャストナット
5	パイプ

表 3-2-1 RSA 型ロッドレストレイントの構造部材

表 3-2-2 RTS 型ロッドレストレイントの構造部材

番号	部品
2	ピン
3	パイプ
4	コネクティングパイプ
5	コネクティングイーヤ

3.1.2 支持機能評価裕度確認のための耐力試験対象の選定

構造部材の強度評価から,耐力試験における評価対象となる構造部材の予想耐力を推定した上 で,座屈を除く裕度(予想耐力/定格荷重)を推定した。

さらに,各型式で裕度が最小の部品を特定し,最小裕度部品が同じ型式でグループ化を行った。 (最弱部のグループ化)なお,ここでは予想耐力による最小裕度部品をもとにグループ化している ため,後述する限界耐力による最小裕度部品とは一部異なる。

各型式の最小裕度部品の特定結果を表 3-3-1 及び表 3-3-2 に示す。

耐力試験対象型式は、表 3-3-1 及び表 3-3-2 に示したグループの中から、代表的な定格荷重となる型式を選定した。なお、各型式の試験体は1体とし、各型式において RSA-6(定格容量 60kN)のもののみ試験のばらつきを確認するために3体とした。各型式の試験体選定結果を表 3-4-1 及び表 3-4-2 に示す。

なお,ばらつきの確認は最小裕度部位,耐力確認荷重が異なる試験体間で同様の結果となること を確認するために実施するものであり,破損時の荷重(最大負荷荷重)のばらつきを評価するため のものではない。

グループ	型式	最小裕度部品
1	RSA-06, 6, 10, 16, 25	スヘリカルアイボルト (穴部引張)
2	RSA-1	スヘリカルアイボルト (ボルト部引張)
3	RSA-3	球面軸受(支圧)*

表 3-3-1 RSA 型ロッドレストレイントの最小裕度部品

注記*:球面軸受については, SMS 型メカニカルスナッバ及び SN 型オイルスナッバと同一仕様のものを使用しており, 電共研の試験結果が代用可能である。

表 3-3-2 RTS 型ロッドレストレイントの最小裕度部品

グループ	型式	最小裕度部品
1	RTS-6, 10, 16, 25	コネクティングイーヤ (穴部引張)
2	RTS-06, 1	コネクティングパイプ(溶接部せん断)
3	RTS-3	球面軸受(支圧)*

注記*:球面軸受については, SMS 型メカニカルスナッバ及び SN 型オイルスナッバと同一仕様のものを使用しており, 電共研の試験結果が代用可能である。

表 3-4-1 RSA 型ロッドレストレイント試験体選定結果

グループ	型式	定格荷重	試験体数	備考
	RSA-06	6kN	1	最小容量
1	RSA-6	60kN	3	ばらつき確認対象
	RSA-25	250kN	1	最大容量
2	RSA-1	10kN	1	
3	_	_		スナッバ(電共研)にて知見有

表 3-4-2 RTS 型ロッドレストレイント試験体選定結果

グループ	型式	定格荷重	試験体数	備考
1		_		RSA 側で代表して実施
2	RTS-1	10kN	1	同一グループ内の最大容量
3		_	_	スナッバ(電共研)にて知見有

3.1.3 座屈評価裕度確認のための耐力試験対象の選定

構造部材の強度評価から、耐力試験における評価対象となる構造部材の予想耐力を推定した上 で、座屈を含む裕度(予想耐力/定格荷重)を推定した。

この推定に基づき,座屈裕度最小となる型式が 60kN 以下のもの(06,1,3,6)であることが確認 されたことから、この中から代表として RSA-6 を静的座屈試験の試験体として選定した。

なお、電共研におけるスナッバの静的座屈試験における知見では、座屈の限界耐力は、耐震支持 装置全長(ピン間距離)Lに対する最弱部*の位置 Qの関係から以下に示す傾向変化を確認してい る。

ロッドレストレイントにおいても同様の傾向となることを確認する目的から、以下に示す試験体 を選定した。

・RSA-6(定格荷重 60kN) ピン間距離= 1体 1体

RSA-6(定格荷重 60kN) ピン間距離=

また、座屈評価法のための耐力試験は静的試験であり結果にばらつきがでにくいこと、座屈強度 はロッドレストレイントの基本構造と寸法から決まること、基本構造はどの型式も同じであること から、材料力学の考え方に基づき試験結果を他の式に展開できるため、代表として試験体は1体と した。

注記*:電共研の知見では、断面二次モーメントが大きく変化する点としており、具体的には本体 部とイーヤ部が接続する点のことを示し、主にねじによる締結部のことを示している。ロ ッドレストレイントの場合, RSA 型ロッドレストレイントのスヘリカルアイボルトのボル ト締結部が相当する。

4.1 耐力試験における試験項目

4.1.1 支持機能評価裕度確認のための耐力試験

ロッドレストレイントの地震時等における支持機能に係る評価裕度確認のため,定格荷重以上の 負荷荷重による加振試験を実施した。

4.1.2 座屈評価裕度確認のための耐力試験

ロッドレストレイントの座屈評価裕度確認のため,定格荷重以上の負荷荷重による静的圧縮試験 を実施した。

4.2 耐力試験における試験内容

4.2.1 支持機能評価裕度確認のための耐力試験(加振試験)

所定の目標加振荷重レベルから開始し、ロッドレストレイントの支持機能が維持できなくなった 加振荷重レベルまで加振荷重を段階的に増加させて試験を実施した。なお、入力は変位制御にて行った。試験入力条件を表 4-1 に示す。

耐力試験の試験入力条件は、地震による繰返し交番荷重を想定し既往知見での配管試験同様、正 弦波入力としている。なお、ロッドレストレイントは静的機器でありメカニカルスナッバのような 動剛性の振動数依存性(別紙5図4-18参照)はないことから、入力波の振動数等の設定が耐力値 の取得に与える影響はないが、定格荷重の大きな型式における加振試験では加振荷重が大きくなる ため、加振機の性能を考慮して加振条件を設定した。このような条件設定方法については、JNE S研究における設定と同様である。(別紙5 4.2.2 正弦波加振試験(1)及び(2)参照)

表 4-1 試験入力条件

計廠友	加振	条件	7. 五亦侍
	入力波 サイクル数		八刀変位

a. 試験方法

なお、ロッドレストレイントは静的機器であり、配管の自重・熱膨張等、長期荷重を支持する こと、及びスナッバのような動的機構の応答速度に起因した周波数特性はないことを踏まえ、加 振条件は、加振器の性能制限などを考慮して設定した。試験は変位制御とし、変位を入力するこ とで荷重を発生させた。

b. 試験装置

振動試験装置の概要を図 4-1 に示す。



c. 取得データ

構造部材の耐力確認のため,損傷に至るまでの最大変位及び最大荷重についての荷重変位特性を 取得した。試験結果から得られる荷重変位特性イメージを図 4-2 に示す。



Ft, Fc: 平均ばね定数算出用荷重(引張, 圧縮)
dt, dc: 平均ばね定数算出用変位(引張, 圧縮)
K: ばね定数(K = (|Ft|+|Fc|)/(|dt|+|dc|))

図 4-2 荷重変位特性のイメージ

4.3.2 座屈評価裕度確認のための耐力試験(静的圧縮試験)

a. 試験方法

試験体を試験機に取り付け,圧縮方向に変位を入力し,発生する荷重を記録する。変位の入力は 本体が座屈するまで入力する。

b. 試験装置概要

静的圧縮試験の装置概要を図 4-3 に示す。

図 4-3 静的圧縮試験装置の概要

4.3 耐力試験結果

4.3.1 支持機能評価裕度確認のための耐力試験(加振試験)

ロッドレストレイントが損傷し,支持装置の機能が維持された状態における最大荷重(最大負荷 荷重)と機能喪失する試験ケースを除いた試験ケースにおける最大荷重(耐力確認荷重)等をまとめ た結果を表 4-2 に示す。RSA型ロッドレストレイント及びRTS型ロッドレストレイントの加振試験 における時刻歴荷重波形の代表を図 4-4 及び図 4-5 に示す。

なお、いずれの供試体においても共通して以下の損傷モードが確認された。

- (1) イーヤ穴部径拡大(ギャップ拡大)
- (2) イーヤねじ部曲り、き裂発生及び破断
- (3) ピン破断(せん断破壊)
- 4.3.2 座屈評価裕度確認のための耐力試験(静的圧縮試験) 静的圧縮試験を実施した表 4-2 にあわせて示す。

図 4-4 供試体 No. RSA-06-1 の加振試験における時刻歴荷重波形

図 4-5 供試体 No. RTS-1-3 の加振試験における時刻歴荷重波形

		Θ		- 44	、験結果		強度計算結果 (予測値)		0	
18 - 17 4는 117		定格	最大負荷	荷重(kN)		0			耐力確 ◎ / ◎	()
供款件 No.	型式	荷重		4% 	損傷箇所	予測値	最小裕度部位	評価区分	認荷重	$\overline{\mathbb{Q}}$
		(kN)	5115天	/工術自		(kN)			(kN)	
1 20 130	20 V.30	c			・イーヤ穴部 穴径拡大					
K2A-U0-I	00-PCN	ת			・イーヤねじ部曲り					
0 1 100	- - 	L			・イーヤ穴部 穴径拡大					
K2A-1-Z	1-РСЛ	eT			・イーヤねじ部曲り					
7 <i>3</i> 730	J NOT	00			・イーヤ穴部 穴径拡大					
4-0-Асл	0WCN	20			・イーヤねじ部曲り					
ר מי אימר אימר	U V V U	00			・イーヤ穴部 穴径拡大					
с-о-Асл	0-PCN	90			・イーヤねじ部曲り					
<i>9-9</i> -VSG	9 - V 30	00			・イーヤ穴部 穴径拡大					
0-0-ACN	0-PCN	20			・イーヤねじ部曲り					
2 JO VOG	Lo v Cu	L L C			・イーヤ穴部 穴径拡大					
1-07-ACN	C7-ACA	6/5			・イーヤねじ部曲り					
с-1-2Д	DTC_1	ы т			・イーヤ穴部 穴径拡大					
C-1-CIN	1-CIN	61			・ピン破断(せん断破壊)					
RSA-6-11	RSA-6	90			・イーヤねじ部曲り					
RSA-6-12	RSA-6	06			・イーヤねじ部曲り					
注記*:R	SA-6-11 ∬	Z Ur RSA	1-6-12 は	至屈評価裕	演確認のための耐力試験	<u> </u>	縮試験)の供試体である	5ため、最大負	荷荷重は圧縮荷重の)みを取得

している。なお, RSA-6 における引張荷重は,供試体 No. RSA-6-4~6 にて確認している。

表 4-5 ロッドレストレイント耐力試験結果

別紙7-16 **381**

4.4 耐力試験結果の考察

耐力試験結果より,公称応力による予想耐力と耐力試験で得られた耐力確認荷重との関係を比 較・検討し考察を行うとともに,耐力試験の再現性についても確認した。

4.4.1 予想耐力との比較等による耐力試験結果の考察

評価対象部位について、耐力試験結果から得られる耐力確認荷重を予想耐力と比較し、以下のように大別した。

- (1) 耐力確認荷重が予想耐力を上回った場合(図 2-2 の上段の場合) 加振試験で得られた耐力確認荷重については、いずれの供試体においても、予想耐力を上回る ことを確認した。
- (2) 耐力確認荷重が予想耐力を下回った場合 (図 2-2 の下段の場合)_____

耐力確認荷重が予想耐力を下回った評価項目としては,RSA-6-11 座屈耐 力が該当する。RSA-6-11 については短尺の装置に対する座屈強度確認のために実施したもので あり,座屈予想耐力が kN に対し,耐力確認荷重は kN となり,耐力確認荷重が予 想耐力を下回った。RSA型ロッドレストレイントはいずれの型式においても共通して,イーヤね じ部曲りによる損傷が確認されており,この部位の曲げ強度がRSA型ロッドレストレイントの最 弱部であることが考えられる。このことから,RSA-6-11の静的圧縮挙動においても,座屈損壊 が生じる前にイーヤねじ部の曲げが生じていたものと考えられる。このため,RSA-6-11の座屈 耐力は,耐力確認荷重に基づく定量的な確認はできないものの,耐力確認荷重よりも高いことが 推定される。

また,長尺の装置を想定した RSA-6-12 についても,ほぼ同様な損傷形 態及び耐力確認荷重が確認され,耐力確認荷重が kN に対し,座屈予想耐力の kN を上回る結果となった。

これらのことから、RSA型ロッドレストレイントの耐力はイーヤねじ部曲げ変形に基づき設定 することが適切であると考えられる。

4.4.2 耐力試験の再現性

再現性を確認するための RSA-6 の試験体 3 体に対する試験では、いずれも、①イーヤ穴部にお ける穴径拡大と、②イーヤねじ部曲りを確認した。表 4-2 に示すとおり、最大負荷荷重は圧縮及 び引張側ともに同程度の値を示し、損傷箇所、損傷の様相もほぼ同一のものであったことから、 再現性を有していると考えられる。 5. ロッドレストレイントの二次評価荷重の妥当性確認

ロッドレストレイント耐力試験は、その試験結果が、試験実施対象以外の型式にも適用可能とな るよう、損傷要因分析の網羅的な確認に基づき、供試体の選定及び試験条件を設定し試験を実施し た。また、試験結果は再現性を有することを確認した。この試験結果に基づき、ロッドレストレイ ントの二次評価荷重の設定の妥当性を確認する。

耐力試験にて確認した耐力確認荷重に対する定格荷重の裕度(表 4-2 の③/①の値)と, JEA G4601に規定の許容限界に対する定格荷重の裕度の比較を表 5-1に示す。なお、ロッドレスト レイントは、すべての加振試験において耐力確認荷重が予想耐力を上回っており、かつ予想耐力を 上方修正する必要がないため、限界耐力値は設定せず、JEAG4601に規定の許容限界及び試 験結果として耐力確認荷重との比較を行う。

表 5-1 に示すとおり、今回工認で適用する新規耐力係数は、いずれの裕度よりも保守的に設定されていることから、新規耐力係数に基づき設定されるロッドレストレイントの二次評価において適用する新規基準値は妥当であることを確認した。

	学校		定格荷重の	裕度		
型式	荷重	JEAC に規定の	34601)許容限界	耐力試験における	新規耐	力係数
	(KIV)	III A S	IV A S		III ∧ S	IV A S
RSA-06	9					
RSA-1	15					
RSA-3	45					
RSA-6	90					
RSA-10	150					
RSA-16	240					
RSA-25	375					
RTS-06	9					
RTS-1	15					
RTS-3	45					
RTS-6	90					
RTS-10	150					
RTS-16	240					
RTS-25	375					
RTS-60	900					

表 5-1 ロッドレストレイント耐力試験結果と新規耐力係数の比較結果

別紙8

ロッドレストレイントの新規耐力係数にあたってのばらつきの考え方

1. はじめに

ロッドレストレイントの新規耐力係数設定にあたり,ロッドレストレイント耐力試験 結果に対するばらつきの考え方について,本資料に示す。

2. ロッドレストレイントのばらつきの考え方

ばらつきの考え方の観点を以下に示す。

- (1) ロッドレストレイントの個体差及び構造
- (2) ロッドレストレイント耐力試験結果
- (1) ロッドレストレイントの個体差及び構造

ロッドレストレイントは精密部品で構成され、品質管理(材料,製作等)が十分実施 されている工業製品であることから、ロッドレストレイントの個体差によるばらつきは 基本的に小さい。

また,ロッドレストレイントは静的機器であり,スナッバのように機能部品を有さな いことから,JEAG4601に規定の許容限界に基づき新規耐力係数を設定すること で,一般的な支持構造物と同様にばらつきを考慮した評価が可能である。なお,材料の 許容限界については,規格に基づいた許容応力を適用していることから,ばらつきは考 慮されている。 (2) ロッドレストレイント耐力試験

(1)のとおり、ロッドレストレイントは、個体差が少なく、静的機器であるため、一般的な支持構造物と同様にJEAG4601に規定の許容限界に基づき新規耐力係数を 設定することでばらつきを考慮することが可能であるが、ロッドレストレイント耐力試験において実施したばらつき確認結果からも、ばらつきに対する妥当性を検討する。

ばらつき確認として実施したロッドレストレイント耐力試験結果を表 2-1 に示す。ロ ッドレストレイント耐力試験においては,RSA-6 をばらつき確認対象として 3 体の試験 を実施しており,損傷箇所は全てイーヤ穴部の穴径拡大及びイーヤねじ部の曲りであ り,損傷箇所は全て同一であった。また,最大負荷荷重の差は,最大でも圧縮側荷重の RSA-6-6 (kN)とRSA-6-5 (kN)の差: kN であり,最大値に対 し 10%程度の差であった。

耐力試験を実施している型式の耐力試験結果と新規耐力係数の比較結果を表 2-2 に示 す。ロッドレストレイントのばらつきは最大でも 10%程度であることに対し,新規耐力 係数は最低でも 20%程度の裕度を持って新規耐力係数を設定している。従って,新規耐 力係数の設定にあたり十分な余裕を取っていることから,ばらつきの影響は新規耐力係 数の持つ裕度に含まれる。

	型式	定格	試験結果		
供試体 No.		荷重	最大負荷荷重(kN)		相復答武
		(kN)	引張	圧縮	1月167回7月
RSA-6-4	RSA-6	90			・イーヤ穴部 穴径拡大
					・イーヤねじ部曲り
RSA-6-5	RSA-6	90			・イーヤ穴部 穴径拡大
					・イーヤねじ部曲り
RSA-6-6	RSA-6	90			・イーヤ穴部 穴径拡大
					・イーヤねじ部曲り

表 2-1 ロッドレストレイント耐力試験結果(ばらつき確認)

		1	2	耐力確認荷重に対
	定格	耐力試験における	新規耐力係数	する新規耐力係数
型式	荷重	耐力確認荷重(定	IV A S	の裕度
	(kN)	格荷重の裕度)		(1-2/1)
				×100 (%)
RSA-06	9			
RSA-1	15			
RSA-6	90			
RSA-25	375			
RTS-1	15			

表 2-2 ロッドレストレイント耐力試験結果と新規耐力係数の比較結果

3. まとめ

ロッドレストレイントは精密部品で構成されているため個体差によるばらつきは小さ く,静的機器でありJEAG4601に規定の許容限界に基づき新規耐力係数を設定し ているため,ばらつきは考慮されている。また,ロッドレストレイント耐力試験で生じ たばらつきは,新規耐力係数が持つ裕度より小さい。

以上のことから,島根2号機で設置したロッドレストレイントの新規基準値は,ばら つきを考慮した許容値である。